

第九十八回国会 参議院 商工委員会 會議録 第七号

昭和五十八年四月十二日(火曜日)
午前十時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 亀井 久興君
理事 野呂田芳成君
降矢 敬義君
吉田 正雄君
市川 正一君

委員 岩本 政光君
大木 浩君
楠 正俊君
福岡日出麿君
降矢 敬雄君
松尾 官平君
森山 眞弓君
阿具根 登君
村田 秀三君
馬場 富君
井上 計君
森田 重郎君

国務大臣 通商産業大臣 山中 貞則君
国務大臣 (経済企画庁長官) 塩崎 潤君

政府委員 経済企画庁調整局長 田中誠一郎君
通商産業大臣官房長 柴田 益男君
通商産業大臣官房審議官 野々内 隆君

通商産業大臣官房審議官 斎藤 成雄君
通商産業大臣官房審議官 池田 徳三君
通商産業省通商政策局長 中澤 忠義君
通商産業省貿易局長 福川 伸次君
通商産業省産業政策局長 小長 啓一君
通商産業省基礎産業局長 植田 守昭君
通商産業省機械情報産業局長 志賀 学君
通商産業省生活産業局長 黒田 眞君
工業技術院長 川田 裕郎君
資源エネルギー庁長官 豊島 格君
資源エネルギー庁長官官房審議官 松田 泰君
資源エネルギー庁石油部長 松尾 邦彦君
中小企業庁長官 神谷 和男君
中小企業庁計画部長 本郷 英一君

事務局側 常任委員会専門員 町田 正利君
参考人 石油公団理事 松村 克之君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件
○産業貿易及び経済計画等に関する調査(通商産業行政の基本施策に関する件)
(経済計画等の基本施策に関する件)

○特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する

法律案(内閣提出、衆議院送付)
○特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(亀井久興君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査のため、本日の委員会に参考人として石油公団理事松村克之君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(亀井久興君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(亀井久興君) 産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

さきに聴取いたしました所信等に対し質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉田正雄君 先般来、石油備蓄問題についていろいろ質疑をやつてまいりました。この問題も、できたらきようで通産当局の見解を伺つて一応終わりたいと思つておりますが、また残るようなことがあれば、これは別の機会でお伺ひしたいと思つております。

そこで、大臣、いままで何回か私の質問をお聞きになつていただいて、私の言い分についてはそれなりに御理解もいただいたと思うんです。私は、経済安保とか、エネルギー安保という観点で、国民生活に必要なエネルギーというものを確保していくということは、行政上、政治上、これは重大なことであると思ひますし、その必要性は認めますけれども、ただ、そこにエネルギー浪費構造

を逆につくり上げていくということになつては非常にまずいと思うんです。たとえば、今度法案がかつております特定不況産業の構造改善等につきましても、長期的な展望がないままに生産設備を拡大をして、そして過剰生産に陥つて、逆にまたその設備を廃棄しなければならぬということですから、資源のないわが国、エネルギーの少ないわが国にとっては非常にむだだということになるわけですね。

そういう点で、私は長期的な見通しというものについては、現状の分析というものをきちつとやる必要があると思ひますし、それから、数字的に明らかに問題は、これはやはり科学的、客観的にきちつと分析上から数字というものをほじき出していく必要があると思ふんです。そういう客観的な情勢分析に立つて、仮に、答えが二つといひますか、どういふ政策選択をするかということについては、政治的判断とか、政策的判断ということでは、これは事務当局が積み上げてきた、そういう客観資料に基づいて、最高責任者である大臣が判断をしていただく、これが私は正しい政治的な判断じゃないかというふうに思つておるんです。それだけに私は、事務当局の、大臣の判断を仰ぐ場合の資料等については、正確なものでなければいけなし、的確なものでないといけないと思ふんです。もし、そこに誤りがあるといひますと、政策判断を誤るということにならうかと思ふんです。

そこで、ずいぶん石油問題でも、私時間をかけてやつてまいりましたけれども、いままでの答弁の中では、将来の展望について情勢が流動的であるとか、あるいは財政面で不明確な点があるとか、あるいは大蔵省との交渉状況によるというふうな説明で、空白な部分というものがあつたわけです。しかし、最終的な計画に基づく数字というの

ははつきりいたしているわけですね。したがって、途中経過についてどうなのか、あるいは国備予算関係の展望というものはどうなるのか、こういうものがなないと、計画だけあるけれども、やってみたら大変な赤字財政になるということでは困ると思うんです。いままでの議論を通じて、しかも通産省当局からいただいた資料をもとにして、この国家備蓄基地計画の将来展望というものを、財政的に非常に困難性が予想されます。

御理解をいただくために、きょう大臣のお手元にも行つたかと思ひますけれども、各委員の皆様方にも資料を配付をして、余り数字を口で言つてもなかなかはつきりいたしませんので、そういうことで、今後の国備関係費用というものが一体どういうふうなふうにかかってくるのかというのを一覽表にしたのが一枚と、その内容について注釈をつけた補注という、二枚を出しましたので、それをごらんになりながら、大臣からも十分ひとつ御検討をいただきたいと思つております。

そこで、表の説明を若干いたしますけれども、いまの通産省の備蓄計画というものを見たとき、三千万キロリットルということになっておるわけです。三千万キロリットルの備蓄の際、民間が仮に参加をしたという場合には、二割が上限ということになっておりますけれども、その場合にはタンク容量が四千四百万キロリットルになるわけです。

それから民間が参加をしないという場合、三千万キロリットルというものを備蓄をするということになりますと、タンク容量というものは三千五百二十万キロリットルになります。

それから仮に民間タンク等でまだ余裕のあるところがたくさんあるわけですね。この前の数字でも概算では二千万キロリットルくらいあるのじゃないかということだったんですが、その後審議の中や、民間タンクの状況等を資料によって調べますと、少なくとも千六百万キロリットルくらいは余裕量というものを持っております。その場合と

ういう状況になるのかということですが、三千万キロリットルで民間が不参加の場合でも、II-(i)、II-(ii)、II-(iii)、II-(iv)というふうな民間が全然ないという場合が一番左のII-(i)になるわけですね。それからII-(ii)というものが少しある場合、三番目もつとある場合ですね。四番目というのができるだけ民間というものの——これは民間不参加ですね。

それから、三番目の方です。三番目の方が二千万キロリットルで民間が不参加の場合、いろいろ例があります。たとえばむつ小川原、それから苦小牧東と、福井の一期分、秋田の一期分、この福井の一期分がごとし三月、から建設に入つておるわけですね。それから秋田の一期分というものが四月から建設に着手するといふふうになっておるわけですが、その場合大きなマルというものは、そこに可能な限り入れていくということになるわけです。小さなマルというものは、全部でなくてもある程度入れていくといふふうな状況ですね。幾つかのケースに分けてあるわけですね。大きなIIIというの一番右になります。二千万キロリットルで民間が不参加という場合のタンク容量、これはいまの三千万キロリットルでは過大だという想定のもとで二千万キロリットルでもいんじやないかと、これはIEA等の、この前から議論をやつております備蓄量そのものの適正量というものは何かということ考えた場合には二千万キロリットルでも十分ではないかという観点から二千万キロリットルで、これは民間不参加という場合を考へておるわけですね。

そこで、左側のうち国備基地でA1、A2、A3、A4ということで、ずつと各基地の名前が書いてありますけれども、いま申し上げましたように、A1というのはいまに基地建設が行われ、着工したところなんですね。それからA2というのはいまも申し上げましたように、三月着工、秋田が四月着工予定というところですね。

それからA3というのはいま福井、秋田の二期分と

白島、上五島ですが、これは立地は決定いたしておりますけれども、未着工というところですね。それからA4というのはいま、候補に挙がつておりますけれども、まだ立地は決定を見ていないというところ、志布志、馬毛島、久慈などです。それから、その表の中でマルの次に括弧がしてありますのは、これはタンクの容量です。先ほど申し上げましたように、大きなマルというの十分にはそのタンクを活用するといふことと、小さなマルというの全部でなくて利用できる、一部利用するといふことであるわけですね。それからその詳細のことは、A1からA4の違いというものは、補注のほう一枚の紙の方に、そこにずつと書いてありますからこれを見ていただきたいと思います。

それからもうひとつ具体的に申し上げますと、いま通産省が進めようとしている民間借り上げの、一番左の方に民間借り上げのI-I、それからII-(i)ないし両者の中間ケース、これは民間参加を要する二〇%という場合の説明と、それから真ん中の三千万キロリットルで民間が不参加の場合のII-(i)というものを、そういうものに沿つてもう少し詳しく説明を申し上げますと、まずここで申し上げたいと思つておりますのは、将来の建設費とか油代借り入れの利息なり、それから建設総額がどのようにふくらんでいくのか、その返済がどういふふうになっていくのかということの説明をいたしたいというふうに思つておるわけですね。一番左の欄のところに、一番上タンク容量になつておりますが、その下に借り入れ等と、こういうふうになつておりますので、その借り入れ等について説明を申し上げます。

まず①、この①とそれから②、つまり建設費借り入れの累計と、油代の借り入れ累計がどうなるかということですね。それから米印が書いてあります。たとえば③の油代借り入れ累計というところが、一番左のところを見ますと一兆五千億円、こうなつておるわけですね。これは借り入れですから、これはずつと右までずつと一兆

五千億円になつておるわけですが、これは通産省からいただいた資料でそうなつておるわけですね。

それから④建設費借り入れについても、この数字八千八百というのと、それから三千万キロリットルのところのII-(i)ですね。そのところでは一兆一千億円ということになつておるわけですね。それから二番目の⑤のところですね。⑤というのは、備蓄会社から公団への六十三年度までの元金返済額です。これが千二百五十億円です。これはたとえば一番上の方にありますむつ小川原というところがあります。むつ小川原では五十八年度にオイルインしているわけですね。そうすると六十三年度までに約五年半、タンク利用料のうち減価償却費を、これが千九百円、一キロリットル当たりということになつておるわけですね。これを備蓄会社から公団への建設元金返済に充てるということになつておるわけですね。

それからA1からA3の既存六プロジェクト全体で、六十三年度末までに約六千六百万キロリットルの返済が出てくるわけですね。計画に従つてやっていきますと、そういたしますと、減価償却分、つまり備蓄会社から公団への借入金返済額というの、一キロリットル千九百円ですから、それに六千六百万キロリットルというものを掛けますと、千二百五十億円という⑤の数字というものが出てくるわけですね。

それから⑥の建設費借り入れ残高、つまり①の借り入れ累計から備蓄会社が公団へ返済した分を引いた分ということになるわけですが、これは一兆五千億円から千二百五十億円を引けばよろしいわけですね。そうするとその数字が出てくるわけですね。一番左のところでは一兆五千億円から千二百五十億円引きますから、残高というのが一兆三千七百五十億円、それから真ん中の三千万キロリットルの民間不参加のII-(i)というところを見ますと、これは建設費借り入れが一兆一千億円、これは通産資料から出ておりますから、そこから返済金の千二百五十億円引きますと一兆、九千

九千

七百五十億円という数字が出てくるわけですが、それから油代の借入れは先ほど申し上げたとおりです。一兆五千億円になるわけですね。

それから、六十三年度末の油代借入れの残高がどうなるかということですが、これは通産省も認めておられますように、油代借入れの利子補給だけは千三百億円というものをこれは通産省も認めているわけですね。そうすると六十三年度までの利子補給はあっても元金の返済がないわけですね。いままでも返されてないわけですから、そういう点で元金の返済がないということで見えてきますと、そこに残高というものがそのまま残高として残っていくことになるわけですね。

その次、六十四年度国備関係費というのがございますけれども、その六十四年度予算で、そのうち③の公団備蓄増強対策補給金、これは油代の借入れの利息です。これはいま申し上げましたように千三百億円。これは大体予算に乗っかっておるわけですが、これはずっと続いていくものというふうにも思われるわけですね。

それから、④は公団備蓄事業費等交付金、主として備蓄経費ということで、これも千五百億円というものが通産資料で示されております。

そういったしますと、①と②ですね、これは建設費元金の返済、それから建設費借入れの利子ということになるわけですが、この①プラス②の金額の合計ですね、これをいま三千五百万キロリットルのⅡ(i)というところを見ていただきますと、一番上の三千五百万キロリットルの民間不参加というところがありますが、そこは四つに分かれておりますけれども、そのうちの一番左のⅡ(i)というところですね、そこを見ていただきますと、ずっと下へ参りますと、千五百万から千六百万という数字がございまして、これはいま申し上げました建設費元金の返済と、その借入利子の合計です。これを、そこに二十年返済、十五年返済というふうにしてありますが、いま減価償却が十五年ということですから、十五年の計算

でやれば千六百六十億円返さなければいけない。それから、二十年という場合には千五百億円。これは元利均等という計算で出したものです。元金だけ均等にいたしますと、当初の返済額が非常に大きくなっていくわけですね、後に行つてだんだん小さくなっていくわけですね。この場合には一応十五年、二十年の元利均等返済の数字がそこに掲げましたように、二十年の場合には千五百億円、十五年の場合には千六百六十億円ということになるわけですね。

そういったしますと、これらの①、②、③、④というところをずっと合計といいますが、それを見ますと、必要となる国備関係費というのが、いま国が進められておるの三千五百万キロリットルで民間不参加というふうにおつちやつてますから、主としていま申し上げましたこの真ん中の三千五百万キロリットル民間不参加のⅡ(i)に沿つていきますと説明をいたしますと、その国備関係費が二十年返済を考えた場合には三千八百十五億円、十五年返済を考えた場合には三千九百六十億円というものが必要になってくるわけですね。

そこで、今度はその下の段へ移しまして、一番左側の④、⑤、⑥というふうにして書いてありますが、④というところは五十八年度から六十三年度の国備関係費の不足累計額がたつてどうなるかということ計算をいたしたわけですね。そうすると、国備関係費というのは五十八年度予算では千六百五十億円なんです。そこで、千六百五十年度にはどうなるかというところ、千八百五十年度から千九百六十年度と、毎年一定額ずつふくらんでいくというふうな考えの場合、石油の税率三・五%のままで充て可能な国備関係費がどれくらいになるかというところ、千五百億円なんです。そういったしますと、いま言った国備関係費が三千八百五十年度から千九百六十年度というところになつてまいりますから、その千五百億円との差額というものがそこへ出てくるわけですね。したがつて、その④の数字の千六百三十億円から千六百七十億円というの、五十八年度から六十三年度までの累計額です。つまり、これだけ赤字になるといふことですね。三角印で六千三百億から六千七百億円というふうにしてあるわけですが、これが国備関係費が五十八年度から六十三年度の間に不足する累計額です。どうして出てきた数字かはいま申し上げたとおりですね。

そこで、充て可能な千五百億円のこの国備関係費というのは一体どこから出てきたかということになるわけですが、これは石油勘定の原資として、原重油関税、剰余金等、これが五十八年度予算では二百二十一億円です。それから石油税の繰り入れが四千二百九十億円のほぼ一〇〇%近い九九%が繰り入れられておりまして、これが四千二百五十億円ということ、石油勘定の合計といたのが四千四百七十一億円、うち、国備関係費がその約三七%の千六百五十三億円ということになるわけですね。

ところが、御承知のように石油税が減少してまいっているわけですね。この前も原油等の値下がりによつて、石油税の場合には従価税なんです、したがつてこれが減つてくるということ、大体この前の場合には約六百億円くらい減つてくるだろうということでありまして、いまの四千二百九十億を三千六百五十九億として、さらにその繰り入れを九九%でなく一〇〇%としても、そのまますべて石油勘定に入れても、さっき言った原重油関税、剰余金、これが二百二十一億円ですが、それをそのまますべて石油勘定全体で三千八百八十億円になります。したがつて、そのうち国備関係費を現行と同じく三七%と見ますと千四百三十四億円になるんですね。まあしかし、これを多目にしても千五百億円という数字が出てくるわけですね。したがつて、いま言ったように五十八年度から六十三年度までの累積不足額が六千三百億円から六千七百億円という数字にふくらんでいくわけですね。いまの不足累計額④。

質疑の中でやりとりで、いままでの余つた分の約五千億円を積んであるといいますが、手持ちがあると、こういうことですね。その五千億円というものを加えた分、一般会計からの未繰入分です、これが約五千億円くらいあるということですから、その不足額に五千億円をつぎ込んだというものと、それから備蓄会社から六十三年度までの元金返済というものがあつたわけですから、これら全部加える、つまり五千億円と備蓄会社からの六十三年度までの元金返済、これを全部入れても、いま言った④の不足額と比較をいたしますと、二十年度返済でも五十億円の赤字、それから十五年返済の場合には四百五十億円の赤字という数字が出てくるわけですね。

それから⑤です。六十四年度以降約十五年間の毎年の備蓄会社から、公団への建設元金の返済がどうなるかということですが、これは、先ほど申し上げましたように、タンク利用料、そこから減価償却分で返していくわけですから、六十四年度以降三千五百二十万キロリットル、一番上に書いてありますタンク容量三千五百二十万キロリットルですから、この三千五百二十万キロリットル分のタンク利用料、その中の減価償却分、一キロリットル千九百円というものの総計というのが六百六十九億円になるわけですね。

それから⑥というの、これはいま言ったその上の⑤、返済分が、石油勘定の国備関係費、先ほど申し上げました千五百億円からは独立した財源になり得るから、したがつてこの千五百億円に⑤を加えたものというものが⑥になるわけですね。それからその類がその同じ欄のところに二千六百九十億円と、こういうことになるわけですね。そしてその⑥の下の⑦というの、したがつて④から⑤、先ほどの、その上の欄に①②③④⑤と書いてありますが、その必要となる国備関係費、⑤を④から引いたもの、これが幾らになるかということになるわけですね。そういったしますと、その④から⑤を引きますと、千七百九十億円の赤字、つまり六十四年度以降毎年度国備関係費が千七

百九十億円も不足をするということなんです。そこで今度は①ということなんですけれども、①は御承知のように石油税の税率を現行三・五％ですが、これを引き上げる必要があるのかないのかという検討に入ってくるわけです。そういたしますと、各欄三千キロリットル、民間参加の場合が二つのケース、それから民間不参加の場合が四つのケースというふうな三つに大きく三つに分けてあるわけですが、それぞれについていまま言つたような計算をいたしますと、一番左から申してまいりますと、三千キロリットルの備蓄で民間が参加をした場合、その場合にはタンク容量が四千四百キロリットルだけれども、その場合も、A1、A2、A3、A4というところだけという場合と、それからまだ立地が決定していないA4、志布志、馬毛島、久慈などを除いて、そのかわりにBの北海道共備あるいは北海道共備以外の民間タンクというもの、その五百キロリットル、それから七百四十、四、こういうものを利用した場合というふうにあるわけなんです。そういうふうに見てまいりますと、一番左の欄から民間不参加ということになりますと、とにかく不足分が二千億円も出てまいるわけですね。したがって、現行の三・五％ではとうてい足りない。少なくとも税率を五・七％くらいに上げないといふと追いつかないといふことになってくるわけです。それから、同じ三千キロリットル民間参加の場合でも、北海道共備、これはほとんどいま、十五基のうち十二基が民間のものが入っているわけですね。したがって、これは当然利用すべきだといふことになりまして、そういたしますと、この場合は約千六百八十億円の不足になるというところから、税率を五・一％くらいに上げなければならぬというわけです。それから、真ん中の三千キロリットル民間不参加の場合の一番左の欄のII(i)のところですね、これは先ほど申した説明をしてきたんですが、この場合ですと、千七百九十億円の不足

足ですから、これは五・三％税率を引き上げなきゃならない。それからその次の(ii)の欄は、北海道共備とこのところ、これはまだ立地が決定してない志布志とかそういうものを除いて、北海道共備の一部を利用する、三百六十四キロリットル利用したという場合ですね、そのときが少し減つてまいって千六百二十億円の不足するということですから、この場合でも五・一％を上げなければいけない。同じようですから、今度IIIの、二千キロリットルで、民間がそれでは不参加の場合どうなるかということですが、この場合、III(i)、民間の借り上げがないとした場合、その場合はA1のむつ小川原と苫小牧東は大部分利用する。福井の一期分と秋田の二期分、これも最大限利用する。そして福井、秋田の二期分と白島、上五島の一部八百三十四キロリットル、これを利用したという場合で計算をいたしますと、赤字が四百六十億円の減つてまいります。そういたしますと、いまの税率が三・五％だけれども、三・五四％、ちよつと上げる程度で済むということになります。それから、III(ii)の場合ですね、この場合は三百億円、少し少な目になっておりますけれども、これはもう、この程度の数字はほとんど率から見ますと影響がないといふことが言えますから、この程度の赤字ならば税率というものは現行で据え置いてやっていけるんじゃないかといふことです。こういうことで、大臣のところにもう一枚、委員の皆さん方には二枚しか表が行ってないんですが、大臣のところには、通産からいただいた一枚の資料が行っていると思ふんです。「国備関係費について」ということで、「空欄の部分に未定である」という表が一枚行っていると思ふんですが、大臣御存じでしょうか。——したがって、私が非常に——空欄の意味はわからぬわけじゃないんです、そこに入る釈明が書いてあります。釈明が書いてありますけれども、その上の欄の一番右

の六十四年度というところには、もう、公団備蓄増強対策補給金の千三百億、それから公団備蓄事業交付金が千五百億ということ、それから、上の方へ参りまして、建設費借入れの累計が一兆一千億、それから油代の借入れ累計が一兆五千億という数字は、これはもうぴちちと決まつておるわけなんです。決まつておりますし、石油の消費量も大体横ばいでいくだろうし、タンクの容量はどうか。いづれにしても、三千キロリットル備蓄すれば、年度で若干建設のおくれがあつたとしても、必要な返済金とか利子補給金はどうなるかというところは、おのずからここに埋められてこなきゃならないんですが、これは埋めてない。埋めてなくても結構なんです、いづれにしても、いままでの通産の資料や答弁から計算をしてみますと、いま言つたような、こういう一覧表ができてくるんです。少しぐらいは五十億や百億違つても、大きな数字についてはほとんど変わりが無いということなんです。そこで、この表全体を見ますと、この数字は変わつても、ほとんど大差ない数字にしかならないと思ふんです。そこで、通産省が進めようとしているのは、この中で一番左の三つの大きな枠の三千キロリットル、民間参加のI(i)と、あるいは民間不参加のII(i)と。だから、一番左の欄と、先ほど来説明をしてきたII(i)ですね。あるいはその両者の折衷と。両者の折衷と言う場合には、民間参加が大体二〇％を上限とするんじゃないけれども、そういう場合ですね。いづれにしても、通産省が進めようとしておる方針でまいりますと、石油税率というものを五・七％から、いま言つたII(i)の場合でも五・三％に引き上げなきゃならぬという結果が出てくるわけですね。そうなりますと、これはもう財政破綻は避けられないんです。それから、民間参加をなくして、必要なタンク容量を少なくした方が、また民間借り上げを進める方が財政負担が少なくなるというのが、この表からずつとわかつてくるということです。

それから、三千キロリットル国家備蓄では、いづれのケースの場合でも、いま言つたように、税率を引き上げなきゃならぬんですが、もし税率を上げないで国家備蓄を進めていくということになれば、あの答申にも出ておりますように、当面はとにかく二千キロリットルまではやると。それから長期的には、いろいろな石油の需給状況等、諸条件というものを勘案し、それらを照合しながら検討を加えるということになっておりましたね、絶対三千キロリットルやれという答申ではないんですよ。そういう点で、石油の値段が非常に下落してきた、石油の需給状況というものが非常に緩んできている。たとえば、七九年から八一年度までに、重油、ナフサ等の減少というものが、三千九百キロリットルも減つていくわけですね。このうち燃料転換分が二千二百キロリットル、それから省エネ分が千七百キロリットル、それから不況対策分というのはいわゆる、これはたつた七百キロリットルなんです。これは、素材産業というものが、構造改善がほとんど進んでいるということですから、不況が克服されたら石油の需要が大幅に増大するというのは、これは誤りで、燃料転換という場合には、一パレル十七ドルぐらいでないと、これは再転換というのはいり得ない。その辺が大体的に、こういふふうに行われておりますから、仮に現行二十九ドルが二十五ドルに引き下げられても、燃料の再転換ということはいり得ないといふことは、はつきりいたしておるわけですね。したがって、大幅な税率引き上げを避けるためには、少なくともいろいろな組み合わせがありますけれども、私は、財政の負担あるいは財政再建という考えからするならば、二千キロリットルの国家備蓄にこれは縮小していくといふことではないと、大変な結果になるんじゃないかといふふう

に思うわけです。さらに、同じ二千キロリットルの国家備蓄であつても、国備基地としては、現在建設中のA1ですね、むつ小川原、苫小牧東、それからすでに

そういうことで私は、未着工の部分と、それからまだ立地を決定してないA4ですね、志布志だとか馬毛島とか久慈、こういうところの建設というものは取りやめるべきだ。そしてあとは、民間の借り上げを無理のない最大限に引き上げていく必要があるんじゃないか。そうでないとというと、この数字が示しておりますように、税率の引き上げはもうやむを得ないというふうに思うんですね。

幅にふえる内容の費用じゃないんですね。

したがって、この石油代替エネルギー対策予算がふくらむから石油税率を上げなきゃならぬというのは、全然筋違いであり、見当外れなんです。そういったしますと、このまま国家備蓄計画を進めるといふことになりまして、これはもう税率の引き上げというのはどうしようもなくなってくるというところで、現在の財政再建という観点からすると、大変な問題が出てくるということがこれは表から言えることですね。

そこで私としては、いきなりこういう数字を並べてやったものですから、なかなかいまずぐ返答というのではできかねると思うんですけれども、少なくとも客観的に示されたこういう数字、これは通産資料を基本にしておりますから、あとは計算は、もう金利が幾らとか、長期プライムレート八・四％あるいは八・三％という、そういう計算でずつとやっていっているわけです。

そういうことで私としては、大臣に大いにひとつ今後検討をしていただきたいと思う点を申し上げますと、石油情勢が変化をしているということ、もう御承知のとおり、大臣専門家でおいでになりますから、一番よく御存じなのですが、それと財政事情ですね。私は、五十九年度以降も財政というのはますますどうも厳しくなるんじゃないかというのが、この間の予算論議を通じて感じたことです。そういう点から、いま無理をして三千万キロリットルにしなければならぬという客観的な根拠、エネルギー需給状況に財政上ないということとで、二千万キロリットルにまず減らすことが必要なんじゃないかと思えますし、それから国備基地建設については、先ほど来るる申し上げておりますように、むつ小川原と苫小牧東部と、それから着工に入った福井の一期分と秋田一期分、このところで取りやめて、あとは民間の余裕タンクを借り上げると。これはもうこちらの方がずっと安くつくということも、この間の論議で申し上げたとおりです。安く済むんですね、ということであるべきではないかと。したがって、なおさらま

だ立地も決定をしていないその他の地区については、これはもう抜本的に再検討すべきじゃないかというのが私の見解であるわけです。

もう一氣にいそいそとしゃべりましたから、大臣もいきなり数字を示されて、いま直ちにということはお答えはできないと思うんですが、少なくとも、しかし問題があるということについては御理解をいただいたんじゃないかというふう
に思っておりますので、いまお聞きの限りでのま
た御見解等があれば、これは印象でもいいんです
が、そういう点があればお聞かせを願いたいと思
うんです。

○國務大臣(山中貞則君)　まず冒頭に、今国会にこの委員会で審議をお願いする構造不況業種、こういうものはやはり見通しを誤った結果、その後始末をせざるを得なくなつたじゃないかと。がつて、いまお述べになつたようなことを詳細に踏まえながら国家石油備蓄について考えろというようなお話でございました。振り返つてみれば、そういう点が確かに肯綮に当たります。しかしながら、その当時日本の国家、政治家、国民民衆の頭の中には、石油は何となく無限であつて、そして二ドルぐらいのもので手に入るんだと。それを前提にして日本が工業発展ができるんだという、一応その勢いで滑り出してしまつていて、高度成長期と言いかえてもよろしいんですが、それが私たちがちにとつてはある日突然、産油国の人々とつては、考えれば当然のことと思われる石油を戦略物資に使つたということによつて、私どもの側の言い分は、第一次石油ショックという名前をつけざるを得なかつた。そこところは一応日本独特の努力によつて克服をし得た国として諸外国も認めたんでありますが、しかし、第二次石油ショックについては、この重みから脱却できないままに今日に至つて、やはりいまおつしやつたように見通しがつが、その意味においては、日本の要因ではななく、外国のどうにもならない要因によつて、変更ないしその見直しを迫られておる。このことに誤つては、そういう経過を踏まえれば見通しを誤

つたと言われてもいたし方がないと思いますが、私たちが自身の誤りであつたかどうかについては、諸外国とともに同じ現象に、非産油先進国が苦しんでおる、産油のある国もありますから石油輸入先進国と言ひ直しましょうか、諸外国も苦しんでおる。そういうことを考えれば、これは私も逃げようとは思いませんが、対応するための努力をやはりやるしかないというふうに思ふんです。

そこで、本来の問題の石油に入つてまいりますが、まずこの石油税率三・五％というものがなぜ設定されたのかという議論が一つ抜けておるわけでありませう。それは、初めに三・五％があつて、そしてそれから種々のそれを財源とする特会が始まつたのではないんです。これは私、党のことでありますが、税制調査会長としてこの三・五％を決めたわけでありまして、その決めるときには、どうしても国家備蓄を初めとする代替エネその他の特会について特別の財源が要る、しかし、大蔵省としては既存の税目と税制の中ではとてもそのような将来にわたる長期的な、しかも相当大きな金額に達する計画を埋めるようなものではできませんという話でございました。そのとき、私はもちろん野にあつたわけですが、通産当局の当時の責任者からその苦衷を聞かされて、私の個人事務所でするいろいろと相談を受けまして、まさか私がいま通産大臣に来ようとは思ひも寄らぬとさき話であります、それならば自分が、通産省の中でこの三・五％に反対する業界もあるわけでありませうから、しかし省全体、民族、国家の前途を展望してどうしてもやりたい計画であるというならば、自分がここに新税をつくつてあげよう。

当時、為替のレートが非常に石油産業には有利でございましたので、一説には為替差益八千億、七千五百億とも言われていた背景もありまして、それを全部取り上げるというわけには、為替レート変動によるものであるという特殊性を考えれば、変動は今後もあり得るのであるから、それが石油産業をまた追ひ詰めるという程度でない税率、三・五％ぐらいということで、時期も、すでに十

二月と言へば政府税調も答申案の作成にかかるところでありましたが、十一月の半ば以降に私がこの三・五％案を政府税調にかけるように大蔵省に申し渡したのでありますが、当時の大蔵省は、率直に言つて、どうせついでなら五％ぐらいこの際にかけたらどうでしょうかという話がありました。これはやはりそうむちゃなことをやるわけにもいかぬじゃないかということで、三・五％でしんばうしてもらふかわりに、そのかわり当初の計画の間は金は余るから、それは大蔵省の一般財源で使つてよらしい。ただし、これは将来の目標が決まつているのであるから、使つていいが、それは預けてある金である。将来は引き出されるということとを前提だぞと申し渡しました。そうしてその三・五％が設定をされたいきさつがあるわけでございます。

したがって、これは将来計画の必要性といふものと考えて、それに対して三・五％で足りる。事實上、今日まではそれで足りてまいりますし、若干のまだ、通産省の立場から言えば、その当時のいきさつでは大蔵省に貸しがまだ残つておるといふ点があるわけでありますが、いまの詳細な御苦勞された作業の結果は、そのようなものではとても足りないぞというお話でございます。

確かに、この御苦勞された試算を私もつぶさに数字を目で追ひながら、計算の誤りはないということと拝見、拝聴いたしますと、結論の御指摘について、私自身も御主張される点をよくわかりました。また御主張される理由もわかりました。しかしながら、さっきの三・五％をなぜ置いたかという前提が、この計画達成のために必要な数字として石油税を新設し、その税率を三・五％とするという税制、税率をつくったときのいきさつからなら考えまして、それを踏まえていけば、確かにこれは財政破綻につながる、石油税率の引き上げしか道がないじゃないかという御意見もうなずける点込みがありますし、したがって、現在の三千万を二千万にとどめたならば、計算上は石油税に食い込まなくてもやっていけるではないかという、具体的

な場所まで指摘してお話でありますから、このことはこのこととして、もう少し、またもう一遍政治の考え方として原点に戻りたいと思います。が、このような、日本は特別にまた国産資源はこの石油については皆無という国でありますから、そうすると限られた供給地から持ってくるしかならないもので、自給率ゼロに近いわが国として、どのような国策をとるべきなのかという基本に戻りますと、私は日本の決断は非常に遅かったと思っております。

たといえば、OPECが最初の値上げを決めたとき、その当時のドイツの首相はシュミットだったと思いますが、発表された翌日に、いままで検討もされていなかった国家備蓄一千万キロリットルを直ちに決定をいたしました。議会も承認いたしました。一方、アメリカにおいては、アラスカの湿原地帯の微生物その他を、自然環境保護といいますが、環境政策でもって、確かにアラスカの北に油田があることはわかっていても、それを西の海岸に運ぶということについては、議論はあつても結論は出なかつたわけでありました。ところが、この第一次石油ショックをやはりもろに受けたアメリカとしては、直ちに、一本建設することも議論があつたんですが、それを複数以上建設してもよろしいという上院の決定が二日間のうちになされた。

このようなことを考えますと、それぞれの国家
備蓄の目標は違うかもしれませんが、わが国は特
別にまた生産量ゼロの国であるとするならば、こ
こに国策というものが日本独自のものがなければ
ならぬと思います。その意味では、私は、民間は
採算のことを考えますし、採算に合わないものは、
現状の石油製品流通市場等でもおわりのよう
に、そういう不安定な、あるいはまた国家に対
して絶対的に忠誠を誓わなければならないとい
う国でない民間企業、わが国はそういう国であり
ますから、やはり政府が、政治が責任を持って三
千キロリットルの備蓄は果たしますという一つ
の目標、政策の設定があり得ると思うんです。こ

は計算を超えた問題であります。

そのために財源をどうするかという問題は、現時点では確かに石油税の引き上げとか、あるいはこれは決まつてはおりませんが、代替エネルギーに課税するという、これはおつしやるとおり、私も賛成で、そういう案は反対であります。けれども、もう、ございます。しかし、そういうことはどうも、前の方に歩こうとする人を後ろの方に押しやるよとな、ちよつと考えられない構想ですので、それに対しては私も明確に否定いたしますが、案があることは事実でありますけれども、それも財源としての貢献は余りない、その点も認めたいと思うんです。

そこで、後は政策をどうするかという問題でございまして、あなたが石油税をすぐに引き上げななくても、来年度予算は私は組めると思います。しかしながら、将来にわたつての展望は、消費量が五ドルぐらゐの値下げでそうたくさんふえるわけじゃないだらうという点も、あるいはまた代替エネその他で定着したものが、まあ十五ドルということはないでしょうが、十七ドルとおっしゃいました。デッドクロスして、代替することがむしろコスト高というようなエネルギー価格というもの、たとえば石炭代替であれば二十五ドルから二十ドルというような一定の予想はできますが、そういう代替エネのスピードというものを新エネあるいはその他の努力というものが、あるいは民間の節約も含めて、一挙にそれが後退していくものでもなからう。

私は、むだしやべりをするようですが、福岡で、日本人の知恵と申しますか、そういうものを学んだことがあります。それは福岡で、四年前でしたたことが、水不足がありまして、大変な難渋をされた。その後、翌年は大雨が降って、もうことしはどうぞ御自由にと水道局は言ったんですけれども、悲鳴を上げたのは水道局の方で、民衆、家庭が使ってくれないんです。水は大切なものであるという、あの苦しみというものを二度と味わいたくない気持ちですが、十分ありますよと言われても、どう

してもバケツ二杯を一杯半にする知恵というものはもうしみついたということで、水道料金が上がらないという、そういう経験を聞かされて、なるほど人間というものはするものだなあ、試験に耐えた場合にはその耐えたときのことをやはり将来蓄積するんだなあと思いました。

その意味では、やはり節約というようなもの等を含めて、石油は爆発的なまた輸入増につながる要素にはならないだろう、この点も私は同感であります。

そこで、これから先どうするかについては、それは二千万キロリットルにとどめて、そして石油税も上げないで済んで、そして後の予定されたところは取りやめてという、それでも民備を活用すればやっていけるんだからというお説も一つの説として受けとめます。それはまた傾聴しなきゃなりませんが、国家政策ということから決断をすれば、一応三千万キロへの道は進みながら、それがまた、今度は時間差というものもあつてはならないという制限はありませんので、これ等も検討の一つの対象にしながら、直接には来年度予算編成は大蔵省と財源の問題で詰めますし、将来の計画については一応国が三千万キロリットルの備蓄を國家としてしておくことによつて——将来、第三次石油ショックが招来するであろうということをすでに予測している国もあります。しかし、私どもはそういう乱暴な予測はしたくない、むしろこの状態を天恵と受けとめて、日本経済の活性化ということを図つていつて、その結果、若干の石油使用量がふえることがあつても、次にいかなうな事態が来ても、われわれは國家が三千万キロリットルは持っていますからということで安心さしてあげないと——いまLPGの方は随伴ガスですから、値を上げられて數量も少なくなつていゝうことが、すでに幸い冬は過ぎておりますから、灯油等についてはそう騒ぎにはなりません、末端の間にはそろそろ品不足、家庭用プロパンとか、あるいは自動車のエネルギーのプロパン、タクシーとか、品切れスタンドが出るとかなんと

か、いろいろ風評が出て問題を起こしておる、そのガソリンの値崩れの最中に。

そういうことを考えますと、やはり国家としては三千万キロの目標をいつ達成するかの問題も、これはやはり検討の対象に含めていいと思います。国がその姿勢をきちんと持つていっていることが、石油無資源国のわが国として必要なことであらう。

しかし、ただいま御指摘のありましたことは十分に傾聴すべき御意見として承りました。

○吉田正雄君　そこで、大臣、もう時間もありませんし、るる論議をやつてまいりまして、大臣も私の言い分については御理解をいただいていると思うんです。

そこで、くどいようですが、私は、三千万キロリットル国家備蓄の基準になった考え方として、例のIEAの平均備蓄日数というものが出されておりますが、これについても問題があるというところは、この前申し上げたと思うんです。

たとえば、イギリスの場合というのは輸入をいたしておりますから、IEAの平均備蓄日数というのは、輸入量から輸出量を差引いた純輸入量で割った数字なんです。したがって、イギリスの場合には輸入がゼロですから、それでまいりますと無限大になつちゃうわけですね。

それから、カナダのような場合には輸出をどんどんやっておりますから、輸入量から輸出量を引きますと、純輸入量というのはきわめて少ないわけですね。それでも割れば、これは一千日分くらいになつちゃうわけですね。

こういう考え方の基礎にそもそもやっぱ問題があるんじゃないか。そういう特異な国まで全部入れて平均をして、これだけだからと言っても、これは経済安保、エネルギー安保という観点からすると余り問題にならないということで、私がこの前申し上げましたのは、日本というのはほとんど国内生産がありませんから、したがって輸入がストップした場合、一体どれだけものかというところを基準にすべきではないか、そういう考え方

があるんじゃないかということも申し上げ、あるいは仮にIEAの基準を用いるにしても、もう計算に入れた問題はならないような、イギリスだとか、カナダだとか、アメリカとか、こういうみ

ずからが産油国であるところのもので入れて平均をやるというのは、これは統計学的に考えてもおかしいので、そういうものは除外をした数字というものを考慮することの方がむしろ正しいんじゃないか、この方がより経済安保、エネルギー安保という点からは正しい考え方が出てくるんじゃないかということですから、そのもとになる基準が誤つておれば、これは三千万キロになるのか、五千万キロになるのか、このところが問題だと思ひますし、それから一体適正量というのは何なんだろうということ、仮に三千万キロを五千万キロリットルにふやしても、本当に大層な

というふうな、中東大動乱なんというふうな状況になりますと、焼け石に水なんです。しかしまた、そんなことがあつてはならないわけですから、それは国際平和という観点で外交努力を通じて、そういう有事が起ることを極力避けなきゃいかぬわけですね。避けることをむしろ前提としながら、しかし少しぐらいの経済状況とか、あるいはOPECとメジャーとの関係とか、いろいろな関係で一時的な供給中断とか、減量ということがあつて、これくらいは必要なんじゃないかという、こういう考え方は私も納得できるんです。

けれども、もう最初の基準そのものの、IEAの平均備蓄日数なんという、それが非常にあいまいだということを根拠にしながら、三千万というものを打ち出してきたことにそもそも問題があるんじゃないか。

仮にそうだとするなら、もう少し定義といいますか、こういう考え方なんだということをばつきりと、準備する基準というものをばつきりした上で、これくらい欲しいんだ、備蓄するんだということがなきゃいけないんですけれども、この前、何回やっても備蓄日数の根拠というものが必ずしも明確でないということ、デーズFCの論議で

もずいぶんやつたんですけれども、そういう点で、この前大臣は、確かに特異の国まで入れてやるといふのはこれはちょっとおかしいんじゃないかと、確かにそういう三カ国を除いた国の平均で考えていく方がよりいいんじゃないかというふうなことをおっしゃつたと思うんですけれども、そういうことでこの備蓄の量そのものをもう少し検討していただく必要があるんじゃないかというふうに一つ思ひます。

それと税率が三・五％という点については、この備蓄のための石油税というふうにおっしゃつたんですが、それは大部分はそうでしょうけれども、しかし、当初は三・五％でも五千億余つてきたんですね。ところが、現状の財政事情からしますと、これは非常に厳しいということですし、三・五％でおさまつていくんないんです。いま言つた一覽表でおわかりのように、将来破産することはばつきりしているわけですね。かつて財政に余裕のあるときなら、これはもう備蓄が目的だからということ、四・五％でも五億余り財源から持つてくればいいと思うんですけれども、それが今日非常に困難なという情勢のときに、いま言つたものとの三千万キロリットルが適正なのかどうなのかという考え方とあわせて考えたときに、やはりその辺で再検討というのがあつてもいいんじゃないかという点の一つです。

それから、これはもう私はいつも、立案担当者にも要望したいと思うんですけれども、一たん決めてしまつたら後でどんな問題が起きてきても、自分はさつと二、三年でもつてかわつていく、また来た人は自分のときに問題が出て大騒ぎになつたんじゃないか何かが何でもふたを閉めて次の人にバトンタッチしよう、こういうことが積み重なつて今日の財政困難というものを招いている大きな原因だといふふうに私は思ひますので、そういう点では、決断力のある、しかも実力者であります山中大臣でありますから、そういう点では過去のそういう経緯とかにとらわれずひとつ検討していただきたいと思ひます。

もう一つは、民間では、先ほども申し上げましたが、季節変動値の八百万キロリットルを入れても千六百四十万キロリットルの余裕量というのがあるんですよ、民間には。これは民間から出されております各石油会社のタンク容量それから備蓄の状況という一覽がございまして、これからもうばつきりと数字が出ておるんですね。それと国家基準備蓄量との差をとつてみたりしますと、いま言つたように、千六百四十万キロリットルの余裕というのがあるんです。だから、民間としては、国が都合の悪いときに入れてくれとか、またこっちへやつてくれということではなくて、民間としてもこれだけ現に余裕があるわけですからね。余裕のあるものを無理に遊ばしておくといいのは、まさに財政上、経済上の理論からしてもおかしいのであつて、民間では自分のところをできるだけ利用したい。わざわざ民間のタンクがすいてい

るのに国家備蓄基地に入れるということについては非常に異論がある。強い異論がある。これは今度は大臣、ひとつそれぞれの民間の会社に聞いてもらいたいと思うんです。余っているんですよ、ものすごく。だから、三千万キロリットル認めたとして、国備基地をこれだけ多額の金をかけて、財政赤字を承知の上で建設を強行する必要はないんじゃないか。だから、三千万キロリットル認めたとしても、この前申し上げましたように、まだ立地決定してないところはなくても、十分三千万キロリットルは備蓄できるんですよ。それでもなおかつ余裕があるんですよ。その辺ももう少し詰めて、事務当局が出した一方的な案とか、数字だけで、そうかそうかということではなくて、考

えてもらいたい。私は、三千万キロリットル認めたとしてもあとの幾つかの備蓄基地の建設は必要だと、十分三千万キロリットルは備蓄できますというところも申し上げておきますので、民間の活力、活力というところをおっしゃいますけれども、そういう点になると、国はどうも冷たんじゃないかという声も出てくるんじゃないかと思ひますから、きょうは事務当局の答弁をいただきます

せん。事務当局の答弁をいただくと、また数字が食い違つてきて、また次回へ持ち越してなんという大変な事になって、いつまでも決着がつかぬとなりまうから。大臣、もう耳がたくなるほどのいろいろな議論もお聞きになったと思ひますから、あとは山中通産大臣のまさに正しい政治的判断、決断というものを私は期待をして、きょうこれでこの問題は終わりたいと思ひますので、とにかくもう一回十分検討していただきたい。これ要望しますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) 幸い今度私はIEAの会合に出席をいたします。その際に、合意がなるかならないかは別に、すでにその当時と、OPECのカルテル崩壊の原因は、単に需給のぶつきのみならずして、OPEC加盟国の、世界に石油の供給できる地位ですね、力、シェア、これが五〇%を割つてしまつた。そうすると、カルテルの効力がきめんには効かなくなつたことも私は背景にあると思うのです。そうすると、そういうことなどを踏まえたIEAの議論の中で、さて各国の備蓄量のあり方についてはどう考えたいのかという問題を、先入観にとらわれないで話をする機会がありましたら、そういうことも各国の意見も聞いてみたいと思ひます。

それから、やはり二千万キロリットルで足りるじやないかという御意見であります。たとえば沖縄であと七基残つています。そうすると、それは県知事を先頭に、その一基分ごとに基地交付金がある、これも結果的にはいい悪いは別にして、あるものですから、町村長さんが、山中大臣がなつたこの機会に早くあそこに入れてくれというような、タンクをつくらせるように言つてくれというやうな話がありますが、そういうやうなことが現実の姿でありまして、それに引きずられるわけではありませんが、やはり余りCTSを誘致したいというところもない。ない中で、辛うじてこういうやうなところが候補に挙がつてきておるといふことを考えますと、やはりこれは長い目で見ていくというところの方で、私の方は国の政策を余

りぐらつかしてはいけません。ことに民間の方は、先ほども御指摘ありました。私も申しました。自分の企業にとつて、そろばんをはじいてみて、いまからタンクをつくつて入れたんじやどうも先行き——という感じになりますと、途端にタンクの建設そのものを、申請が出されて、許可されてい

るものも取りやめてしまふ。そういうやうなことを見ますと、やはり国民に安心をさせて、未来を、大丈夫だということ、ちよつとやそつとのことでは大丈夫だよという安心感を持たしていくことが経済の再建の精神的な支えにもなり、国家非常の際もあつてふためくことのない体制になるわけでありまうから、この二千万キロリットルか三千万キロリットルかという議論は、党の方では五千万キロリットルにしろという意見もありまうが、そこらのことは別にして、この場では頭の中に入れないながら、国家目標をそう軽々しく変えるわけにはいかなう。それは少なくとも場合によつては国家目標というもののつてはそろばんの外に置かなければならぬこともある。したがつて、お気に食わない防衛費とか、あるいはこういうやうな種類のエネルギー関係費、そして海外援助、こういうものは別枠にやはりいたしておる。その政府の姿勢も、防衛費を除けば、野党の皆さんもそれはわかると思われる方面への私は配慮だと思ひます。しかしそれに防衛費が入つておるのにおきに召さないのであるが、そういうふうな、やつぱり国家の政策というものを余り、その動かさない方がいゝのではないか。しかし、それをやつていつた場合にどうなるかという計算をおまえてよく聞けよと、こう言われまうと、これだけで財政破綻とは私は思ひませんが、計算上はやはり性根を据えたものでもつていかなければならぬというところは、いわゆる将来の展望については、おつしやる数字を念頭に置いていきたいと思ひますが、数量問題ここではつきりと決着つけるわけでもございませぬし、いまのところ国家備蓄目標を定める意思はないということも申し上げたいと思ひます。

○吉田正雄君 それではこの備蓄問題については、申し上げたいこともありまうが、これで一応終わりにいたしまして、次に、原子力発電コストの問題についてお伺いをするということになつておりますので、以下それについてお伺いをいたします。

従来、原子力発電については、他のいかなる電源種別のものよりもコストが安いんだということが言われてきておつたんですが、私は、当初からできたばかりの原発で正確なコスト計算はできないと。特に、イギリスの価格というものももととは政治価格として、つまり国策として決定をされていったという経過があるわけですね。特に電気料金というものは、この電気は幾ら、この電気は幾らというふうな電源種別に電気料金が決まつてい

るわけではございませぬので、したがつて、全部一緒にして電気料金というものは決まるわけですから、そういう点ではその原価計算、コストというものがあるんですが、明確でなくとも企業全体として成り立つていけばよろしいわけですね。そこにまた原子力発電コストについても厳密な計算がなされずに、原発を推進するというのが先行して、厳密な計算というのが従来行われてきてい

うことでは、これは全然お話しにならないわけですね。発電コストというのは一体何なのかということ、従来言われてきたのは、初年度コストを言つてきているわけですね。いままでの通産の説明もそうなんです。つまり、運転開始第一年度に発電に要した年間費用を、その年に発電した総発電量で割つたものだ、こういうことでは。この計算だけでいくと、これは初年度だけではさうでしようけれども、本当の意味での原子力発電としてのコスト、これに原子力発電だけでなく、その他の水力、火力等について、本当にそういう考え方が正しいのかどうかという点については、専門家にもそれは問題があるということ

を指摘をされているんですね。これはいろんな意見があるわけですね。

そこで、三十年と十六年に変わったのに、発電コストが変わらぬというものはこれはどういふことなんですか。

○政府委員(松田泰君) 三十年の場合の数字について、私、申しわけありませんが、よく存じておりませんが、十六年という数字は各原子力設備の税法上の法定耐用年数を平均したものでござい

ます。今回のモデルで計算しておりますのは、そういう考えですべての電源を統一して計算したというものでございませぬ。で、数字が変わらないとおつしやいましたのは、まあ、たまたま前に計算したときと今回とでそういう結果になつたのではないかと想像いたしますが、もし、ほかの諸元が全く同じであれば、当然変わるべきものだと考えます。

○吉田正雄君 いや、ですから、もう基本的に全然違つてゐるんじやないのかというんです。いままでの説明では耐用年数三十年、設備利用率七〇%で十一円から十二円、今度は年度によつて、いま十二円と。十一円でも十二円でもいいんです。しかし、耐用年数が三十年と十六年で発電コストが同じだんというものは、耐用年数なんというのは一切考えないでいくのなら別ですよ。これでは全く、法定上いまおつしやつたように減

価償却で十六年だということではおっしゃっているんだらうと思うんですがね。前の説明では耐用年数三十年、設備利用率七〇％という説明でできているんですね。これは一体どういうことなんでしょうか。

○政府委員(豊島格君) 私どもの方で出しておる数字につきましては、初年度原価をはじくときの償却につきましては十六年、耐用年数十六年の定額法ということで計算をいたしております。三十年という数字の計算はいたしておりませんので何かの誤解じゃないかと存じますが、実際上どのくらい原子力の炉がもつかわかるといいますか、発電所がもつかわという議論になりましたときには実際上は三十年ぐらいいはもつと、こういうことは申し上げたかと思いますが、先ほど御指摘のコスト計算上は従来から十六年でやっております、このようにわれわれは承知いたしております。

○吉田正雄君 その説明はそれでいいですよ、もうこれは言ってみたってしょうがないですからね。しかし、一般の国民というのは三十年もつんだと、当然三十年という、税法上だと法制上のむずかしいことなんて考えませんよね、一体この発電機が何年もつのか。その間に建設費からいろいろな諸経費を含めて、そして発電量を考えれば、一体コストというのは一キロワットアワー幾らになるのかといつてこれは考えていくのは普通でしよう、本来は。だから、原発の場合にはその期間がないわけですよ、まだ耐用年数がきて廃炉になったんといふのはないわけですからね、初年度コストだけとてやっております。だから、この辺は比較してあるいは考え方としてはそれが問題だという指摘がいろいろあるわけですよ。だから、基本的にはそういう指標の考え方からして問題だと。

・その次にこの設備利用率が七〇％だと、こうおっしゃっているんですけれども、これは前から言っているように、三年前までのこれは新旧合合わせた平均設備利用率というのは四〇％台、五〇％台であつたわけですよ。六〇％台になったというの

は本当にここ二、三年ですよ。その考え方平均でいくべきではないですね。一つの発電所、一つの原子炉を考えた場合の、それぞれの平均設備利用率が幾らになるかという考え方から積み上げていかないと、正確なコストは出てこない、それはもう当然だと思ふんですけれども、これは幾らになつていいますか、経年設備利用率、どういうふうになつていっていますか。

○政府委員(松田泰君) われわれが計算しています初年度コストにも用います設備利用率は、初年度というところでこれも比較のために一応各電源とも七〇％というところで計算しているわけですが、各発電所につきましても、これまでの設備利用率の推移という実績を見ますと、最初のころでございましたたとえば美浜一号でありますとか、最初のころは福島一号でありますとか、そういうところは最初のころ御存じのいろいろなトラブルを起こしておりまして、六〇％台から五〇％台あるいは四〇％台と下がっているわけですが、それが最近はいまおっしゃいましたように六〇％台に戻っているわけでございます。

そういうわけで、各プラントによつてこれまでの実績を平均いたしますとかなりの差が出てまいります、われわれの方としてはそういう個別ケースの特殊なこれまでの例といふことはなく、原子力発電所をほかの電源と比較するといふ意味におきまして、七〇％という数字で統一して見ているということでございます。

○吉田正雄君 現実には数字が出ておつて、これは大臣もよく聞いておいていただきたいんですけれども、たとえば七五年度の場合には四二・二％ですよ、これは平均ですよ。それから七六年度が五二・八、七七年度が四一・八、七八年度が五六・七、七九年度が五四・六、八〇年度が六〇・八、八一年が六一・七と、こういうふうになつてきていますけれども、設備利用率が四〇％台のときの原発の発電コストが、それから何年かたつておるといふのもそのときが九円だ、十円だと言つておいて、設備利用率が上がりましたといふたときの方

がどんどん原発コストも高くなつてきています。本来だつたら安くならないういかぬですよ、四〇％台の設備利用率と六〇％台に入つたときというのは約一・五倍ですから、一・五倍分だけ安くならないういかぬのに逆に高くなつていっているわけですよ。

だから、設備利用率なんというものはほとんど考えておいてにならない。だから皆さんからいただいた資料でも「本試算は初年度原価であるため、耐用年数期間」と、耐用年数期間でなくともいいんです。設備利用率なんというものはほとんど考えておいてにならないのじゃないか。そうでなかつたら数字逆にならないういかぬですよ。設備利用率が上がつたから初年度コストだけで考えたら下がらないういかぬのに、初年度コストといふのはとにかく下がつたことはいけません。横ばいでもないんだ、だんだんだんだん上がつてきているでしょう。一年ごとにそれが一円も二円も上がった下がりたりしたら、これは大変な話でしようけれども、とにかく設備利用率といふものと、発電コストといふものが余り比例していないといふのは一体どういうことなんでしょうか、これは。四〇％台のときの方より、いま六〇％台のときの方が高いわけですよ、わずかに何年前でもないときと比較して。どういうことになるのですかね。

○政府委員(豊島格君) 先生御指摘のように、年別に見ますといふ低いときもございまして、これが御承知のように原子力発電を入れましたから、その間に初期の問題としていろいろなトラブルがあつたわけでございます、たとえば蒸気発生器における腐食とかあるいは応力腐食割れとかBWRあるいはPWRそれぞれ固有のいろいろな欠陥といふものが、故障があつたわけでございます。それを克服しまして、現在六八％ぐらゐの稼働率になつておるわけでございます。

それで、われわれが原子力を今後考えるときにどのくらいの稼働率で考えたらいいのかといふこととございまして、これはどこまでも高くなる、

無限に一〇〇％になるといふものでないことは御承知のとおりでございます。

現在定期検査三カ月といふのをいたしております、大体一年のうち三カ月あれば七五％ぐらゐといふこととございまして、最近では一年間運転しまして三カ月といふことですから、十五カ月のうちの三カ月休むといふことになりまして大体八割稼働と。何ら問題がなければそこまできわめてございまして、われわれ目標としては七五％ぐらゐまでは持つていきたいといふことをかねてやりました、鋭意その努力を、もちろん事業者の努力、それからわれわれとしてもいろいろ技術改良その他その点検期間といふのを短くするといふことも必要かと思ひますが、そういうことから見まして七〇％というのは今後の原子力発電の姿としては必ずしも高くないといふふうに考えております。そういうモデルとして現在七〇％といふことをとつておるわけでございます、場合によつてはもう七五とか、全然故障がなければ八〇ぐらゐまで持つていける、そういうことを念頭に置いての数字でございまして、過去におけるいろいろな初期のトラブルといふのを乗り越えた原子力の利用といふことを考えておるわけでございます。

○吉田正雄君 私の言っている意味は大臣の方がよく御理解になつていられると思うのですけれども、私が資料請求でも、耐用年数期間における平均設備利用率の想定はどうなのかと言つたら、「行つていない」と書いてあるのですよね、これはいただいた資料、「行つていない」と。だから、私は本当の意味での発電コストといふものを算出する場合に、耐用年数とそれからそこにおける平均設備利用率といふものを考えて、一切の経費等を考えて発電コストといふのは出すのが正しいんであつて、そういうものをそれぞれ電源種別ごとに比較をしてこそ、なるほど原発は安いとか、何は安いと、こういうのが出てくるというのですよね。最初の一年間だけとて原発コストは安いなんと言つたつて、安い高いなんという論議、それはもう

比較にならないと言ふんです。だから、そういう点では多くの学者もこういう比較というのは問題があるという指摘をしておることが第一点。

それから皆さんはそれで計算されたことはあります。耐用年数が幾らで、ここにいろいろ耐用年数は石炭、石油、LNGは十五年だと、それから一般水力は四十年と書いてあるから、それぞれ大体もう水力だつて何十年もやっていますから、そういうことで平均設備利用率が幾らであつたのか。石炭火力だつてずいぶん前からやっています。もう十五年以上たつてゐるのがずいぶんたくさんあるわけですから、もう廃棄まで進んでいきますから。そういうもので比較をされてなると、こうなるんですよ。だから、初年度だけやつたのではこれは正しい意味でのコスト比較にならぬということが第一点です。

それからもう一つ、原子力発電というのは、水力や火力と違って昼とか夜とか、需要電力の波があります。深夜になればずっと下がります。そのときに原発というのは制御できないです。一々一日のそのサイクルに合わせて原発の出力を低下したり増大したりということではできない、原発の性格上。だから、原発というのは一たんつくつてしまえば、もう本当にフル回転しなきゃ、まあフルでも八〇%でもいいですが、一定でいかなければいけません。調節することではできないんですよ。したがつてまた揚水発電なんというものも附属につくらなきゃいけない。ところが、水力や火力の場合には調節が幾らでもできるわけですね。電気が少ないときは水をためてしまえば水力を休めることができる。原発はそうはできません。原発というのは逆に言えば、つくつたらもう一定の線で、それもできるだけ高い利用率でつていかなきゃならぬという特性を持っているわけじゃない。だから高くしなかつたらますますだめになることは、これは高いものにつくことははつきりしているわけですね。

よ。だけれども、その特性を抜きにしても、私が言っているのは、いま言った耐用年数と、平均設備利用率というもので比較をすべきだと。それをやらないんじゃないですかと言つてゐるんですが、やられたことはあるんですか。

○政府委員(豊島格君) この計算は一つの比較を単純にするためにモデルとして初年度だけをやっておりまして……

○吉田正雄君 ですから、そんなことはわかつていますから私の質問に答えてくださいよ、あなたたちのやつたことはわかつてゐるんだから。やつてなかつたらやつてなかつたと言答えればいいでしょう。

○政府委員(豊島格君) いま申し上げましたように、初年度コストだけやつて経年のコストは計算いたしておりません。

○吉田正雄君 これは大臣、都合が悪くてやれないですよ。はつきりやつたらとてもそんな原子力は安くないという数値は出てこない。やつてごらんないや、それじゃ。なぜやられないんですか。本来だつたら政策立案当局がそれぐらいの、コストが安いとか高いと言ふからには、どこから言われても間違ひのない検討をすべきですよ。意見だつてあるわけでしょう、初年度コストだけで比較するのはおかしいという意見がたくさんあるんですよ。またそれは正しくコストを反映したものでないというとも言われているんですよ。人間の評価だつて一生かかつて評価されるので、初年度だけりつぱなことをやつたからその人がいい人というにはならぬんですよ、これは。同じでしよう。そういう意味で申し上げて——いいです。答弁はいいですよ。これ以上聞いたらつてないものはないんだからしょうがないでしょう、それは。

その次に、建設単価はここで「別紙の通り」ということを見ますと、一番高いのが一般水力で六十万円程度と、それから原子力の場合には二十七八万円程度と、こういうふうになっておりますが、これは五十七年度運開ベースですが、現在ではこれくらいになっておりますか、まあ平均してですけれどもね。

○政府委員(松田泰君) 実際の個々の発電所につきましては、それぞれ特殊事情がかなりあるわけでございますが、現在の建設単価で見ますと、大体申し上げますと、キロワット当たり二十四、五万円から高いものにいきますと三十万円、四十万円を超しているものもございます。

○吉田正雄君 現在、一番高いところはどれぐらいになってゐますか。

○政府委員(松田泰君) 運開時点に多少のずれがございますけれども、柏崎・刈羽の一号が最も高く四十三万円ぐらゐになっております。

○吉田正雄君 まだ上がる見込みがあるでしょう。最終的にはどれぐらいになるというふうにお考えになってゐますか。

○政府委員(松田泰君) 現在、各電力会社におきまして原子力の建設費を下げるという努力が最近かなり行われております。最近発表されましたたとえば柏崎・刈羽の二号炉につきまします数字などは、一号炉と二号炉の差を外しましても安くなつております。そういうことからそれほど上がらないものと思つております。

○吉田正雄君 私の質問に答えてないんですよ。いま一号炉の場合には大体四十三万円ぐらゐになるとおっしゃつたでしょう。これはまだ建設途中なんです。完成してないんですよ。当初の場合には、通産大臣認可の際、総理大臣認可の際三千七百五十億だった。ところが七〇%完成段階で、いま四十三万円というのは四千七百三十億円で、まだかかつていくんですよ。だから、最終的にはどれぐらゐの見込みになりますかと聞いているというのに、二号炉は今度は安くなるつもりですか、まともに答弁答えてないじゃないですか、それは。

○吉田正雄君 だつていまの四十三万円というのは七〇%ぐらゐの状況で、それは七二%でも三%でもいいですが、大体どれぐらゐになるかというのはいくらでもないですか、それ。おおよそでいいですよ。一万や二万違つたらどう言わぬですよ、それは。

○政府委員(豊島格君) 先生御指摘のように、一号につきましては当初よりも若干上がるといふことは御指摘のとおりでございます。ただ、二号炉以下について平均して柏崎どうなるかということでございますが、これはむしろ全体として見ると、四十万円ぐらゐに下がるということになるかと思ひます。と申しますのは、原子力発電所を何基か置きますときに、共通部門がありまして、それが一号炉には相当かかつてくる、こういうこともございます。それから最近の情勢から見ても、当初より比べまして、インフレ率といふものは、物価の値上がりも低いということで、結果的にはそういうことになるかと存じます。

○吉田正雄君 いまここで、いただいた資料では、建設単価キロワット当たり二十七万円程度で、キロワット当たりの送電端のいわゆるコスト、これが十二円程度と書いてあるんですよ。そうすると、いま柏崎の場合には現状でも、お認めになつたものだけでも四十三万円ですよ。さらにまだ上がつていくんですよ。上がりますよ、だつてまだ完成してないんですよ。私は少なくともこれは五十万円ぐらゐにはなるだろうと思つていまして、そうした場合に、発電コストは、いま言った数字でいつた場合のコストは幾らぐらゐになると思ひになりますか。建設単価いま二十七万円と十二円なんですよ。そうしたら五十万円ということになつたら幾らぐらゐになるというふうにお考えになりますか。

○政府委員(豊島格君) 現在の二十七万、十二円でございますが、先生五十万円とおっしゃいましたが、私どもはこゝの二、五号平均で大体四十万円ぐらゐと把握しておりますので、五十万円の数字は手元にごさいませんが、四十万円ですと大

等を含めれば約一兆九千億円ですよね、これ。一兆九千億円の燃料費になるわけでしょう。これは大変な金額です。で、この資産の部ですが、これはあれですか、使っていないものまで入っていますよね。加工中等というのはいくらなんでもこの利息というのはいくらに考えられておられますか。

○政府委員(豊島格君) 経費としては金を借りておればその利息がかかるということですが、料金計算上は装荷中、加工中、これがいわゆる資産になりますので、それに対しては報酬八%を織り込んでおると、こういうことだと思います。

○吉田正雄君 そうすると、その金額は幾らになりますか。

○政府委員(豊島格君) 先生のお手元にございますのが一兆八千億だとすると、その八%ですと大体千四百億くらいということになるのではないかと思います。

○吉田正雄君 一兆九千億、一兆九千億ですが、まあ大体それに近い数字ですよ、それよりちょっと多くなりますけれどもね。これはまだ現に使っていないやつなんですよ、加工中等であつて。いいですか、当然電力会社は銀行からの借り入れやいろいろなことをやっているわけでしょう。したがってこの利息分というものは当然考えなきゃいかぬですよ。これは全然考慮に入れてないでしょう、その一円という中には、ないでしょうが、これは。

○政府委員(豊島格君) いま申し上げましたこの装荷中と加工中につきまして、装荷中は当然コストに入れるわけですよ。それがコストになるときはどうかという細かいところを言いますと、それが燃えたときでコストになるでしょうけれども、いづれにしても加工中につきましては、実際問題としてこれを装荷するまでの間に相当期間がかかるわけではございまして、したがって、鉱石については大体五年分、それからいわゆる濃縮加工につきましては二年分のものがあらかじめ要するということを想定して、先ほど申しましたフロ

ントエンドの中に入っております。

○吉田正雄君 また、いまの説明を聞くとおかしなところがあるんですよ、そうするとこの加工中等というのは正確に言って一体何年分を想定されているんです、これは。現に払っているわけでしょう、単なる契約じゃないですよ。

○政府委員(豊島格君) モデル計算上のもは……

○吉田正雄君 いや、モデル計算を聞いてるんじゃないんですよ。

○政府委員(豊島格君) ここにございますのは、大体六年から七年分ということになるかと思えます。

○吉田正雄君 まあいいでしょう、六年、七年分で。この……いや、もう一回聞きますよ。そうすると、この一兆六千億という加工中等というのは電気料金の中には、コストの中には、計算の積み上げの中には要素として入っているのか入っていないのか、その利息分はどうかと聞いていますよ。

○政府委員(豊島格君) 利息分という計算は料金上はしてありませんが、まあ先生のおっしゃる利息分とお考えいただいていいと思いますが、この資産に対して八%の報酬と——この料金算定時でございまして、それは入っておりますということでございます。

○吉田正雄君 入っておりますと理解してよろしいんです。

時間が来たようですからやめますけれども、相変わらずな答弁ですよ、これは。もう大臣、よく聞いておわかりのように、建設単価からしてもなかなか明確に答えられない。大体わかるんですよ、わかっているんですが、いや平均すれば安くなるだろう——安くなるだろうと言ったって皆さんがごっしやっている二十七万円よりはうんと高くなつていくことははっきりいたしておりますし、それから建設、いわゆるリードタイムというのが非常に長い。その間の借入利息等を考えれば、皆さんがごっしやっているような建設単価のコストに

はね返る割合なんというのは非常に低目に見積もつてある。それから、いまの核燃料費のコストでも本当にいまおっしゃったことが正しいのかどうか今度やりますが、こんなことをおっしゃっているのかと思えますよ。いいですか。だから、今度はいくら聞きますから、次回までにもうちょっと——この前資料請求したのは、大体私が聞きたいという項目で資料請求をやっております、こんな資料じゃ余り役に立たない。役に立たぬですよ、これ。聞いてみたってだんだんだんだん違つてくるというふうな資料なんですか。もうちょっと隠さずに答弁してください、今度ね。

○委員長(亀井久興君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時四分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(亀井久興君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○馬場富君 最初に、日米貿易摩擦と自動車問題について質問いたします。

三月二十一日のアメリカ商務省の発表の第一、四半期の米国GNPの実質伸び率暫定予報では、米国経済は前期比四・〇%という大幅な伸びを示しておりますわけですが、これは二年ぶりの急増であり、アメリカのやはり本格的な景気回復というのが軌道に乗ったのではないかとこの感じを受けるわけですよ。

このようなアメリカの景気回復はやはり自動車の販売台数にもあらわれております。アメリカの自動車メーカーは、業界全体で昨年は三年ぶりに三億二千二百万ドルの黒字を計上しておりますわけですよ。この結果、本年度は各社とも四年ぶりに増産

計画を打ち出してきております。このような動きからアメリカは完全に景気回復したと見てよいのかどうかという点と、また原油価格の引き下げ等の問題がアメリカ経済にどのような影響を与えるか、ここらあたりの見通しを御説明願いたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 確かに指数の上では、金利低下の反映だとは思われますが、住宅と自動車について顕著な回復を示しております。この状況は、私はアメリカの底がたい力、パネというものは相当なもんだなというふうに見えていたんですが、自動車の方はその後どうも上昇カーブがぐんとひびを折つたような感じになっておりまして、アメリカの景気回復というのはいま、まあ金利の問題とも関連をいたしますが、果たしてこれで本物になるんだらうかどうかというふうに、一応は景気回復基調にありと、政府もそういうふうには言っておりますし、しかしわれわれの見るところは、その基調にはあるが果たしてそれがずっとその基調で続くのかについては、自動車をとりまいても、少なからずあるという問題がまだ解けていないという点があります。しかし、原油値下げについてはアメリカも一応の好感を持って迎えておりますが、アメリカ自身が石油値下げの影響を最も多く受けるものは日本だろうと、こういうことを言っておりますとおり、私もこれはこのチャンスにりっぱにそれを生かすべきかなと思ひます。

が、アメリカの方はもうすでにまた国内のアメリカの石油掘削会社等でもやめてしまつたり、倒産したり、そういうことが始まっています。アメリカ自身にも全体としてはプラスでしょうが、国内産業等の配慮の上ではいろいろと苦勞もなきやならないような状況というふうに見えております。しかし全体を踏まえては、日米経済摩擦も逐次これは解消していくべきものである。いま自動車を取り上げられましたが、先般私とUSITR代表のブロックとの間で東京で合意しました際も、三年目についてはその継続の可否を含めて検討するとなつておりましたから、アメリカの自動車産業の小

型車の市場定着まで時をかくてくれということでした時が、いわゆる自主規制という形で協力したのが二年目でありましたから、三年目についてもおまだ回復が終わっていないという率直なことでございましたので、それならば継続の可否については可であると、すなわちイエスである、しかし台数は、それは前年と同数とする、これは日本政府の通告である、四年目についてはやらないということが書いてあるのでやらない、これも通告であるということ、その際に、アメリカの国内自動車販売台数の伸びた分は日本車に一六・五%の上乗せをしてやるという条項があったんですが、これをあえて私が言及しなかったのは、実は三年前のその自主規制を始めたときのアメリカの自動車の生産台数の伸びの予想に比べて非常に落ち込んでおりますために、そのことに触れますと、前の年度の台数と一緒にいっても、それにマインナスの一六・五%を差っ引かれるおそれがある

と見たものですから、それは戦術もありまして、そのことは触れませんが一応決着いたしております。しかし、アメリカの中では、自動車産業の労働組合あるいは労働組合の全体、あるいは自動車産業経営者、そういうものの間ではまだまだ日本の自動車の規制は続けるべきであるというような声があることも事実であります、正式な交渉としてはいま私が申し上げたとおりの経過で終わっております。

○馬場富君 ではここでアメリカにおける日本車の評価についてお尋ねいたします。

アメリカの雑誌のアンケート調査によりますと、日本車は製造技術、燃費においてアメリカの車に圧倒的にまさっております、安全性も同じようなものであると評価されておるわけです。それで二世帯に一世帯は日本車を保有するというのがアメリカの現状だと。アメリカでは日本車の輸入制限をすべきかどうかという問いに対して、七六・一%がノーと答えておるといふのです。このようにやはりアメリカ市民には、高性能な日本車という評価が定着しつつあると見ていいんじゃない

か。特に輸入制限には反対だというのが八割という調査結果が出ておりますが、これらについての御見解をお伺いします。

○国務大臣(山中貞則君) その傾向は、国家間の交渉が、ともすれば消費者不在の交渉に陥りがちである点を鋭く突いておるものと私は思うんです。ということは、日本とアメリカの自動車、あるいは日本とECとの間のビデオテープ、そういうようなもの等についても、一体われわれはそれぞれの——私たちの国民のことはもう別でありますが、それぞれの交渉相手の立場の人たちは、自分たちの国民の消費者としてのニーズというものを踏まえた交渉であるのかどうか、そういうことは、ことにEC等については指摘できると思うんですが、いまのアメリカの、日本車を持つていて、また日本車に乗りたいたし、それは理由があつて、いいからだし、燃費効率もいいし、安全性が悪い悪いと言ふけれども、そうでもないという、ですから私はこういうことをよく言うんです、アメリカの国民の人たちで日本の国家権力によつて日本車に乗りなれないと承知しないぞと言われた人があるならば一人でもいいから連れてきてくれ。しかし、それでもそつちの方ではないが、アメリカは日本車をアメリカ市場に売らせたくないんだと言ふんなら、アメリカの法律で日本車に乗つたら処罰するとか買ふことを禁止するとかという法律をおつくりになつたらどうですかと言ふんです

が、そういうようなことは向こうもいわれる国民たる消費者に対してはできないんですね。ですから、国と国との間で、まあひとつアメリカの自動車産業が立ち上がるまで少しがまんしてくれよという交渉になつて、私は、口ではみんなお互いに自由貿易主義を守ろうじゃないか、保護貿易主義に反対していいこうじゃないかと言ひながら、実際にそれはそういうことを行つておると。このことについては、日本の立場からしても、私は今後の交渉においては、そういうことを考えてやらなくちゃいかぬじゃないか、その視点を欠落したままで交渉してはいけません。ことにECなどはデジ

タル・オーディオ・ディスクという新しいコンパクトな音を出すあの機械、それはすばらしいものである。ところが、それがオランダのフィリップスと日本のソニーとの間で共同開発したものなのに、日本だけ先に商品開発して売っちゃうから、したがってヨーロッパには入ってこないように音響機器の二倍の一九%の関税をかけてあらかじめ日本の機械が入つてこぬように壁をつくつておくというやうな、そういうことをあなたたちは、ECの中の加盟国の国民のすばらしい音、画期的な音というものを聞きたいというニーズ、そういうものを踏まえて物を言つておられるんですかということ、その問題では結局日本側も業界が納得をして、フィリップスが一緒に市場に製品を出して参入できるように加勢しようということ、いま話し合ひをされておられますが、まことに個々の問題をとりまいてみると、われわれとしても交渉するの、交渉しなければ一層わめき立てられるし、交渉すれば保護貿易主義的なものが出てくる

し、これからはわが国としては貿易立国であるという前提に立つと、この道を、ほかに選択する余地のない国という立場を考えると、大変今後の対外折衝はむずかしいな。現にきのうECが日本をガット二十三条二項で提訴する用意があるというところを一方的に申し入れてきたんですが、これなどは私とECの副委員長二人との間の合意を全然考慮しないで、一方的に抜き打ちにやつたものであるということ、きょうじゅうに抗議の文書をECに向かつて日本の通産大臣として発送することにしてありますが、いずれにしても次から次とモグラの穴たたきといひますかね、次から次とまあよく文句つけてくるものだと思つておりました、いまの御質問に少しはみ出した答えをしたかもしれませんが、大要、幾らんか好きの私でも、いさかほとほとあますわいというやうなそういう気がするやうな感じで、まあしかし貿易立国しか道のない日本でありまして、日本が経済的に世界で孤立した状態に置かれたときには、われわれは国民を生活の低下に必然的に持つていか

なければならぬ状態になる、そのことだけは何とかして避けたい、そういう願いでいっぱいでございます。

○馬場富君 次に、この問題に対してアメリカのやはり理解の必要性が私は起つてくるんじゃないかと思ふんです。そういう点で日本においてはやっぱりマスコミを中心としたアメリカの対日強硬論というのが伝えられておるわけですが、これはやはりアメリカでも日本と同じやうな資本主義国でございますので、安価であり高品質の物はいずれのものでも支持されるという、これ原則があるわけですね。反日感情が強いと言われるアメリカの議会でも、日本を主要な顧客とする農業地帯の選出の議員は必ずしも反日的ではない、こういうふうに言われておるわけです。このように一部の対日感情と、多数の対日観には、多少そこにはずれがあるんじゃないか。こういう点で、政府はこのような一般市民の対日感情をやはり十分くみ上げた対米政策というのをどのように行つてみえたかということ、またこれから一般市民へのPR活動は十分であつたかどうかということについて、ひとつ御見解をお尋ねいたしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) これは実は残念ながら、私たちの、アメリカの市民、草の根、そういうところに対する宣伝あるいは周知徹底ということにおいては非常に少なかった、と言うより余り試みていなかった。その点が、市民はすなわち選挙民であり、選挙民はすなわち上下両院議員を選出わけでありますから、議会の声となる。したがつて、いままで議会の声が民衆に伝わつていたのが、民衆の声が議会の声となるというやうな非常に顕著な状態が見えております。したがつて、われわれは、まあ思ひの長い話であります、ことしの予算で日本というものを知つてもらふためのアメリカの有線テレビ網を通じて放送などいたしておりますが、これは有線テレビと言つたつて、選択は消費者の自由でありますから、視聴者の自由ですから、どれだけ見てくれるやら心細い話であります、私はもつとやつぱり国民の声

の集積は議案だと思ふですね。議案人との間の対話、これはむしろ与野党を超えた問題になると思ひます。アメリカは事実与野党を超えて言葉をそろえて迫つてまいりますし、今後私たちは経済外交というものは、お互いにお互いをよく知ること。基本的には、アメリカはアメリカだけでやっていける国なんですね、資源から製品供給まで。そういうことをアメリカ自身が考えていないですね。自分たちの国は一国のみで資本主義経済が成立する国である。そういうことを自覚してない。

ですから、アメリカの人たちは、輸出して外貨を稼ぐという気持ちが、国として、経済界としてないという感じが私はしております。ここを今度日本の方からアメリカに、私たちはこう見ています、あなたがたは自分の国をどう見ているのですかというように必要でしょうし、日本の場合は、先ほどよく申しましたように、原材料を軍事的な手段や恫喝を使わずに、平和裏にいただいて、それを私たちがウサギ小屋に住んで、働きパチと言われようとうとうと、一生懸命働いて、より高い付加価値のもとに、高品質、そして豊富低廉というようなものを国際市場で売って、それを買つてもらつて、そういうことで成り立っている国である。自転車や踏むしか道のない、ペダルから足を離せと言われたら倒れるしかない国である、そういう国であること以外、余り外国人は、アメリカもヨーロッパもですが、そういうふうには日本を見ておりません。たとえば、ECのトルン委員長には、私は個別の問題よりも、日本という国はこういう国であります、しかも島国が集まつてできた国ですという話を説明しましたところ、そういう説明を初めて聞いた、日本というのは漠然と考へていたけれども、やはりそういう国であつたことは初めて聞いたと言つて非常に興味深そうでした。一応興味深いだけにとてもおきますが、この間アメリカのギボンズ下院の貿易小委員長などと会いました、それからローカルコンテンツ法案の提案者であるオッチンジャー議員等を含む一行とも会つたりし

まして、話の合い間にはそういうことを入れたりなどいたしておりますが、やはりもっと相手をよく知ること、相手の立場を理解すること、このことが欠けておるといふ点は率直に反省し、それを埋めない限りは、どうも相互に最終的な、これでめでたし、めでたし、一件落着きという日は来ないんじゃないかという、そういう心配もいたしておりますから、御注意のございました点、懸命に生かしたいと思ひます。

○馬場富君　そこで、先ほど大臣も触れられましたが、対米輸出自主規制について、本年二月にこれ決定いたしましたわけですが、これはやっぱり対米関係への配慮からもやむを得ない面もございますけれども、アメリカの景気回復あるいはアメリカの一般市民の日本車の評価などを勘案すると、そういう点ではかなり尚早ではなかったかという疑いも起こつております。それからもう一点は、やはり四年目の八四年度の自主規制枠の決定にも影響を与えることでございますので、本年度の枠の決定については、もう少し慎重さを必要としたんではないかという点ですが、この決定の背景を含めて、こちらのあたりをお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君)　ことしの決定は私はタイムリーであつたし、そしてその他の懸案も、自動車輸出台数を三年目をイエスと答えることによつて、それが引き金でほとんど全部解決をしたという状態に、一応その時点においてはなつたわけでありまして、しかしながら、四年目についてはやりません。日本側の通告ですから、これはアメリカの命令でやるわけじゃないので、そういうことについて少なくとも私の前では感謝するといふ言葉で終わつておりますから、ことしの場合、もしやらないと言つた場合にはどういふことになつたかという、私はやっぱり総理訪米が一応は好感を持って迎へられていたけれども、その後日本政府は、それに対応する何を、姿勢を示すかと、アメリカ側からこれこれこれのものを不満があるんだと言つていふそのさなかで

ございましたから、自動車問題の三年目はやらないうという、ノーという返事をした場合には、すべたの問題が一挙に日本を目指して襲いかかつてきたらうと。だから、その意味では三年目は私はやむを得なかつたし、やむを得ないという表現の方がいいと思うんですが、やむを得なかつたし、またやるならあの機会がタイムリーであつたと思つております。

○馬場富君　次に、いまアメリカ下院を通過必至と報道されておりますローカルコンテンツ法案について、上院、下院の若干の差異はありますが、年間で九十万台以上車の販売を行うためには、アメリカの部品を九〇%装着しなければならぬと、きわめて重大な影響を生ずるようなことが盛られております。こういうような問題を含めまして、この法案が通過すれば、アメリカ国内の車のコストが三百三十ドルから千五百ドル上昇するとの試算も出ておるわけですが、政府はこの法案の成立の可能性についてはどのように予想してみえるかという点と、万一成り立つた場合には、わが国の自動車業界に与える影響というのをどのようにお考えか御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君)　これは下院を全会一致で通過した。しかし、新しく選出された議員たちで構成された議会でやらなかつたということと、今国会というものがどう動くかということにかかわるわけでありまして、どうもここには大統領選挙を前にした、外国の政治の裏を批判したくはありますが、民主党と共和党とここで戦略的な駆け引きをやつていふように思えてなりません。そのことは省略いたしますが、私たちは逆転の発想というもので物を考えてみようといふことを作業をいたしまして、ローカルコンテンツ法案というものがもし通過、成立、大統領の承認というところで実行されたならば、アメリカの方から見るとどうなるんだという計算をしてみたんです。したら、アメリカの方も、いまおっしゃつたとおり、自動車のコストは二〇%以上上昇する。これは国民が迷惑を受けるわけですね。そして、じゃ

雇用その他が失業率に対してどの程度貢献するか、部品産業その他について全部調べてみたら、結局はアメリカも損をする。日本車はもちろん、そんな部品を向こうで現地で調達するんだつたら、もう現地に進出する以外には方法はないだろうと思うほど打撃を受けるわけでありまして、が、じゃ現地に進出したらそれで済むかというところ、ちょうどハーレー・ダビッドソン一社を救済するために日本の進出企業が二社もあるのに、輸入車に対して四五%の関税を上乗せして四九・四%の関税を取るという信じられないようなものが成立をしようといふんです、これ議會通つていませんので、日本の不正とも言つてませんが、二百一条という通商法の根拠を利用して大統領が直接判断をするようなルートを通つたので議會の論争はしてませんが、しかしそういうものが通る国柄であるということを考えますと、日本側もローカルコンテンツ法案というまことに信じられないような法律がアメリカにおいて成立するとするならば、日本の自動車産業といふものはもう一遍根本的に輸出規制どころではない問題として検討しなければならぬと思つておりますが、これが実施されたとき日本側はどれだけ被害を受けるかというのは敗戦意識でございまして、したがつて私の方はまだ日本もこれほどの打撃を受けまうよといふことは答弁をしないということにしております。

○馬場富君　そこで、こういう法案等の問題を通しまして、やはり日本の部品産業の関係に与える影響がこれからも多くなつてくるわけですね。その点について、自動車部品産業についての問題点について二、三お伺ひしたいと思ひます。

○馬場富君　ところで、こういう法案等の問題を通じて、新車組み付け用が八〇%であり、完成車メーカーを中心とするピラミッド体系にある日本の自動車産業の形態からいいますと、やはり自動車部品メーカーに大きな影響を与えようといふことは必至だといふことはわかります。このような輸出面での圧力に加えて、最近の完成車メーカーは系列

外のメーカーからも部品を購入するという傾向が非常に強くなつてきております。この結果、業界の競争というのはいさます激化するということが考えられてくるわけでございますので、そこでまず自動車部品産業の現状及び企業体質の強化のために何らかの政策が必要ではないかと、こういうことを考えるわけでございますが、この点はどうかでしょうか。

○政府委員(志賀孝君) 最初に自動車部品産業の現状をさつと申し上げますと、日本の部品工業は事業所数で申しまして約一万三千八百事業所、そこで働いている従業員の方は約四十五万人でございます。生産額は逐年増大をしまして、輸出もかなり伸びてまいっております。全体として申しまして、日本の自動車産業というのは、世界のトップクラスになつてゐるわけでございますけれども、それを支えておられるのが自動車部品産業でございます。日本の自動車部品産業の現在の力と申しますのは、やはり世界の最高水準にあるというふうに住じます。その背景になつてまいりましたところは、これは業界において海外からすぐれた技術を導入するとか、あるいは自主的な研究開発をやるとか、あるいは合理化に努めるとか、そういった各企業における自主的な努力、それが今日の成果につながつてきているというふうに私も理解をしております。もちろん、私もいたしましてこの自動車部品産業に對しまして、たとえば公害の防止であるとかそういった観点からある程度の支援はやつてまいつておりますけれども、基本は各企業の自主的な努力によつて現在の自動車部品産業の実力が培われたというふうに理解をしております。

○馬場富君 それでもう一つは、それにあわせてこの自動車部品産業の問題、現在、急速にエレクトロニクス化が進行しておるわけです。そういう点で、このような技術革新の波に乗りおくれ

ないためにも、やはり企業体質の強化は急速な対策が必要だ、こう考えられます。

また、国際化時代に対応しても、部品メーカーも海外進出を迫られておるわけです。そこで、これまでのような東南アジアを中心とした関係の進出ではなくて、完成車メーカーの欧米先進国への進出に伴つて、部品メーカーもこういう方面への進出の必要が迫られてきておるわけです。そういう点で、欧米諸国への進出に際しては、現地資本との提携とか、労使関係、あるいは日本車メーカーだけの供給で採算がとれるかどうかという問題もございまして、それから、品質、納期がどれだけ守れるかというような種々の問題もやはり生じてくる可能性があるわけです。

こういう点で、政府は、完成車メーカーに比較して、体質、資金力とも脆弱なこういう部品メーカーに對して何らかの援助を行うか、または新たなひとつ対策を考へておるかどうかという問題と、それから、これがまた摩擦の火種となるおそれはないか、この二点を考へねいたします。

○政府委員(志賀孝君) お答え申し上げます。

先生おっしゃる通りに、自動車部品産業、最近海外進出がとくに進展をしまして、現地法人で百五十七年の一月現在で申しますと、この数字になつてゐるわけでございまして、日本の自動車部品産業の海外進出、かなり進んでゐるというのが現状でございます。

海外進出に当たりまして何か特段の対策を考へてゐるかというお尋ねでございますけれども、海外進出に当たりまして、一般的に企業として、海外からの助成、あるいは輸出保険制度、さらには税制上の措置といったしまして、海外投資等損失準備金制度、そういったいろいろな海外投資に對する支援措置がございまして、私も私としては、自動車部品産業の海外進出に当たりまして、このような一般的な助成制度の活用によつてそれを支援してまいりたいというふうに存じております。

なお、自動車部品産業が海外進出してまいります際に、新たな貿易摩擦が起きないかというお尋ねでございますけれども、現在までのところ、先ほど申し上げましたように、かなり進出が進んでゐるわけでございまして、海外からの批判と申しましようか、そういったことは聞いておりません。いずれにいたしましても、ただ、各企業に進出に際しまして、進出先の状況等を十分踏まへながらやつていただくように、私も私も企業にお話をしているところでございます。

○馬場富君 次に、アメリカの輸入オートバイの課徴金問題について、四月一日にレーガン大統領は、この勧告案を受け入れたと報道されておりますが、これはきわめて保護貿易主義的な色彩の強いものであると思ひます。放置しておくその他の製品にもこういう対応の措置が考へられるわけですが、一つは、その撤回を求める措置というのをやはり毅然とした態度で私はこれを行うべきではないか、こう考へますが、これはいかがでしょうか。

○國務大臣(山中貞則君) この問題は、先にちょっと話してしまいましたが、そういうような経過で、はなはだ芳しくない。自由主義を唱える大國アメリカのやることかと思ふような内容になつておりますが、ただ、大統領の決定をいたしました文の末尾に、この効力を発生させるまでに日本との間で——日本という字が使つてありましたかな、使つてないでしよう、恐らく。とにかくハーレー・ダビッドソン社の再建に関する話し合いがついた場合は、この命令は撤回され得るという珍しい文章がついてゐるんです。

それは何を意味するかといひますと、ハーレー・ダビッドソン社は決して輸入車に高い関税をかけて助かるわけじゃないんですね、その関税は政府に行つちやうわけですから。問題は、ハーレー・ダビッドソン社の、長年の蓄積された伝統ある名車の上にあぐらをかいていたと言ふしか私はないんじゃないかと思ふんですが、どうも経営、技術革新等でおくれをとつてきて、ついに企業内の大変な累積赤字の前に倒産の危機に瀕してゐる

というのが裏にあるわけですから、もし、日本側が、じゃあ現地進出すればいいんだということであつて、あと現地に工場を持つていない鈴木とヤマハが現地に進出したとしますと、じゃあ関税はそんなに取れませんから、そうすると、ハーレー・ダビッドソン社はそれで助かるのかというところと助かるわけないんですね。

ですから、裏では八千万ドル日本のオートバイメーカー各社からハーレー・ダビッドソン社に金を貸してくれといふのか何か、とにかくめんどろを見てくれれば引つ込めるとか、日本の方は、たとえば本田が進出したときに、取得した土地から製品を出すまでの間の金額は三千五百万ドルで済んだそうですから、八千万ドルハーレーのために出すぐらいなら、残りの二社もその金で出ていつた方がよっぽどいいわけで、ここのところは、だから何が書いてあるのかといふと、ハーレーの言つていた金額といふものがだんだん下がつてまいりまして、いまは四千万ドルと言つてゐるやに聞かえておられますが、それでも日本側は三千五百万ドルを上回るのは絶対反対だということ、で、わずかの差になつておられますが、ハーレー・ダビッドソン側の言うことに合意をしないといふ、ごくわずかなものがつながつていふと言へばつながつてゐる。ハーレーが八千万ドルから四千万ドルへおつてきたといふことを見れば、それは合意する線に下がつてくるのかもしれない。そうしたら、その命令そのものが撤回される事項がついてゐますから、急転直下解決することがあるのかもしれないが、目下のところまだ両方とも裏の話をございまして、まともな交渉ではない、交渉をもう少し見守つていようというふうに考へております。

○馬場富君 最後に大臣に、このような完成車や部品等について質問をしてみましたけれども、日本の自動車産業が今後も輸出を捨てるといふわけにいかないと思ふんですね。そういう点で、やはりこれは日本の産業の上でも大きい影響力がある

わけですけれども、こういう点について先ほどのいろんなPRや、積極的な理解等の問題については、大臣もこれから行うということをおっしゃいましたが、これを含めて今後の長期的な対米政策についてはどのようにお考えかお尋ねして、この質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) 日本はアメリカと離れて、これは安保条約を別にしても、防衛を別にしても、経済の面でも完全にアメリカと縁を切ることは不可能でありますし、成り立たない輸出構造になつていくわけでありまして、やはりアメリカとは結びつきをある程度強ぶこともあり、煮えくり返る腹を抑えることがあつても、なるべく友好裏に話し合いで片をつけていく。いまのオートバイの問題等もひどいじゃないかと思ひますし、しかし、そう思ひながらも、やはりアメリカと日本とは長い目で見て仲よくしていかなければ、日本自身が国際経済社会で孤立して生きていけないという道に踏み出してしまふことになりまして、大変じれったく思われる点もおありでございますし、交渉当事者である私も、本当にしゃくにさわるなと思ひながらも、一応は話し合いの道を模索しておるわけでありまして、ただいま御注意いただきましたような配慮を持ちながら、日本の基幹産業にまで成長した自動車産業及びその関連の産業、オートバイ産業、そういうものを適正に評価されるように、そして日本はまた適正な市場を確保するように努めてまいりたいと思ひます。

○馬場富君 次に、先端技術国際協力体制づくりについて質問いたします。

昨年六月のベルサイユ・サミットで設置されることと合意されました科学技術部会の提言が三月二十五日に発表されました。各国が新しく技術協力を行うプロジェクトは、風力発電などの再生可能エネルギーからあるいは深海ボーリング、軽水炉、宇宙開発等に加えて十八テーマであるということが報道されておりますが、わが国は、軽水炉あるいは光合成あるいは太陽熱発電、先端ロボッ

ト等の四テーマについて幹事国となつておるわけですが、開発の推進力となるためにも、政府はこの目的を考えてどのようにこの体制をつくられるか御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) このような分野の協力というものが、まさに望ましいものであつて、人類がお互いの英知によつて未来を切り開いていく場合に、それぞれの国が密閉された中で、自分たちのものとして発展させる必要のあるものもあるかもしれないけれども、しかし、それをなるべく広く国際的に、サミットの国々がお互いに協力し合うということに、一つ一つの問題は限界があつたり、あるいは軍事的な機密性があつたりするものがあるにしても、やはり人類全体に貢献すべきそのような先端技術等については、それぞれが力を合はしていく。ことに四テーマについて日本が主査と申しましようか、国際的な主査の立場に置かれたことを、私たちは光榮と申しますか、自信を持つて受けとめて、それぞれの国々のテーマというものにもそれぞれ貢献しながら、やはり最終的には世界の人類が幸せになる道、いよいよ発展していく道、交流がレベルが高くなつていく、交流が進むということのために、これはやはりじみない仕事のようなのですが、余り摩擦のないことであつて、非常に大きく将来に貢献する仕事でありますから、これはやはり精力的な努力を続けていかなくてはならぬと思ひますし、今度のサミットに中間報告ぐらいはするわけでしょうか、そういうようなことを区切りとしながらも、一回限りでやめないで、永続してこれやつていくべきだと思ひます。

○馬場富君 やつぱりこれについて、技術の先進国の独占の防止という問題が考えられるわけですが、このような研究開発段階での国際的協力体制ができれば、将来の世界経済の活性化にもつながるわけでございますし、あるいは貿易摩擦の解消にも役立つわけでございます。しかしながら、このような主要七カ国だけの連携による技術開発が成功した場合には、事実上これらの国だけの独占が

行われる危険性が十分あると考えられるわけですが。この結果、八〇年代あるいは九〇年代に技術をめぐる先進国と途上国間の摩擦が生ずる可能性が出てくる、こういう点で、このような摩擦の防止のためには、技術開発がある程度進んだ段階で、より多くの国々に対象を拡大していくべきではないかという点を思ひます。政府は、この点をどのようにお考えでございますか。

○国務大臣(山中貞則君) その危険性は、その研究をしていく過程においても発生するであろうし、各国のドグマですね、いろいろな理由はあるし、各国のドグマですね、いろいろの理由はあるし、全体的に好ましいことだと申しましたが、そういうもので成果が得られた場合に、いまそういう発展途上国やサミット加盟国以外のものに対して開かれた姿勢がなければならぬというお話、ごもつてもありますが、実際に海洋法条約におけるアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスのわがまとか、あるいは核拡散防止についてのわがまとか、どうもそういう点、理想はそうありたいし、そうなければならぬのですが、これだけのものが成果が得られた場合に、それが果たして七カ国だけで独占せよというようなことは、わが日本は言うつもりはないですが、その中で足並みが乱れてくるものがあるのではないかと、そういうときに一番中間的な立場に立っているのが日本であると思ひますし、そういうときの調整役というものは、日本が一番しやすいのではないかと、いふふうに考えております。

○馬場富君 時間がありませんので、ちょうど経企庁長官が来ていらっしゃいますので、あと一、二問お尋ねいたします。

十一日に発表されました政府系機関の調査では、五十八年度設備投資は前年度比マイナスかあるいは小幅増という結果が発表されておりますけれども、この調査結果を政府はどのように考えているのか、お尋ねします。

投資のアンケート結果を発表いたしましたこととございます。いま馬場委員御指摘でございますが、確かに設備投資の動向は大企業には比較的高い面がございます。全般的に低調のように見られるところがございます。しかしながら、御案内のように、五十八年度は鉱工業生産が恐らく回復過程に向かうであろう、そしてまた金利も低下の傾向に向かうことは必至であらう、さらにまた油の値下がり、これによつて企業収益は回復してきますであろうと、こういうような要素を加味いたしますれば、私どもは名目で三・九％、実質で二・九％の設備投資の上昇は五十八年度には実現できるものだと、こんなふうに見ておるところでございます。

○馬場富君 経済成長率の中でやはり大きい比重を占める民間設備投資が、いまの調査等では大きい上昇というのはいささか考えられないわけですね。予定のような進行がでないわけですね。そういう状況下でこれをこのまゝ見ていけば、成長率ももちろん達成できなくなってくるという現象が私は起こつてくるのではないかとと思ひますが、この二・九％の目標はいまの現状から推して、五十八年度これ早々でございますけれども、本当に自信がございませうか。

○国務大臣(塩崎潤君) 御指摘のように各需要項目の中で一番心配な点は、御指摘のように民間企業設備投資だと思つてございまして、それは多分に、いま申しましたような金利の低下傾向、さらにまた輸出の回復、さらにまた原油の値下がり、このような将来の要素がございまして、現状で判断いたしますと、委員御指摘のように心配な点があることは、もう私も十分に自覚してございまして、もう私も十分に自覚してございまして、今後五年間の予測を考へてみますと、私は二・九％程度の民間企業設備投資の増加は、これはぜひともなければ、五十七年度御案内のように名目で二・二％、実質で二・〇％でございまして、企業全体といたしましてやはり省力化投資、あるいは

は更新投資の意欲は大変ある、ただ利子が高い、あるいは企業収益が伴わない、こんな点があるわけでございます。このような面が開閉されるならば、私はいま申しましたような設備投資の伸びは期待できると、こういうふうな考えております。

○馬場富君 現在、政府でいま景気の停滞に対してやはり対策を考えていくという意向があるようですが、その考え方の内容はどんな考えですか。景気対策です。

○国務大臣(塩崎潤君) 先般四月の五日にいわゆる景気対策と申しますか、総合経済対策という一つの方向を決定いたしましたところでございます。当面の課題といたしまして八項目、そしてまた今後取り組むべき課題といたしまして三項目、決定いたしましたところでございます。

まず第一は御案内のように金融政策の機動的運営でございますし、第二は公共投資の前倒しでございます。第三は住宅政策の推進でございます。第四は御案内の規制の緩和によりますところの民間投資の促進でございます。第五は中小企業の対策の推進でございます。第六は雇用対策の推進、第七は不況業種対策の推進、第八は調和のある対外経済関係の形成といたしまして基準・認証制度等の改善までを含めた対策を考えているところでございます。今後取り組みむべき課題といたしまして、世界経済活性化のための国際協力に対する応分の貢献、第二は所得税の減税、第三は公共事業についての民間活力導入の方策の検討、このような十一項目について私どもは現在の経済状況に応じて推進することといたしているところでございます。

○馬場富君 もう一つ経済成長率の中で大きい位置を占めるのが個人消費です。民間企業設備というものは、長官は大変自信をお持ちですが、私は現状からいき、いろんな景気状況からいきましてかなり苦しい状況にあるのじゃないかと、こう見ております。そういう点で、成長率の中でもう一つの要素の個人消費についてはやはり大きくこれを考えていかなければ景気対策もおぼつかないと思

うんです。そういう点で長官はこの点についての、個人消費の拡大のための減税ということについては、必要性をどうお考えですか。

○国務大臣(塩崎潤君) 所得税減税が、個人の可処分所得を高めて消費を刺激することは、もう私どもも当然の好ましい効果だと、こういうふうな考えているところでございます。国会の申し合わせもございまして、政府といたしまして、財源あるいは具体的な方法につきまして検討して、所得税の減税が推進されると、これが今後の政府の大きな課題だと、こういうふうな考えております。

○馬場富君 われわれ野党の要求等についても、一兆円減税必要というのが強く要望されておるわけですが、この点についてはどのようにお考えですか。

○国務大臣(塩崎潤君) 経済企画庁長官でございますし、現在の厳しい環境から考えますと、所得税減税は大変好ましいと考えますし、企画庁長官としても推進したいと考えております。

○馬場富君 時期について、あなたは経済運営の中心にいらつしやるわけですが、結局いつかということになる。時期ははつきり言えなければ早い時期が必要かどうか、この点どうですか。

○国務大臣(塩崎潤君) 国会の申し合わせで、五十八年中に必ず所得税の減税が行われていることになっておりますので、私もそのように期待いたしております。

○市川正一君 政府は去る五日に経済対策閣僚会議を開いて、両大臣とも御出席だったと思うんでありますが、今後の経済対策についてという方針を決定されました。マスコミなどもこれは結局選挙目当ての景気対策、こう言っておりますが、私もその実態を明らかにしたい。

まずお聞きしますが、この対策は景気対策なのか、一般的な経済運営の方針なのか、まず確認をいたしたい。

○国務大臣(塩崎潤君) いま御指摘のように、この経済対策と銘打った政策はいかなる政策である

かというお尋ねでございますが、これはもういろいろの意味がこもっているとは私は考えております。当面の経済対策というような意味もございしますけれども、その中には中長期的な経済政策の意味も含めておりますし、さらにまた現在の財政状況でございまして、いろいろの施策を総合して、特長的な、安定的な成長に持っていこうという一つの意味を持つている、このような意味を込めましたものがいわゆる経済政策を含めて、景気対策を含めて、今回決定されました経済政策の性格だと私は観念いたしております。

○市川正一君 よくわからぬのですが、多目的ダムじゃないけれども、いろいろの目的がある、意味がある。ところが、今回の対策は政府が前日の四日、これは五十八年度予算であります、これはまさにベストのものである、こうたい文句で成立した。その翌日、今度は手のひらを返したように、景気対策なるものを発表されるということと、私は国民を愚弄している、こう言わざるを得ぬのです。言いかえれば、政府原案予算では、景気浮揚には役に立たぬということをお認めになったということになるんですが、この点どうでしょう。

○国務大臣(塩崎潤君) 政府でございますから、私は予算の執行の責任を持ち、また予算の執行を通じて、経済の浮揚、経済の何と申しますか、成長の円滑化、さらにまた景気対策の意味を持たせるといことは当然のことだ、こういうふうな考えております。

○市川正一君 ところが内容を拝見しますと、先ほどお読みになっただけども、十一項目、それから細目すると三十項目超える数だったんですね。たくさんあるんですけれども、その大部分は去年の十月の総合経済対策に盛り込まれているものなんです。そのほかのものも従来からとってきている対策のいわば周知徹底とかあるいは配慮をするとか、そういうたぐいの問題であります、従来から実施してきても、景気対策としては実際に効果上がとらんわけでしょう。それをまた並

べ立てて、そしてまた予算が通った翌日、政策執行という名のもとにお答えになったけれども、結局そういうことにすぎぬのじゃないですか。

○国務大臣(塩崎潤君) 私はやはり、常に真理は真理だと考えておりますし、またその重要なことは、何回もまた周知徹底させて、その実現を図ることが必要だと思います。

それから第二に、いろいろの政策も並べてありますけれども、やはり政府でございます。立法によつて新しい施策を講ずることは限界がある。やはり立法により決定されたこと、そしてまた予算が成立したことによつて予算の施行に伴うこと、これによつて政府が得る限りのことを図っていくことが、私は当然の政府のなすべきことだと、こういうふうな考えております。

○市川正一君 それでは伺いますけれども、政府は今回のこの対策によつて、新たな財政支出をどれぐらい予定されておりますか。

○政府委員(田中誠一郎君) 予算が成立した直後でもございまして、今回の対策として、特に追加的な財政措置を考えてはおりません。

○市川正一君 それじゃやつぱりマスコミが言う選挙目当てのスローガンじゃないかということにならざるを得ぬんじゃないですか。何にもあんな財政支出は考えていない。

もう一つ聞きますが、従来は景気対策を実施する際には、それによつてGNPをどれぐらい押し上げるか試算してきていたんですが、今回はどれぐらい上がりますんですか。

○国務大臣(塩崎潤君) いま市川委員のおっしゃったことは、政府は新たな支出をこれで図っておるかと言われましたが、私は政府でございます。予算に基づきまして施行する、これは新たな支出と申しますか、当然のこと、これは新たな支出というよりも予算に伴う、予算に基づくところの支出で、これ以上の権限は私は政府にはまだない。その中で最大の努力が今回の対策の中に盛り込まれる、こう考えるわけでございします。そこで、それでは新たな支出がなければ、成長率は

どんなになるんだというお尋ねでございますが、私どもはこの対策によって三・四％という私どもが立てました経済成長の見通しを、これによって上昇さそうという趣旨じゃございません。現在の経済情勢から見て、私どもが立てましたところの三・四％の経済成長の見通しをより確実に達成するために、予算に基づき、法律に基づき、そして行政上でき得る限りの政策を進めようとするものでございます。

○市川正一君 いままででこのいう経済政策の出し方と大分違います。それで、政府がこう言っているんですよ、対策を打ち出した政府自身もどれぐらい効果があるかわからぬと、そこで効果を計測できないと、こうおっしゃっている。それで、私、今回のこの対策なるものの性格がどうあらわれておると思うんです。

若干、具体的内容についてお聞きしたいんですが、まず景気対策を考へる場合には、個人消費の拡大が現在の重要課題だというのは、これはかねがね長官も、先ほども力説なすったところですが、そこで今回のいわば経済見通しとの関連では、実質三・四％のGNPの伸び率のうち二・一％は個人消費の伸びに期待しているというわけですが、ところが、先般本委員会でも私長官にお尋ねしたんですが、個人消費を伸ばす上で所得税減税が必要不可欠だということ、先ほどもやりとりがございましたけれども、今回の対策を拝見しますと、これが「今後取り組むべき課題」ということで遠い将来の問題に追いやられておるんですね。さつき後ろから長官に回された、これももう言いませんけれども、一体これどういふことなんでしょうか。

○国務大臣(塩崎潤君) ここでも御説明申し上げましたように、私どもの三・四％の経済成長の見通し、その中で、いま御指摘のように、民間最終消費支出は寄与度二・一％でございます。しかし、その見通しの積算の根拠と申しますか、見通しの中では、私どもは所得税減税が行われるという前提には立っておりません。したがって、そんなような意味においても、今回の経済対策の

中では、所得税減税は、今後の検討課題ということにして差し支えない、またそのことが好ましいと、こういうふうな考えたとところでございまして、さつき後ろから長官に回された、これももう言いませんけれども、一体これどういふことなんでしょうか。

○市川正一君 それはおかしいと思うんですよ。将来考へるべきことだったって、いまやるといふ約束したわけでしょう、与野党合意で。政府もやると言ってお答えになつておるわけでしょう。あんたもやらぬといかぬと言つて何過も耳がたこになるほど聞いています。それが将来、今後やるべき課題という、そんな先の話じゃないと思うんですよ。やつぱりいま直ちにやるべき課題にどうして入れぬのですか。それはまあよろしいが。

それで聞きますが、五十七年度税収が確定する七月に検討するのだと、こういう話をちらほら聞きます。新聞でもそうおっしゃっている。ところが、五十七年度税収は、これはもう聞かぬでもいいんだけれども、三千億から五千億不足する、こう言われておるんですよ。そんならどういふんですのや、仮にそうなつたときには一体減税やるんですかやらぬのですか、それによつてはつきりしてほしいんです。

○国務大臣(塩崎潤君) 私が当面の事項というよりも検討課題だと申し上げましたのは、先般四月五日の決定の総合経済対策の中で、そのような分類をとつたから申し上げておるわけでございます。その背後には、先ほど御説明申し上げましたように、国会の申し合わせがバックになつておる。それは昭和五十八年中に実施すべきであるという申し合わせを前提としておるわけでございます。しかもこれは政府の権限ではなくして、国会の権限でございます。立法を伴うものでございまして、そのような意味で検討の課題にしたと、こういうふうな御理解をお願いいたします。つまり、私どもは所得税減税はなるべく早くやつていただきたい。しかし、これは国会で議決されて法律で初めて実現できるものでございまして、このような表現をとつて申し上げたわけでございます。そこで、新聞紙上七月ごろにその所得税減税が

決定される、そのときにまた歳入欠陥でもあつたらどうなるかという御質問と承つたわけでございますが、それは私の所管と申しますよりも、言われた趣旨は五十七年度の決算状況と申しますか、租税収入の実績等を考へてこの問題もまた取り組むべきである、それが一つの大きな何と申しますか、とつかりであるかと、こういうふうな意味で申されているのではないかと。私も長らく大蔵省で税金の仕事をやつておりましたので、何と申しますか、各年度の決算は七月ごろにわかる仕組みになつております。それが一つの財政上の判断をする取つかりだと、こういう意味だと思ひます。

○市川正一君 判断というのは、やるという前提で判断するの、そのときはやらぬということになるのか、ようわからぬのですが、これは通産大臣が大蔵小委員会一年間これでやつてこられて、結論としてああいうふうなことに相なつたわけですか。ああいうことというのはもう言ひませんけど、もううまいこといひかはつたんですかね。

それで長官に聞きたいんですが、竹下大蔵大臣は、五十八年度予算が成立した四日の晩に記者会見をやつて、六月の参院選挙後に、減税と抱き合せて大型間接税の導入等、増税の検討を開始する意向というのを表明してありますが、私本委員会では、三月二十三日ですが、この問題、抱き合せてやると、言葉は悪いけれども、言うたら長官は首を何か斜めに振つたはつたけれども、四日の晩に大蔵大臣言うたんですよ。また首振つておるけれどもこれ事実なんですか、ここにありますが。

そこでそのときに塩崎長官は——ここに会議録があります、大型間接税は消費そのものに直撃していく、消費抑制の効果がある「減税と増税を組み合わせるならばむしろマイナスの景気効果を生む」、こういうふうにお答えなすつたんです。ここにあるんですよ。私は、そういう点から言う、経済運営に非常に大きな責任をお持ちの長官としては、こういう大蔵大臣のような明確な意思

表示ですね、これはやつぱり捨ておけぬということ、こういう増税攻勢、特に大型消費税を導入するということは中止を申し入れるべきではないかと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(塩崎潤君) 市川委員は、いま竹下大蔵大臣の、新聞の何と申しますか、お言葉を引用されたようでございますが、私はもう公式表明といたしましては、市川委員もたびたび聞かれたと思ひますけれども、本会議で中曾根総理も、竹下大蔵大臣も、ともども大型間接税については全く考へておりませんし、検討の指示もいたしておりません。と、こういう御答弁がありました。私はそれに基づきましていろいろ心配はいたしました。いま申しましたような経済理論的に申すれば、所得は貯蓄と消費に分かれるけれども、しかしながら消費は消費そのものに直結するから、心配だと思つたけれども私はそれは杞憂に過ぎなかつた。したがつて、余りこの問題は心配する必要がないということを本会議で二度ばかりお答えしたような私は気がいたします。竹下大蔵大臣の本会議の答弁も伺つておりますので、いまの新聞のような記事は私にとつてちよつと理解ができなところでございます。

○市川正一君 そうすると、四日に予算が成立した晩に本音がでたのかどうか知りませんけれども、これ一遍確かめられたらどうですか、あなたこんなことを言うておるけれども本当かと。杞憂であつたというんだつたらそれでよろしいが。杞憂でなかつたらそれはぐあい悪い、やつぱりそれはつきりしておいてほしいのですがどうですか。

○国務大臣(塩崎潤君) 確かめなくても、私はもう参議院本会議の総理並びに大蔵大臣の答弁を公式な意見として信じております。確かめると言つたら確かめても結構でございますが……

○市川正一君 確かめてください。
○国務大臣(塩崎潤君) 公式表明の方がより権威のあるものだと思ひます。
○市川正一君 それじゃ一遍確かめてもらうてそ

の上で白黒つけましょう。

それで、私の持ち時間は非常に少ないんでどんな前へ行きますが、今度は原油価格の値下がりによる電気料金の引き下げですが、山中大臣、三月十八日に参院の予算委員会が党の神谷信之助委員が質問いたしました。それに対して、電力会社の今回の利益はいたいたものだから、その恩恵を産業の活性化に資するとともに国民に返さなければならぬと。そして、「政治の名において政府の責任で命令をすることもあり得べし」と歯切れよくこうお答えになつておられるわけですが、しかし今回の対策を見ますと、五千億円の金額まで明示して電力会社の設備投資を実施することにしていますけれども、電気料金の値下げは触れていないんです。私は、電気料金の値下げをするのかせぬのか、ひとつはつきりお答え願いたい。

○国務大臣(山中貞則君) ここに金額としては七〇%以上という数字と電力の設備投資の前倒し五千億程度という二つしか数字がないんですね。これはたまたま電力会社が、一パレル当たり一ドルが一十億円で、五ドルならば五十億円という数字とびたつと一致するものだからね。これはそうではなくて、既定の計画として持つておられる電力会社の設備投資を前倒しをしないかということの積み上げが五千億であつて、別途この五ドル下がつた分についてのものは入つていませんという注釈を口頭では一応説明してございしますが、誤解されるおそれがありまして、市川先生は誤解していらつしやうなかつた質問でございしましたが、その設備投資と電力料金値下げの問題とは全く関係がない。言いますと、五千億もう設備投資に回しちゃつたから電力料金改定には回りませんよと、そういう数字ではございせん。したがつて、電力料金の、石油の値下がりの受ける恩恵の中に、一つは電気料金値下げという直接的なものがありまふと。しかし、石油会社の方は電力料金にまづ反映する約四〇%のシェアを占める石油、C重油、そういうものについての値下げをしていない。値下げしたものはガソリンとか灯油とか、市況でも

値崩れしてしまつておるものを追認したにすぎないというようなこともありまして、すぐにということとはなかなかですが、これから幾つかの問題を、最終的には国民全体が、経済は活性化し、国民生活は再び向上の方向に向かつて歩み出す糧にこの五ドルというものを、一番世界でうまく使つた国としてやろうじゃないか。その中に産業政策として考えておる、そして国民に均てんする場合において、電力料金もそのファクターの一つであることについては間違いない。しかし、五ドル下がつたから五ドル分全部というふうな計算どおりいくかどうかにについてはこれからの問題だと申しまして、下げる権限があるぞと言つたのは、どうも外野がうるさいんですよ。公共料金としての電力料金値上げを申請したときには一生懸命頼みに来て、そして今度は値下げをしなければならぬいかもしれないときには絶対値下げしないということになるのですから、苦々しく思つておられると言つたら、それで静かになつたんですが、なおまだおさまらないような空気がありましたので、逆に私の方は値下げ命令をする権限を持つていますよというこゝまで言いましたんで、いまは通産省にお任せいたしますという態度になりましたので、それでよろしいと。こういうことにして、これからその対策を検討しておるところでございします。

○市川正一君 外野席なのか、いわばやじ馬なのかやうわからないんですが、主人公はやっぱり国民なんです。ですから、私はいまファクターとして残つておると、何か意味ありげな言い方でずるずるずるずる行く。前から、これは二月段階からそういうふうにおつしやつておるんですね。原油値下げに伴う利益は国民に還元すべきだ、電気料金引き下げは当然検討対象に含まれようとか、ファクターだとか、だからやるのかやらないのか、そこを僕は聞きしたかつたんです。だから、それをひとつお伺いすると同時に、ちよつと論を前に進めたいんですが——いや、それ先に齒切れよく聞きましょう。

○国務大臣(山中貞則君) 簡単に申し上げます。要するに、石油の値下げが何ドルで最終的に決定をして、それがどれくらい安定するのかということが見通しがつかなければ決まらないということ。ということは、私たちが一遍為替差益でもつて、それを還元ということ、電力料金を下げることにこれは与野党一緒に踏み切りました。一年半後には五〇%値上げをせざるを得なかつた。これでは政治ではない。やはり一定の見通しを立てて、少なくとも安定長期供給ということの確信を持つてやりたいということから、いまこゝで五ドル分をそのまゝという言い方を私が避けているということでございます。

○市川正一君 そうすると、五ドル即そのまゝということではないけれども、ともかく値下げをするということであるという姿勢だということに確認してよろしうございします。

○国務大臣(山中貞則君) 値下げをする方向も検討しておりますが、それはその前提として前車の轍、すなわち為替差益のときのようになつたというふうなものでは電力料金というものはあつてはならない。やはり安定して、しかも低料金で供給されるものが電気料金であらう、そう思つてますから、なるべく長期的な展望を持つて、確信を持つて、前のようなおさまなことはしないようにということをお願いしてございします。

○市川正一君 しかし、私はこの対策に即して物を言つておるんです。この対策に出てきておるのは、結局値下げの問題はないわけですよ。そして、出てきておるのは、電力会社の責任で本来実施すべき設備投資を繰り上げ発注せよ、これ五ドル分をそうするとかということをお願いにはしませんけれども、そういうことをいけば電力会社には言うておるということにはなつておるわけですね。私、九つの電力会社の役員に給与調べた。そうすると、ここに有価証券の報告書の写しがあります。五十六年の三ヶ月と五十七年の三ヶ月と比べてみると、平均してその役員給与ですが、千

三百七十万円から三千六百四十九万円と、実に二千二百七十九万円もふえておるんです。ただ、北海道電力だけはこれは減額です。しかし、あとの八つは皆ふえておる。北海道も含めて九つを平均すると二・六六倍になつておる。関西電力や中部電力はざつと四倍です。こういう大幅アップを役員給与でやつておる。しかも、八一年度の収支報告書を見ますと、電力会社のこれら役員百二十九名、これが自民党、国民政治協会に千九百九十一万円、約二千万円政治献金やつておるんです。だから、私はね、電力会社はなるほど企業としての政治献金は自粛しよりました。しかし、形を変えてこういう役員による大量献金が行われておる。一方では人勧凍結や言うてるさなかに四倍から給料上げておる。こういうことを通産大臣望ましいと思われませんか。どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) 与党自民党としては、大変かたじけなく、ありがたいということでありまして、一方国税庁としては、それは高額をお取りになつても七五%の税率でちよつだいいたします。税をちよつだいいたします。最高税率では地方税含めて九三%というふうな税を納めるということになつておるわけでありまして、余りそんなに給料ふやしたところで手取りふえるわけではないと思つておるんですが、それは気になつておるか、しかし一方において公的な電力会社という性格を考へるときに、それぞれの地域、九ブロック、沖繩を入れて十、その地域の周辺にふさわしい企業のトップとしての、役員としての給与であつてほしいし、いまの金額がどういふふうな周辺とつり合つておるか、そこらところは私はまだ点検しておりませんので、やはり電力会社の公共的な性格にふさわしい役員としての矜持も持つてほしいと、そういう気持はいたします。

○市川正一君 公共的な性格であるがゆゑに世論の指弾も受けてついに自粛したわけですね、企業としては。ところが、実際には形を変えて役員がみんな政治献金しておると。私はあえて声を荒立てて申しませんが、与党自民党としては結

構でございますというような、そんな答弁じゃないに、私は大臣として、やっぱり通産大臣として、その監督下にある電力会社のこういうようなことについて、やはりもう少しまじめに真剣にお考え願いたいと思う。私は結局こういう事態は、利益隠しともう一つは、国民の電力料金値下げ要求を抑えるための、そのための政治献金だと、事実そういう案も効いてきつたあるようだけれども、そう言わざるを得ないのであります。

私、エネルギーにお聞きますが、電力需要はここ数年低迷してある、そして五十七年度も前年並みか若干落ちるんじゃないか、あるいはまた発電設備の利用率も落ちていて、供給予備率も高い水準にある、電力会社の当初の設備投資計画もほとんど伸びていないと、こう見ているんですが、いかがですか。

○政府委員(豊島格君) 先生御指摘のように、五十七年度は電力需要というのは一・七％減、五十六年度は〇・五％、ちよつとはふえましたが、五十七年度においてはさらに〇・三％ということ、非常に伸び悩んでおると。特に大口電力等は不況の影響といえますが、特に基礎素材産業、電力多消費産業というのは非常に不況でございまして、そこは相当落ち込んでおるわけでございまして、そういうこともございまして、いわゆる電力の予備率というのは普通八ないし一〇％ということとでよろしいわけでございまして、大体最近では一八％ぐらいの予備率を持っておるということとでございまして、そんなことで、五十七年度末をいいますか、五十八年度を初年度とする十年間の電気施設計画というのは近くまとまるわけでございまして、そういう中においては、相当設備の繰り越しといえますか、後ろ倒しということをしなくちゃいけないというような情勢もございまして、現に設備投資の金額そのものも、五十五年度と比べると相当伸びたわけですが、まあ最近といいますが、五十八年度については非常に伸び率も低いということも事実でございます。

いるという状況のもとで、今回のこの対策で、設備能力の増加につながらない投資ですね、たとえば配電線の補修だとかあるいは交換だとか、都市部での地下架線化だとか等々ですね、いわば苦肉の策で政府はやっぱりそこへ繰り込んでおると。電力需要から言えば不要不急の設備投資をやらせる、そういうことじゃなしに、私はやっぱり購買力を高めるという立場から、長官も強調され、そして大臣も約束されておられる電力料金の値下げとして還元すべきであるということを重ねて私は強調しておきたいと思ひます。

内需の拡大に関して、個人消費の問題と関連して、中小企業対策であります、中小企業の個人消費支出への依存度が非常に高い。四五・五％、大企業が三五・二％ですから、その消費不振の影響は非常に強く中小企業にあらわれております。そういう面から、中小企業への特別の対策がいま必要だと思ひますが、今度の対策を拝見しますと、昨年十月の対策とほとんど変わっておるものであります、金融政策について一つだけお伺いしたいんですが、今年度は第一・四半期の政府系中小企業金融三機関の貸付資金を前年同期比で二五・七％増を図るとか、あるいは倒産関連特別保証の対象業種を九業種追加するというふうに聞いております。私、これらのことももちろん必要だし適切である、こう考えますが、同時に、いまの中小企業の金融事情からいいますと、中小企業向けの金利引き下げが切実な問題になっておると思ひます。それで、たとえば一定期間に限って、政府系三機関ですね、これが特別低利の貸付制度を設けると、こういうような措置というものは考えられないかどうか。神谷さんかどなたか、ちよつとお聞きたい。

国民金融公庫、これらの金利は本来でございまして長期プライムレートに準ずると、こういうことが原則でまいってきつておるわけでございしますが、この長い景気の低迷というものの対処するため、当面、現在のところそれより〇・二低い金利を適用しておるわけでございまして、これをいつまで適用するかというところは政府部内でもいろいろ議論があるわけでございしますが、当然このような対策が打ち出されますような環境にございしますので、われわれとしてはむしろこのような長期プライムより低いという特例をなお現在続けていくと、こういうことで政府部内では意見をまとめておるわけでございます、御指摘のとおり金利というのはやはり利子を払うわけですからそれは安いにこしたございせんので、もっと安くできないかと言へば、担当の者としては、いつもできるだけ中小企業のために安い金利をと、こう考えておりますけれども、特例の上にもまた特例ということを経営を限りましてまた行つてまいりますことは、中小企業金融公庫あるいは国民公庫、今回の御審議いただいた予算の中にもございまして、うに欠損、赤字が出ておまして、補給金を出さざるを得ないような状態になっておるもので、むしろ現在の措置をこのまま継続して、他のこの対策に盛り込まれておりますものもその施策が複合的な効果を上げることによつて景気が上昇して、それが中小企業によい影響を与えてくるということが一日も早く来ることを期待しておるものでございまして。

○市川正一君 私は、なおこの検討を必要と機会にまた求めたいと思ひますが、通産大臣にお伺いしますが、中小企業対策の一つとしての官公需問題です。

これは報道によりますと、五十八年度の中小企業向け官公需発注比率は結局前年度並みの三七・二％にするという報道を聞いております。三月十一日の本院の予算委員会ではわが党の査読委員の質問に答えて大臣が、覚えていらっしゃると思ひますが、中小企業の受注率と金額を上昇させると、「総理からの命令を待つてやらなきゃならないほど行動力のない通産大臣ではございせん」と、こうまでお答えになった。私どもは従来から少なくとも五〇％程度を確保すべきだと、こう主張しております、私はこういう状況から見ても、いまこそ通産大臣の行動力を発揮される、前年度水準以上に引き上げるといふときだと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) この問題は、昨年がゼロシーリング、今年度予算はマイナスイーリングというきつぱをはめられた中の官公需の受注率になるわけでありまして、そのきつぱ率から言へば、これはほうっておくと低下をするというおそれがあります。でありますので、中小企業庁長官を部内の責任者として、政府全体で横の連絡の調整をさせながら、具体的にこれは山中がこの点についてはこうできないかと、省庁を挙げてそして具体的な方法等を例示しながら言つていくことであるというふうなことでつけ加えていまいましておられますが、三七・二％以下にしない、最低はそれを維持する努力をしなければならぬというのが予算の環境から生じた追い詰められた立場でございまして、さらに具体的に個々の省庁に切り込むことによつて、私の意思も伝えてございまして、この受注比率を少しでも高めたいというのが私の念願でございまして。

○市川正一君 大臣のいまの御答弁には数学的にトリックがあると思ひます。だって、私が言つておるのは比率の問題であつて、マイナスイーリングだつてマイナスイーリングの枠の中での中小企業の比率のアップということであり得るわけですから、その点はやっぱり大企業と中小企業との比率の問題なんです、マイナスイーリングであればあるほど、よけい中小企業に対しては配慮をすべきだということを一つ申し上げておきたいと思ひますが、そういうことですね。

○国務大臣(山中貞則君) そのようにおとりになつて結構です。

○市川正一君 ええ。数学の問題ですから、と

時に政治の問題ですから。

次に住宅建設問題ですけれども、私は、今回の対策によって住宅建設の促進が図られるものには結局ならぬ、こう断言せざるを得ぬのです。この点は建設白書も、住宅建設が落ち込んでくるのは、地価、建築費、所得の動向から、住宅価格と国民の住宅取得能力との乖離が拡大したためだ、こう言っているんです。こうしたことから、結局、減税を中心とした勤労者の可処分所得をふやすような対策こそが必要だと思ふんですが、まずその点、長官にお伺いしたい。

○国務大臣(塩崎潤君) 御承知のように、もう住宅の総戸数は総世帯戸数よりも多目でございますし、そんな面ではいろいろの住宅対策についての限界があるんじゃないか、こういうことも言われていることは事実でございます。しかしながら、一月、二月の公的資金によりましてところの住宅建設は、すでに発表のとおり、大変好調でございます。一月には百三十万戸ペースでございましたし、二月は百十七万から六万ぐらいのペースであったと思ひます。このような観点から考えますと、やはり公的資金によるところの住宅建設は進めることができるんじゃないか。さらにまた、増改築という新しい需要をますます促進することによって、国民の願いでございますところの住宅政策は推し進めることができるではないか。さらにまた、先般新聞にも出ておりましたが、地価が土地税制の確立等によりまして低目に安定しかつてきた、このようなことが、私は、住宅政策を進めることができる、こういうふうに見ております。

○市川正一君 ところが、実際にこの対策が打ち出しているものというのは、たとえば規制の緩和等による民間投資の促進、こういうふうに出されております。こういう中で、第一種住宅専用地域の適切な見直しというふうに言うておりますけれども、報道によりますと、第一種住居専用地域の高度制限を取り払って高層ビルを建てるというようなことが指摘されておりますが、こういう

構想なのかどうか、政府のひとつ構想をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(塩崎潤君) これらの規制の緩和につきましては、御指摘のように、いろいろの政策目的と衝突する面もございますので、慎重に検討しなければならぬところでございまして、第一種住居専用地域は、高さが原則として十メートル以下に制限される。この十メートルを直すというんじやなくして、第一種住居専用地域というものはどの範囲にするか、これがいま都道府県知事にゆだねられていてございまして、これはいろいろと行政指導の形で、このような地域が第一種住居専用地域として適当である、こういうふう言われていてございまして、昨今の都市の発展状況から見ますと、これは第一種住居専用地域から外して、十メートルという制限を外してもいい地域にしてはどうかと。十メートルという制限を外すというよりも、地域を昨今の都市の状況に応じて見直す。そういう範囲において十メートルの限界というものを、基準というものを、何と申しますか、回避していくことができないか、こんなような研究をこれから——たとえば環状線、東京では環状線の中とか、あるいは七環の中とか、その中にありますところの住居地域を十メートルで果たしているのかどうか、こんなような研究をこれから行おうとしていてございまして。

○市川正一君 時間が参りましたので、最後に、そういう前提で私は問題を提起し、そしてぜひ御見解を賜りたいんですけれども、いまおっしゃったようなことは非常に重大な、いわば国づくりに、また都市づくり、こういう根本問題を含んでいと思うんです。特に大手のデベロッパーだとか経団連が、大都市の再開発についていろいろいふ提言をしております。私、去年の四月の経団連の意見書を持ってきましたが、その中で三大都市圏においては高層化地区の設定を義務づけ、低層建築を禁止する、あるいはまた少数の反対者

のために再開発が進まない地域については土地収用制度を積極的に活用すべきである、こういうふう言うておるわけですね。ですから私は、いま検討するところのやつたけれども、この対策の中を貫いている立場というのは、まさにこういう財界の要望を具体化する、そういう方向に道を開くものだ、こう判断せざるを得ぬのです。特に第一種住居専用地域というのは、都心でも、たとえば東京をとってみても、非常に数の少ない、また由緒ある閑静な町が大部分です。仮に、こうした地域でいま政府の考えているようなことが実施されるならば、居住地としての住環境の保護よりも土地の高度利用だけが優先される、先行されるといふことになって、資本金のある大企業などが低層住宅地を買収して、高層なマンションとか、高層の事務所ビル、これがいわば建設を競うことになると。これはもう自明の理であります。その結果、庶民は日照を奪われたり、あるいはまた電波障害、風害等々のために被害をこうむるというだけではないに、地価の上昇による固定資産税の上昇などによって、結局都心から追い出される結果になるといふことを、私、指摘せざるを得ぬのであります。これは、かつての日本列島改造の実態からも私言いで得ると思うんですが、ですから、こういう町づくりを進めるかというのは、住民の意思、これをやはり無視して進めることはできぬわけでありまして。だからこそ、用途地域の指定も知事の権限として地元とよく協議するような仕組みになつていくわけです。

そこで伺ひたいんですが、今回のこの対策にある提起は、いわば都市づくりの根本問題、言うならば国家百年の大計に立つた長い視点に立つての国民的コンセンサスですね、これをやっぱりかち取るということを前提にすべきであると思うんですが、そういう立場から問題を再検討するといふふうに、特に閣下大臣にこの問題に關して所信を承つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(塩崎潤君) 御指摘のように、都市計

画法その他の法律は、もう当然、その法律固有の目的を持つておりますし、いまの十メートルの制限というものは一つの空間地とか、日照権とか、静穏とか、いろいろの面を考えた結果であることは言うまでもございせん。しかしながら、この法律といえども、やはり時代の変化には対応していくべきだと思ふところでございまして、自然発生的にでき上がったところの日本の都市は、都市計画の点において、土地の利用の仕方において、諸外国に比べてまだまだ考え直さなければならぬ点が多々あることは、もう御案内のとおりだと思います。私は大企業が言うとか言わないとかいふ問題を離れて、このように大変高い土地のところ、低い建物が多々あるところ、しかも、住宅が郊外に広がって、その往復等あるいは交通機関等においていろいろのむだがあると云われている今日、一つの都市計画を考えた場合に、また新たな観点から土地の高度利用を考えていくことは一つの方向だと。どこの外国を見ましても、日本ぐらしい都市計画がまだうまくいっていない国はないような気がするわけでございまして。こんな点はひとつ新しい観点から検討し直す。その際に、もちろんいま申されましたその法律固有の政策目的、これも十分尊重してかからなきゃならないことは当然だと考えております。

○国務大臣(山中貞則君) 所管は建設省であります。が、われわれ対策閣僚協において、垣根を取り払つて十分に議論しようということで議論いたしましたので、その意味において答弁いたしますが、いまの発想の根底にあるものは、現在空き家が二百六十万戸以上ある。しかも、これは既成市街地の中にある。それは地代家賃統制令とか借地借家法とか、いろんなものがあるせいもありましようが、要するに持ち主が建てかえる意思、意欲を失つてしまつて、だんだん空き家がふえていくと。そういうような関係もやはり見過ごすわけにはいかない。したがって、新しく空き家が、そこに敷地も建物もあるわけですから、それが新しい居住用として衣がえをできるような方法はないだ

ろうか。そうすると、第一種居住専用住宅においては十メートルの高さの制限があるということ、それを三階をつくらせてなせいけんいんどうとか。高層ビルという考え方はありません。第一種専用住宅地域に高層ビルというのは面積から見たつてそういうことはありまじせん、そういう理想は、また逆にいまおしやつたような問題を周辺の住民に思わざる、危害を及ぼすわけでありまして、しかし、二階を三階にする、あるいは建てかえようにも建てかえられないで空き家がふえていく現状というものを、それをやはり空き家のない状態にしていくというのはひとつの政治だと思ふ。その意味で、現在東京都においては七環以内において専用緑地地域以外は全部十メートルの高さを昨年撤廃してくれました。できればこれを東京都で例をとるならば八環以内ぐらゐまで広げられないだろうかというのもその議論の一つでございますが、要は建設省がこれをどのように関係都道府県知事と御連絡をとられてやられるのかは役所の側の問題でございますが、政治的に私どもが今回概略的なそういう基本を定めましたものの背景はそこらにも存在する。そして塩崎長官が言われているようなことももちろんその下敷きにあるということをおし上げておきます。

○委員長(亀井久興君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(亀井久興君) 特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案及び特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案について趣旨説明を聴取いたします。山中通商産業大臣。

○國務大臣(山中貞則君) 特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

特定不況産業安定臨時措置法は、第一次石油危機に起因する大幅な需給の不均衡等の経済事情

の著しい変化に対処するため、いわゆる構造不況産業について過剰設備の処理等を計画的に行うことにより、その不況の克服と経営の安定を図ることを目的として、昭和五十五年五月に制定されたものであり、本年六月末をもって廃止されるものとなっております。

同法の制定以来、対象となつた業種においては、設備処理が計画的に実施され、所期の効果を上げつつありましたが、その途上で第二次石油危機が発生したために基礎素材産業を中心として再び設備の過剰が生じ、経営不安定に陥る等構造的な問題が顕在化するに至つております。このような基礎素材産業は、優秀な素材を川下の加工組み立て型産業等に供給することを通じて、わが国の産業構造の高度化を支えるとともに、雇用、関連中小企業、地域経済の安定にとつても重要な役割りを果たしており、その直面する構造的な問題を解決し、経済合理性を回復していくことは、今後のわが国経済の発展、国民生活の安定を図るために緊急の課題となつております。このため、特定不況産業安定臨時措置法の廃止期限を五年間延長し、従来より実施してまいりました設備の処理等に関する措置に加え、事業提携、原材料・エネルギーコストの低減のための設備投資等の措置を計画的に行うことにより、早急に基礎素材産業の構造改善を推進する必要がある、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨について、御説明を申し上げます。

第一に、題名を「特定産業構造改善臨時措置法」と改めるとともに、法の目的を「特定産業の構造改善」に改めることとしております。

第二は、法律による措置の対象となる業種の指定についてであります。業種の指定については、事業者の自主性を尊重するため、現行法と同様二段階指定方式をとつております。すなわち、まず最初に、対象候補業種として、電炉業、アルミ製錬業、化学繊維製造業、化学肥料製造業、合金鉄製造業、洋紙製造業及び板紙製造業、石油化学工業

業の七業種を法定するほか、原材料・エネルギー多消費型の業種で構造改善が必要なるものを昭和五十九年末までに政令で追加指定することとしております。次にこれらの対象候補業種のうち、大部分の事業者の申し出があつたものについては、特定産業として政令で指定し、法律による措置の対象とすることとしております。

第三は、構造改善基本計画の作成についてであります。

主務大臣は、特定産業ごとに、産業構造審議会等関係審議会の意見を聞いて、目標年度における構造改善の目標、設備の処理等に関する事項、事業提携に関する事項、原材料・エネルギーコスト低減のための設備投資に関する事項、雇用の安定のための措置等に関する事項と内容とする構造改善基本計画を定めることとしております。

第四に、主務大臣の指示に従つて行われる設備の処理等に係る共同行為を独占禁止法の適用除外とする現行制度を継続することとしております。

第五は、生産、販売の共同化、合併等の事業提携についてであります。

主務大臣は、事業者が構造改善基本計画に従つて作成した事業提携計画について独占禁止法上の問題が生ずることのないよう公正取引委員会と意見を調整した上で承認をし、この承認をした事業提携計画に基づく事業提携について、税制上、金融上の特例措置を講ずることにより、事業の共同化等が円滑かつ迅速に進められるようにしてしております。

第六に、特定不況産業信用基金を「特定産業信用基金」と改称するとともに、その業務を拡充することとしております。

その他、特定産業の構造改善のために必要な資金の確保、課税の特例に係る規定を設けるとともに、雇用の安定、関連中小企業の経営の安定に係る規定、主務大臣と労働大臣の協力規定等について所要の整備を行うこととしております。

これらの施策は、基礎素材産業の構造改善に必要不可欠のものであり、基礎素材産業をめぐる事

態の重大性及びその対策の緊急性にかんがみ、ぜひとも早急に本法案の制定を図ることが必要であると信ずる次第であります。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(亀井久興君) 次に、補足説明を聴取いたします。小長産業政策局長。

○政府委員(小長啓一君) ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

わが国の基礎素材産業は、二度にわたる石油危機を契機として、その産業構造上、生産技術体系上の特色から、過剰設備の発生、経営の不安定等の構造的困難に直面しております。特定不況産業安定臨時措置法の施行の経験に当たっては、従来から実施してまいりました設備の処理等に関する措置に加え、事業提携、原材料・エネルギーコストの低減のための設備投資等の措置を計画的に行うことにより、経済性を喪失し将来とも回復、改善の見込みのない部分の迅速かつ円滑な縮小のみならず、今後経済合理性を回復し得る部分についての活性化を実現していくことが必要となつております。

このため、特定不況産業安定臨時措置法の廃止期限を五年間延長するとともに、措置を拡充して早急に基礎素材産業の構造改善を推進していくこととし、所要の改正を行うこととした次第であります。

本法律案の立案に当たっては、内外の諸情勢を考慮するとともに、いわゆる山中六原則の趣旨に基づき、特に次の三点に配慮したところであります。

第一に、本法律案は、あくまで民間の自主性と厳しい自助努力を前提としております。

第二に、構造改善基本計画の策定や事業提携計画の承認、設備の処理等に係る共同行為の指示等

構造改善を進めるに当たっては、雇用の安定と関連中小企業の経営の安定を最重点配慮事項としております。

第三に、本法律案による対策は、開放市場体制を基本的前提とし、措置の内容もOECDのPAP、積極的産業調整政策に合致するものであり、諸外国の理解を十分得られるものとなっております。

次に、この法律案の要旨を補足して御説明申し上げます。

今回の改正の第一は、題名及び目的を改めることとありますが、これは、すでに述べましたように設備の処理のみならず事業提携等の措置を追加し、総合的な対策を講ずることにより、特定産業の構造改善を推進する趣旨であります。

第二は、法律による措置の対象となる特定産業についてであります。今回の対策が第二次石油危機による原材料・エネルギー価格の高騰を契機としていることから、原材料・エネルギーコストが生産費の相当部分を占める基礎素材産業のうち過剰設備の発生や生産、経営の規模、生産方式の不適合から経営の著しい不安定に陥っているものを指定することとしております。また、指定は、事業者の自主性を最大限尊重する観点から、現行法と同様指定候補業種の中から事業者の申し出を基に特定産業の指定を行う方式をとっております。

第三は、構造改善基本計画の作成についてであります。主務大臣は、特定産業ごとに、業種の実情に応じ幅広い内容の計画を適切に定めることとしておりますが、その際に、主務大臣は、関係審議会の意見を聞くこととし、特定産業の事業者団体及び労働組合の意見が十分反映されるよう措置しております。

第四は、設備の処理等に係る共同行為を主務大臣が指示する現行制度を継続することとしておりますが、本制度については、現行法の経験を十分踏まえ、今後とも適切な運用に努めていく所存であります。

第五は、生産、販売の共同化、合併等の事業提携についてであります。主務大臣が事業者の作成した事業提携計画を承認するに当たっては、構造改善の目標の達成、適正な競争の確保等、一般消費者及び関連事業者の利益の確保、雇用の安定のそれぞれの見地からの基準に適切に照らして行うこととしております。また、公正取引委員会と実効ある意見調整を行い、事業提携が独占禁止法上の問題を生ずることなく円滑に進められるよう図つてまいる所存であります。

以上、この法律案につきまして、補足説明をいたしました。

何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(亀井久興君) 次に、特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案について趣旨説明を聴取いたします。山中通商産業大臣。

○国務大臣(山中貞則君) 特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案についてその提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

特定不況地域中小企業対策臨時措置法は、構造的な不況に陥っている業種に属する事業所に対する依存度が大きく、これらの事業所において事業の廃止等が行われている地域において、構造不況の悪影響を受けている中小企業者の経営の安定を図るため昭和五十三年十一月に施行されたものであり、現在、本法に基づき、特定不況業種九業種、特定不況地域四十七地域五十一市町村及び関連市町村九十六市町村を指定し、経営安定対策及び企業誘致対策を講じてきているところであります。

本法は、本年六月三十日まで廃止するものとされており、最近、構造不況が地域経済にさらに深刻な悪影響を与え、これらの地域において多数の中小企業者の経営が不安定であり、その経済的環境の変化への適応を促す必要がある状況にかんがみ、本法を延長するとともに、新たにこれらの地域において構造不況の悪影響を受けている中小企業者の振興を図るための対策を講ずる等施策の充実の必要性が高まっております。本法律案は、このような観点から、特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正しようとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、本法が廃止するものとされる期限を昭和六十三年六月三十日まで五年間延長することとあります。

第二は、題名等の改正であります。本法の趣旨に沿って、各施策のより円滑な推進と中小企業者の事業意欲の一層の増進を妨げることのないよう、題名を「特定産業関連地域中小企業対策臨時措置法」に改めるとともに、本則中において、「特定不況業種」を「特定業種」に、「特定不況地域」を「特定地域」にそれぞれ改めることとしております。また、新たに特定地域における中小企業者の振興を図るための対策を講ずることとするに伴い、目的に「事業の新分野の開拓等を促進する措置を講ずること」を加えることとしております。

第三は、新たに特定地域の中小企業者の振興を図るための対策を講ずることとすることとあります。特定地域の経済の安定等を図るためには、当該地域において構造不況の悪影響を受けている中小企業者の振興を図ることが極めて重要であります。このような観点から、認定中小企業者等は、新商品・新技術の研究開発、需要の開拓、人材養成等を内容とする新分野開拓事業等に係る実施計画を策定し、都道府県知事による承認を受けることができることとしております。また、当該計画に基づいて行う事業に係る中小企業信用保険法の例の規定を創設するとともに、当該計画に基づいて試験研究を行う場合の課税の特例の規定を創設することとしております。さらに、国及び都道府県は、当該計画に基づいて行う事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

あります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(亀井久興君) 次に、補足説明を聴取いたします。神谷中小企業庁長官。

○政府委員(神谷和男君) ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

まず第一は、この法律が廃止するものとされる期限を五年間延長することについてであります。

本法は、本年六月三十日まで廃止するものとされており、最近の経済動向を見ますと、いわゆる世界同時不況の中で、わが国もその例外ではなく、とりわけ業種別、地域別の景気の悪化が表面化してきております。なかんずく、構造不況業種の業況は第二次石油ショックの影響を受けて一層深刻化しており、地域経済にさらに大きな影響を与えております。このため、引き続きこれらの地域における中小企業者の経営の安定を図るとともに、その経済的環境の変化への適応を促す必要があり、本法を五年間延長するものであります。

第二は、題名等の改正についてであります。

本法の「特定不況業種」及び「特定不況地域」の語は、「不況」のマイナスイメージが強く、当該地域の中小企業者の事業意欲の増進を妨げ、また、企業誘致対策の推進にも支障を来す等のおそれ強いことから、これを改正することとしております。

題名を「特定産業関連地域中小企業対策臨時措置法」に改めるとともに、「特定不況業種」を「特定業種」に、「特定不況地域」を「特定地域」にそれぞれ改めることとしております。

第三は、新たに特定地域の中小企業者の振興を図るための対策を講ずることとすることについてであります。

まず、新たに特定地域における中小企業者の振興を図るための対策を講ずることとすることに伴い、目的に、「中小企業者の経営の安定を図るこ

とに加えて、「事業の新分野の開拓等を進める措置を講ずること」を掲げることとしております。

次に、振興対策の具体的内容であります。個別認定中小企業者または事業協同組合等が新商品、新技術の研究開発、需要の開拓、人材養成等を内容とする新分野開拓事業等に係る実施計画を策定し、都道府県知事による承認を受けることができることとし、構造不況の悪影響を受けている地域の中小企業者の振興を図ることを企図しております。

中小企業者が承認を受けた実施計画に基づいて新分野開拓事業等を実施する場合には、各種の助成を行うこととしておりますが、まず、当該計画に基づいて行う事業に係る中小企業信用保険法の近代化保険の適用とその付保限度額の引き上げの特例を創設することとするほか、必要な資金の確保を図ることとしております。

また、当該計画に基づいて事業協同組合等が試験研究を行う場合、負担金に係る特別償却等の課税の特例及び試験研究用資産についての圧縮記帳の適用のほか、特別土地保有税及び事業所税の非課税の措置を講ずることとしております。さらに、国及び都道府県は、当該計画に基づいて行う事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うこととしております。

以上、この法案につきまして補足説明をいたしました。何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(亀井久興君) 以上で両案の趣旨説明聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉田正雄君 ただいま議題となりました特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案でありますけれども、この五年間、法の施行に伴ってどれだけの有効な対策が講ぜられたのかどうなのか、単に五年間延長するというだけでなく、内

容的にも独禁法とかかわり等で多くの問題点とございますか、そういうものを含んでいるんではないかというふうに思っています。

そこで、法案の内部に入る前に、一現状がどうなっているのかという認識と、それから特定法そのものが果たして有効に作用してきたのかどうか、有効に作用してきておれば特に延長するとか法改正をやる必要もないというふうに思われるんですけれども、結局、改正をしなければならぬというところには、従来のいわゆる特安法では対策がきわめて不十分であったというのか、肝心な点が抜けておったんじゃないかという感じがいたします。

そこで、まず、従来の法で特に対象とされた主要産業部門において法の目的とする構造改善あるいは不況対策上、一体どのような効果があったのか、この法によって効果が出てきたのかということとが第一点と、それから、対象部門ごとに合理化という名のもとに、あわせて人員整理が相当進んだと思うんです。これは設備廃棄とか、処分が行われれば、当然人員整理という結果が必然的に出てくるわけですので、その実情がどうなっておるかということをお聞きをいたしたいと思います。

○政府委員(小長啓一君) ただいま先生の御質問の点でございますが、現行特安法と申しますのは、第一次石油危機によりまして過剰設備等が発生をしたわけでございまして、そういう構造的困難に陥っております産業につきまして、過剰設備の処理等を行うことによりましてその経営の安定を図つていくという趣旨で、昭和五十三年に制定されたものでございまして、特安法の指定業種は十四業種あるわけでございまして、そのそれぞれ業種につきましましては、各業種とも計画的な設備処理が実施をされまして、当初目標といたしました処理目標はほぼ達成したのではないかと私も考えておるわけでございまして、処理目標率は平均二三％であったわけでございまして、その平均達成率は九五％ということになっておる

わけでございしますので、ほぼ処理目標は達成したのではないかと申しておるわけでございまして。

わが国経済も昭和五十五年春までは全般的に着実な回復、上昇を見たこともございまして、需給の均衡の回復とかあるいは稼働率の向上、経営状況の改善というようなことも具体的に現われてきたわけでございまして。ところが、第二次石油ショックというのが、石油危機というのが発生をしたわけでございまして、五十五年の春以降、景気は一転をいたしまして、下向に転じたわけでござい

ます。この影響を受けまして、基礎素材産業におきましても急激な内需の減退が起こつてきたわけでございまして、著しい需給の不均衡というのが生じてきたわけでございまして。他方、原材料、エネルギー価格の高騰ということから国際競争力の低下が見られたわけでございまして、その結果といたしまして輸入が増大をし、輸出が減少をするという結果も生じてきたわけでございまして。その結果といたしまして、再び過剰設備が発生をするというふうな状況になりまして、構造的困難に直面をしてきたわけでございまして。

そういう第二次石油ショックの影響によりまして、全体としては特安法の成果というのはい定程度弱められたんではないかというふうに思つておられますけれども、しかし逆に特安法があったことによりまして、第二次石油危機による影響がある程度緩和されたこともまた事実ではないかというふうな考えをおるわけでございまして。

全体的な期間を振り返つてみますと、過剰設備の処理が進展をいたしまして、需給の改善が図られた業種も見られるわけでございまして、それなりの効果はあったんではないかというふうに私も考えておるわけでございまして。

次に、雇用の点でございまして、十四業種のうちの造船を除いた十三業種について見ますと、当初二十四万人の従業員規模であったのが、それが約二十万人に縮小をしておるわけでございまして。しかし、四万人の方が全部失業したということでは

はもちろんないわけでございまして、これは他業種への転換であるとか、あるいは自然退職というような例もあるわけでございまして、むしろ私はもはその五年間の期間を通じて、雇用のなだらかな調整というのができたんではないかというふうな考えをおるわけでございまして。

○吉田正雄君 いま全体像としての設備処理の処理率あるいは達成率、さらに人員整理についても全体の数字が述べられたんですけれども、業種別にどの業種でどれだけの設備処理が進んで、それからどれだけの人員整理が行われたのかということをもうちょっと詳細にお聞かせ願いたいんです。

○政府委員(小長啓一君) それでは、業種に割りましてちょっと説明をさせていただきます。

まず、電炉でございまして、処理目標率は一三・六％、その処理達成率は九五％でございます。従業員数は五千百人の減少ということになっております。

次にアルミでございまして、処理目標率は五・七％、処理達成率は九七％、従業員の減少数は三千三百人でございまして。

合成繊維は四業種あるわけでございまして、それを全部合せて処理目標率は一八％、処理達成率は九四％、労働者の減少数は一万二千六百人でございまして。

次に化学肥料でございまして、これは内容的に、アンモニアにつきましては、処理目標率が二六・一％、処理達成率が一〇〇％でございます。労働者の減少数は二百三十人でございまして。

次に尿素でございまして、処理目標率が四四・九％、処理達成率が九三％、従業員の減少数が百三十人でございまして。

次に湿式燐酸でございまして、処理目標率は二〇％、処理達成率は九二％、従業員の減少数は五十名でございまして。

次に綿紡でございまして、処理目標率が六％、処理達成率が七八％、従業員の減少数が一万九百人でございます。

次に梳毛でございますが、処理目標率が一一・五％、処理達成率が九六％、従業員減少数が七千七百人でございます。

次が合金鉄の一つのフェロシリコンでございますが、処理目標率が二〇％、処理達成率が一〇〇％でございます。従業員の減少数が五百人でございます。

その次が段ボール原紙でございます。段ボール原紙は処理目標率が一五・二％、処理達成率が九四％、従業員の減少数が三千人ということでございます。

以上でございます。

○吉田正雄君 いま、この中で全部人員整理をされたということとなく、一部は出向であるとかその他の措置がとられた部分もあるということとありまされども、完全な失業と言つたらいふんですか、企業による計画的な再配転とかそういうものがどの程度なのか。逆に言えば完全に失職をしてしまったという人の数はいま言った業種それぞれどれくらいになっておりますか。

○政府委員(小長啓一君) いまの御質問のあれでございますが、はつきり具体的な私どもの統計資料としては持っていないわけでございますけれども、労働省のいわゆる求職手帳発給件数の推移というところで見てもまいりますと、たとえば紡績業について申しますと、五十二年から五十七年の十一月までの累計件数で求職手帳発給件数が紡績業の場合で六千八百七人ということになっております。それから段ボール原紙製造業で五百六十六人、それから化学繊維製造業で三千七百七十七人、それからフェロアロイ製造業で八百二十七人、それから平炉による製鋼圧延業、いわゆる平炉でございますが、それが四百二十八人、電気炉による製鋼圧延業が千九百八十八人、それからニッケル第一次製錬精製業、これがいわゆる合金鉄に該当する部分であるかと思いますが、三百十二人というふうな数字になっております。

○吉田正雄君 いまお聞きいたしました数字では、やはり相当職員については厳しい数字になつて

いるんじゃないかというふうな感じがするんですけれども、これはまた後ほどいろいろお尋ねいたしますが、そこで法改正あるいは前の、現行法の法制定の原因として挙げられている最大のものは、第一次石油ショックあるいは第二次石油ショックというところで述べてあるわけですか。確かに基礎素材産業、特にアルミ等についてはこれは大変な電力を消費をしているわけですから、石油コストの上昇に伴う、あるいは電力料金の値上げ等によって非常に経営を圧迫しているというところはわかるわけなんですけれども、もう少しこのところを詳しく述べてもらいたいと思つて、価格の上昇が直ちに——この提案理由の説明の中では「第一次石油危機に起因する大幅な需給の不均衡等の」、こう書いてあるんですね。ここで言われております「大幅な需給の不均衡等」という内容というのを具体的にもうちょっと述べていただきたい。

それからさらに、「設備処理が計画的に実施され、所期の効果を挙げつたありましたが、その途上で第二次石油危機が発生したために再び設備の過剰が生じ」と、こう言うんですけれども、石油の値上がり直ちに設備の過剰につながるという短絡的な説明では不十分でありますので、そういう点でこの「第一次石油危機に起因する大幅な需給の不均衡」というものの具体的な内容ですね。そしてまたそれがどうなったのか、どういう原因でそうなったのかというその辺もうちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○政府委員(小長啓一君) 業種全体を総観した感じでございますが、御説明をさせていただきますと、必要に迫りまして個別業種ごとの政府委員から説明させていただきますが、たとえばアルミの地金の例で見ますと、昭和五十四年の段階では国内需要は百八十五万トンというふうな水準であったわけでございますが、五十五年にそれが百五十二万トンに減つておるわけでございます。五十六年に百六十一万トンということで約一割以上の需

要の水準の低下ということになっておるわけでございます。

それからエチレンについて見ますと、昭和五十四年の段階で四百四十五万トンの国内需要の水準であったわけでございますが、五十五年には三百六十六万トン、五十六年には三百五十五万トンというところでございまして、これはもう三割方の国内需要の低迷ということになっておるわけでございます。

それから、たとえばアンモニアの例で見ますと、五十四年が二百八十三万トンの水準であったわけでございますが、五十五年に二百三十一万トン、五十六年に二百九万トンというふうなことで、これも二割以上の需要水準の低下ということになっておるわけでございます。

全体として申しますと、第一次石油ショックの影響によりまして国際競争力が低下したことに伴ひまして、一方において輸入がふえるということがございまして、ともに、国内需要水準そのものが国内需の低迷によりまして落ち込んできたというその二つの要因で国内需要水準が落ちてきておるわけでございます。

○吉田正雄君 そこで、いまの御説明で、国際競争力の低下ということでの輸入減ということなんですけれども、この国際競争力という場合ですね、私は第一次石油ショックでも、第二次石油ショックでも、最もショックというものをよく吸収したといえますか耐え得たというのはいささか日本であつて、その他の国の方がこのショックというのは非常に大きかつたんじゃないかということ、国際競争力の低下というのは石油価格の値上げによつてといういまの説明だけですまたすうそこへすつと行きそうなんですけれどもね、もうちょっとそこも、何で国際競争力が低下をしたのか。もともとそういう業種についてはそういう原因を内包しておつたんじゃないか。だから、それをすぐ石油価格の引き上げということになれば、むしろ日本の方が有効に対処したんじゃないかという感じがしますので、その説明がちょっとわ

からないという点と、同じく内需の減少という、いま説明合せて二つ挙げられたんですけれども、この内需というものは石油が値上がりしたから内需が減少したというの、これは短絡的だと思つて、石油の値上がりはま挙げられた業種等について、石油の値上がり直ちに内需の減少でなく、内需そのものがな減少になったのか。たとえば繊維製品等についても、洋服の値段が上がつたから買い控えたのかというのと、いろいろあるわけですね。その点をどういふふうに分析をされているのか。そうでないと単に石油の値段が上がつたから、石油の値段が上がつたからというところで、それだけを理由にしても設備を廃棄していくのだということになりますと、本質的な不況対策なり構造改善にはつながつていかないんじゃないかという感じがしますので、いまそこで申し上げました国際競争力の問題と内需の問題、もうちょっと詳しく説明願ひたい。

○政府委員(小長啓一君) まず、エネルギーコストの関連のことから申し上げさせていただきます。と思つて、第一次石油危機によりまして、原油の値段というものは約三倍に上昇したわけでございます。その結果、それぞれの製品におきましてエネルギーコスト比率が急激に上昇したということになっておるわけでございます。たとえば石油価格の例で見ますと、昭和四十五年、つまり第一次石油ショック以前の段階でございまして、二・三・九％というものがエネルギーコスト比率であつたわけでございます。ところが第一次石油危機を経ました昭和五十年の段階では、エネルギーコスト比率が五・三・三％ということで、コストの中に占めるエネルギーコストの比率が倍増しておる形になっておるわけでございます。エネルギーコストそのものが、先ほど申し上げましたように原油価格三倍の上昇があつたわけでございますから、エネルギーコストの比率がこまでなつておるということをお知らせしますと、この段階で国際競争力の面でかなり問題を生じておるということを御理解いただけたらと思うわけでございます。一方、諸

外国の例で見ますと、たとえばカナダなんかの石油価格におきましては、日本のようにエチレン、ナフサという形ではなくて、向こうの天然ガスをそのまま活用してあるというふうな例もあるわけですが、これはその石油危機の価格には影響されない低い水準の価格でございまして、しかも別途国が低価格で価格助成をしておるといふようなこともございまして、その面における国際競争力上の格差というのが非常に大きくなっておりますという点が指摘できると思つてございいます。

それから、内需の減少の点でございしますが、これは、その第一次石油危機を経まして世界全体の経済の拡大均衡のペースが非常に鈍ったことになつておるわけでございます。というのは、富の再配分ということで、いわゆる先進国から産油国へ巨大な富が移転をしたということに起因をしておるわけでございますが、全体としてその先進国経済が大変な景気後退ということに見舞われたわけでございます。その影響がLDCの諸国にも及んでいつたわけでございます。日本も例外ではないわけでございます。内需の絶対量が減少をしたというのが一つの大きな原因になつておるわけでございます。

○吉田正雄君 もうちよつと突っ込んで聞きますと、いま石油化学の例を挙げられて、国としてはカナダだと。天然ガスを使つておるんで余りコストには関係ないということなんですが、

〔委員長退席、理事野呂田芳成君着席〕

いま国際競争力の低下ということの輸入増ということですから、いままでの輸入国、まあ輸入国いろいろあると思うんですが、主としてどういう国から輸入をされておつて、その主要な輸入国との間の国際競争力の比率ということはどういう状況になつてゐるのか、それちよつとお聞かせ願ひたいと思ふんです。

○政府委員(植田守昭君) 従来石油化学の輸入先としては、アメリカとかカナダとか、あるいは近傍では韓国とか台湾とかあるわけござ

いまして、かつてはわが国からかなり東南アジア等に輸出しておつたわけでございますが、最近ではむしろ輸入超過というふうな状況になつてきておりまして、これはまさに先ほどから議論になつております国際競争力の低下ということでむしろ輸入超過ぎみになつてゐるというのが現状でございます。

○吉田正雄君 そうすると、いまのお話では、アメリカとかカナダ等みずから産油国でもあるといふふうなところでは影響が小さいということなんですね。

それで、いま東南アジアという言葉も出たんですけれども、たとえば台湾とか韓国というものも、これはやはり石油は輸入しているわけですね。だから、やはり石油値上げというのは日本と同じく影響を受けているわけですね。これらの国との間の国際競争力というのはどういふことになつてゐますか。

○政府委員(植田守昭君) 先ほど産政局長から御答弁もございましたように、国によりましては天然ガスによる安いエチレンができるわけでございますが、いま御指摘のように韓国とか台湾におきましては、やはり天然ガスがないわけでございます。したがって、これらの国におきましては、国の政策として行われておるわけで、そういうふうなことから競争力に差が出てくるということになるわけでございます。

それから、カナダやアメリカ等の天然ガスによるものにつきましては、これはエタン系の資源によりまして非常に安いものができるわけでございますが、そういうことで、二つの系統と申しますか、そういうのがございまして、私もいいたしましては今後のこの石油化学の立て直しにおきましては、もともと安い天然ガスにつきましては、なかなかこれは競争力をつけていくのはむずかしいわけでございますが、たとえばヨーロッパ等におきましては、やはりわれわれと同じような状況にあるわけでございますので、少なくともそ

ういつた国とは対抗できるように波打ち際で防ぎ切れるようにしていきたいというのが石油化学に ついての今後の方向であるといふふうに考えているわけでございます。

○吉田正雄君 これ聞か方も悪いのかもわかりませんが、いまのお話を聞いておりますと、とにかく石油の価格が上がつたということが国際競争力を低下をさせ、さらには世界的に不況といふことで内需も全体として減少してきたといふふうな説明なんです。そうであるならば、設備を切り捨てるだけで、なぜかというものを対処できるのかという点に思ふんです。

私はたとえば鉄鋼の場合でもそうだと思うんですけれども、将来展望といふんです。生産計画、つまり需要と供給との長期的な展望の中の計画的な生産量といふものが過大であつたんじゃないかと。鉄鋼の場合なんというのには確かにそれははつきり言えると思ふんです。したがって、現在高炉等については大割ぐらいしか稼働してないといふことで、もうどんどん古い設備は廃棄をしていくといふことですから、ここにまた資源のむだ使いとエネルギーのむだ使いということが生じておるわけですね。だから、値段が上がつたから、直ちに設備を切り捨てればそれだけでもって対処できるのかと言へば、やはりコストに占めるエネルギー費の割合というのは、これは余り変わりが ないわけでしょう。石油の値段というものが低くならない限りは変わりが無いということですか。

そういう点で私は単に設備を処分するといふことだけでは抜本的な解決につながらないんじゃないかと。むしろエネルギー対策上の観点から従来この法案では欠けておつたのではないかと申すように思ふわけですね。したがって、午前中の石油の段階でも申し上げたんですけれども、七九年から八一年の重油、ナフサの需要減といふのが三千九百万キロリットルあるわけですが、そのうち石油から石炭等への燃料転換といふのが大体二千万キロリットルなんです。それから省エネ対策としてのものが大体一千万キロリットル

と。それから不況による需要減といふのは七百万キロリットルでしかないといふことなんです。これはもう備蓄の将来計画もそうなんですけれども、不況が回復すれば、石油需要といふのは拡大をしていくんじゃないかという見方は、これは実際のいまの実態から見るといふと、それは当たらないといふことははつきりすると思ふんです。

したがって、単に価格が上がつたから設備を切るだけでいいと言つても、いま御指摘のように、たとえば石油化学等ではコストの中の石油の割合といふのが二・三・九から五・三・三％に上がったといふおつちやつてゐるわけですね。そうすると、設備切つたからといってこのコスト比率がそう変わるわけはないんでして、そういう点で私はエネルギー政策面でもどう対応されてきたのかという、この点があると思ふんです。過度の石油依存体質といふものを解消していくといふことも当然必要であるわけですね。そういう点では省エネではなくて有効的な、効率的なエネルギー消費といふことになつてゐると思ふんです。そういう面では一体、この法案と直接関係があるなしでなくて、通産省としてはどういふ対策を講じておいでになつたのかという点をお聞かせ願ひたいと思ふんです。

○政府委員(小長啓一君) いま先生の御質問にお答えする前にちよつと一言言ひさせていただきます。と思ひますが、現行特安法につきまして、設備処理だけでは十分ではないかという点については先生の御指摘のとおりでございます。その反省に立脚をいたしまして、新しい法律では設備の処理を通じます撤退作戦と、それから活性化設備投資とか、あるいは事業提携とか、あるいは技術開発とかといったような活性化をねらいました前進作戦といふのを並行してとるといふことを新法ではねらつておるわけでございます。これは現行特安法の反省に基づいて一つの政策展開といふことでございますので、この点ちよつと申し述べさせていただきます。

それから、先生御指摘のエネルギー対策の関係

でございますが、私どもはエネルギー対策につきましては、現行特安法下におきましてもできる限りの努力はしてきたつもりでございます。

具体的に申しますと、たとえば石油化学については、原料用のナフサにつきましても、昨年四月に通産省の省議決定をいたしまして、石油化学の企業が実質的に自由に輸入できる体制をとったわけでございます。さらに石油化学等の原料用ナフサの石油税につきまして非課税措置を五十八年度についても引き続き行うということも行つたわけでございます。さらに、国産ナフサにつきましても五十八年度から実質的に輸入ナフサと同様な扱いになるような所要の措置も講ずることとしておるわけでございます。

また電力につきましては、需給調整契約の積極的な活用等によりまして電力コストの低減に努めておるところでございます。これらの対策とあわせてまして産業界自身の省原材料、省エネルギー努力も並行して行われたわけでございまして、その結果省原材料、エネルギーの効率化というのともかなり進展してきておるのではないかと私どもは思つておるわけでございますけれども、今後これらの措置を引き続き行うこととしてまいりたいと思つておるわけでございます。

先ほども申しましたように、今度の新しい法律のもとにおきましては、省エネルギーとか省原材料、あるいは原燃料転換等のための設備投資というのにつぎまして、これは活性化設備投資の一環ということで、これは積極的にバックアップをしてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

それから、アルミの溶鋸炉法の新製錬技術の開発といったような新技術の開発につきましては、技術開発ということで、政府といたしましてでもできる限りのバックアップをしたいというふうに思つておるわけでございます。

○吉田正雄君 いまアルミの製錬の新技術開発ということが出たのですけれども、アルミの場合特にもう非常に電力を使うわけですね。アルミの場合、

合、さっきの石油化学との比較で電力料金のコストに占める割合というものがどのように変化をしているか、ちよつとお聞かせを願いたいんです。

○政府委員(小長啓一君) アルミ地金について見ますと、昭和四十五年の段階でエネルギーコスト比率は二四・二％でございました。それが昭和五十年の段階では四〇・七％ということでございます。二倍まではいつておりませんが、かなりの上昇ということになっておるわけでございます。エケルギーコスト比率の数字はそんなところでございまして。

○吉田正雄君 それとじゃあついでにアルミの場合お尋ねしますが、いまどだけだけのボーキサイトとかいふような輸入ですね、資源としてはどういふ形でどれくらい輸入をされておるのか、その点ちよつとお聞かせ願ひたいのです。

○政府委員(植田守昭君) アルミにつきましては、五十五年には日本の国内生産が約百万トンございまして、そのときの輸入が八十六万トンでございまして、現在はそれが逆転いたしました。五十七年度、若干まだ推定が入りますが、国内生産が約三十三万トン程度、それに対して輸入が百三十三万トン程度という実績見込みになっております。

○吉田正雄君 いまの数字を聞きますと、全体の消費量というのが非常に低下をして少なくなつてきておるわけですね。五十五年が国内生産が百八万トンで、輸入が百八十六万トンですか。違ひしたか。

○政府委員(植田守昭君) 生産が百万トンで輸入が八十六万トンでございます。

○吉田正雄君 それにしても微減ですけども少しやばり減少傾向ですね。

これからのアルミ需要との関連で輸入、生産というものの計画が大体どんなふうになっていきますか。

○政府委員(植田守昭君) 最近の、短期的に見ますと、非常に世界的にも不況であり、また経済全体が沈滞しておりますので、アルミ需要も減少し

ておりますが、長期的には私どもは若干ふえていくんではないかというふうに考えております。これはもちろん好不況によりまして短期的には減つたりふえたりするわけでございますが、長期的にはなお少しずつふえていくだろうと考えております。

その場合に、たとえば一昨年の暮れに産業構造審議会等で議論しましたときには、大体六十年になりまして二百十萬トン程度になるんではないかというはじいた数字が当時ございました。もちろん先のことでございましてからびたりとはいかないかと思ひますが、そういった程度の伸びは示すと思ひますが、その中で国産でどのくらいをキープするかというところで、一昨年の産業構造審議会では七十萬トン程度は国産で維持したい、残りを輸入にまちなたいというふうな考えをたててございまして、もちろん輸入には海外で開発いたしましていくわゆる開発輸入する分と、それからそのときどきの状況によりましてスポット的に輸入するものがあるわけでございまして、この辺の割合といたしましては、当時の考え方では輸入の中のほぼ半分程度は長契、あるいは開発輸入する、残りにつきましてはスポットでそのときどきの情勢に応じて応対していくというふうな議論がなされておりますが、その後、七十萬トンの国産は維持できておりませんが、先ほど申しましたように、今年度でほぼ三十萬トン程度というのが現状でございます。

なお、この一年来は大変世界の不況が異常でございまして、昨年のたとえば夏あたりはトン当たり千ドルを切るという状況でございまして、これは私も聞いていたところでは欧米のメジャーでも赤字になりかねない数字というふうな言われておりました。最近、この一月ごろからアルミの世界在庫の減少に伴ひまして、市況がかなり急速に上がつてきておりました。昨年来千ドル程度であつたものが最近では千三百ドルから千四百ドルの間ぐらいということになり急激に回復してきております。

こういった状況を踏まえまして、今後アルミの生産の見通しをどう考えるか、あるいはどういふふうにとつていくかということは今後ともいろいろと議論しながら考えていくべき問題である。ただ、現状は三十萬トン程度というのが今年度の生産の実績見込みでございます。

○吉田正雄君 アルミ価格、いまお聞きをしたわけですけれども、国内生産の場合と輸入の場合、これ将来とも競争力という点ではどういふうぐあいにお考えになっておりますか。

○政府委員(植田守昭君) 競争力につきましてはいろいろとむずかしい問題があるわけでございまして、海外におきましても、たとえば水力発電等で非常に安い電力を使えるところもございまして、一方先進国あたりになりますと、特に新しい設備ということになりますと次等に電力も少しづつは高くなつていくということもございまして、一概には言えないわけでございまして、総じて言いますと日本の電力は非常に諸外国に比べて高い状況にございまして、非常に苦しい状態にあるというところは言わざるを得ないわけでございまして。ただ、わが国の場合でも水力発電に頼つてい

るものも若干ではありますけれども、それからまた石炭に頼つていられるものもございまして、こういうことは事情がやや違つております。それからまた、現在国の助成を踏まえまして石炭転換をしていられるものもございまして、そういうところでもできるだけの合理化をすることによりまして、最小限度世界の市況の回復を待つて最小限度のものを維持していきたいというのが目下の私どもの考えている状況でございます。

○吉田正雄君 先ほどついでにお尋ねをすればよかつたんですが、各業種別の設備廃棄、処分目標達成率、それから人員の減少というのがあつたんですけれども、設備廃棄を進めながら、今度は省エネというんでしょうか、まさに体質改善ということで設備投資が逆に進んでいるところも相当あるわけですね。その状況をどのようにつかんでおいでになるのか。一方で切つていく、一方でふや

していくという状況があるわけですが、これも各業種別にこの法案が作成された以前の段階からこの法案制定以後設備投資が逆にまだどれだけ進んだのかということをお聞きしたいと思います。

○政府委員(小長啓一君) いま先生御指摘の点につきまして、各業種ごとの定量的な数字は実はいま現在有しておりません。ただ、その件数で申し上げさせていただきますと、たとえば平電炉について言えば、設備更新投資件数は七件ございまして、それから湿式機で二件、段ボール原紙で二件ございまして、アルミニウムとか尿素、それから綿紡、梳毛、フェロシリコンといったような業種では設備の更新投資はございませぬ。したがって、その件数として挙げました平電炉、それから湿式機、段ボール原紙、それから合紙の四品種の中で七、八件、それからアンモニアについて一件と、以上のようなものがその更新投資として件数としては挙がっております。

○吉田正雄君 そうすると、いまのお話で、アルミの場合には新しい設備投資はないということですが、アルミが一番電力多消費ということであるというわけで、そうすると、先ほど新技術開発ということでは、将来計画をしていくんだということなんです、この間あれですか、たとえばよりエネルギーを必要としない製錬の方法であるとか、そういう点ではアルミ業界の努力というものがどの程度なされてきたのかですね。

○政府委員(植田守昭君) 電力を必要としないアルミの研究開発につきましては、私どもでも助成をいたしまして今年度から電力各社が力を合せてまして研究組合をつくって進めていくというところと、いまその緒につきつございます。大体の見通しをいたしましては、五年程度かけましていわゆるパイロットプラントのスケールで研究をやりたいということ、総額はおおむね六十億ぐらいになるのではないかと、これに予想しております。その中で国の助成を三分の二程度いたしまして、これに相当の力をつき込んでいきたいという

のが各社の共同して行う研究への意欲となっております。

○吉田正雄君 そうすると、この質問ではあと一、二点でやめたいと思うんですが、とにかくエネルギー価格の上昇というものが基本的な原因というふうに出てきているわけですから、そういったしますと、これはアルミ等を初めとして基礎素材産業等で基本的にそのエネルギー多消費構造というものを今後どういうふうな解消していくかというところ、たとえば先ほどは共同だとかいふような今の改革案の中身について若干触れられましたが、あとの説明だけではエネルギー多消費構造の抜本的な改善対策という面はここには出ていないんですね。それはどのようにお考えになっているのかということ。これはこの法案と関係なくいいんです。そういう基礎素材産業、エネルギー多消費産業の構造改善という観点からどういうふうな考えておられるのかということ。

○政府委員(小長啓一君) 私どももいたしましては、新しい法律のもとで、先ほどもちよつと触れましたけれども、国際競争力を失っておりまして、しかも腐朽化しておるような設備につきましては、これを縮小いたしまして撤退を図ると、そして効率化設備投資、技術開発、事業提携等によりましてその活性化を図っていくということ、その活性化と撤退とを車の両輪として進めていくというのを法の眼目としておるわけでございまして、いま先生御指摘のような業種の中におきましては、いわゆる国際競争力を有しておるような新鋭設備においてその集中生産をやるというふうなことを事業提携の具体的な内容として考えていくというの、一つの国際競争力強化策ではないかというふうなことを考えておるわけでございまして、それから同時に、いわゆる抜本的なエネルギー対策をどうするかという問題があるわけでございまして、これは最近原油価格が五ドル下がったというふうな意味ではいい条件も出てきつたございまして、そういう条件をうまく

活用しながらエネルギー対策にも取り組んでまいりたいというふうな考えておるわけでございします。

○吉田正雄君 まだいまの説明ではどうも少しびんとこないですね、価格が下がれば、それはもう確かにエネルギー多消費産業にとつては、これはコストがずつと安くなつていくわけですから、これは問題がないと思うんですけれども、そうかといって、かつてのようにバレル十ドル以下なんというそんな安い石油は考えられないということですから、ほぼ横ばいか、下がつても若干二十五ドル程度くらいにまで下がるのかどうか、これはわかりません。今度大臣はサミットからIEAに出席されますから、将来的な展望というのとはまたその段階でより明らかにされるんじゃないかと思つておられますけれども、この法案の中身でいいますけれども、ただ、この法案の中身でいいますけれども、いままでも不況対策という点で考えますと、設備の切り捨て、それから人員整理ということ、逆に言えば、これは乗り越えてきたという感じがするわけですね、いままでの状況ですという。そうでなかったら、そのエネルギー部分だけこれは大きな理由だとおっしゃっているのに、これはいま言ったとおり、一次、二次と上がったと、そのエネルギー政策上一体どういうふうなやっていくのか、エネルギーを使わない方向に、コストを下げるということも簡単にはいきませんから、そういう点ではエネルギーを使わないという方向でどう産業構造改善をしていくのか、新技術を導入していくのか、まさに効率的なエネルギー消費に投資をしていくという、こういうものがやはり積極的にある中で改善ができると思うんですね。ところが、単に設備だけ切り捨てたと言つても、どうもそれは抜本的な解消にならないんじゃないかという感じがするんですね。これはもうこの産業だけでなく、他の部分でも言えるんじゃないかと思うんですね。省エネとして日本の産業界全体でやつたら、先ほど申し上げましたように、七九年から八一年というこの間でわ

ずか千万キロリットルしか減少しないんですよ。そういうことを考えますと、また同じような結果が出てくるんじゃないかと。いろいろな改正案がありましても、そこに主眼点があるというよりも、むしろ中小零細企業というのの切り捨てていく、あるいは合理化でもって人員整理が進むということだけに何かわつちやないかという心配がするものですか、ちよつとよく聞くことにしまして、これはまた後ほどよく聞きます。

そこで、国際的な観点から若干お尋ねをいたしたいと思うんですが、実はこの前参議院において商工、外務、農林、それからもう一つ科技特と、四つの連合委員会が開かれて、国際貿易摩擦をどう考えるかということを中心として議論して、そのときにたしか夏目先生の方からでしたでしょうか、この新特安法に関連してアメリカの通商代表部の方に御意見を聞かれたということ、これは国内問題ですからということで、直接的な批判と受けとめるほどのことではなかったんですけれども、いざいざにしてもこの国際的な保護主義が台頭しているという中で、日本がいまこの新特安法をつくることによって外国の保護主義政策というものを批判する根拠といえますか、発言力というものが非常に弱くなるんじゃないかという国際的な評価、これについてどういうふうにお考えになつておられるのか、あるいは受けとめておられるのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) これは本朝の新聞等でもごらんになりましたように、ECの方も、日本の産業構造そのものをやり玉に上げてガツト提訴の申し入れをいたしました。その前に、ただいまお話しのように、アメリカの方では、実はどこで、どの資格で、だれが言ったかともをたどつていくと、さて、だれが言ったのかわからない、というようなこと、USTR代表のブロックが言ったと言ひ、あるいは議会が言つていてと言ひ、確かに会々とそれらしきことも言つておられますけれども、はっきり言えば内政干渉だと言つてもいいですが、

それは言わないで、日本の産業政策を、いまはこ
とに先端産業について日本が助成していることを
中心にして、前提をそう置いて議論をしているよ
うですが、どうも日本の産業保護政策、育成政策
というものが力をつけてきてはアメリカのあるいは
ECの市場を攪乱するという非難の大会唱に変わ
りつつある傾向にあります。でありますので、先
週、まだECがこういう暴挙に出ようとは思わな
いときです。アメリカ側のだれにあてて物を言っ
た形にしたいかわからないまま、通産大臣の
反論と言うと相手がないといけませんので、見解
といひますか、あるいは通産大臣の意思表明、あ
るいはそういうものに対する抗議というような形
で何らかの——日本のとっている政策についてほ
うっておくと、この特定不況産業種の問題もこ
れも一つの例だということもあらはら聞こ
えたりするんですね。ですから、これは輸入を排
除してないし、本当はダンピングでアメリカの
アルミニウム地金をやりたかったんだけれども、こ
レは電力料金の水力、火力の差である、仕方がな
い。それならば日本の産業はアルミに関する限り
壊滅した方がいいのか。そうするとアメリカも日
本の市場には製造者としてはだれもいない市場に
なりますから、そのときにはいかなる値段をつけ
ても日本は買わざるを得ない。したがって、安い
はずがないんで、現に課徴金などをかけたりする
のを見ると、売るときにもその気持ちがあるわけ
ですから、日本にアルミ産業が絶えた途端に値段
を二倍にして売り込んでくることは間違いないで
しょう。

そういうようなこともあって、議論をするつも
りで、議論は議論、一方は日本は黙っている、と
そういうことをやっていると言われてもそれを認
めてるんじゃないのかというふうに誤解された
ら大変でありますから、いま私の手元で、きよう
夕方までにということ、まずECに対して、か
かる措置についてはきわめて遺憾である、合意が
成立していたことを一方的に断えるというのはい

しからぬという意味のまず抗議電を打ちますが、
アメリカの方に対しては、見解とするか、反論と
するかいずれのありまされども、要するに、そ
れらの問題は政府が言っているのか、議会が言っ
ているのか、あるいは向こうの業界が言っている
のか、いま一つ焦点が定まりませんので、したが
ってわが国の立場というように、あるいは主
張というように、だれにともなく、世界
に、日本の産業政策は公明正大であって、排他的
でなく、過当に保護的でない、そしてまた、政府
がその恩恵を与えたことによって、日本の産業の
特別な分野が世界市場に脅威を与えているもので
はない。逆にアメリカ、イギリス、ドイツ等の場
合の政府助成策等もありますから、そういうもの
も、他方にはこういうものもあるではないかとい
うところを入れるか入れないか、いま検討してお
りますが、そういうような骨格はほぼできており
ますので、そういうもので先週末に出そうかと思
ったんですが、どうもそこらところが、じゃア
メリカのだれに言うんですかと言われた場合に困
るので、今週に延ばしておりますが、今週中には
そういうものを整えて、わが国の主張、中身は反
論ということで、日本はそういうような非近代的
な、あるいは国策誘導による他国侵略的なことは
何らしていない、公明正大だという主張を一遍書
かざるを得ない形で、アメリカの新聞を含めて書
かざるを得ない形で出さないと、ギボンズ委員長
と渡り合ってやっとなつて、帰つたつて言いやせぬ
し、ブロックと渡り合つても、帰つたつて言いや
せぬし、結局アメリカの国民というものにわから
ないですね。わからないから議会の声がまたわか
らない声となつてくる。ですから、一遍そういう
声明みたいなものを出すと、それは現実に起こつ
た行動ですから、それはアメリカ側の新聞も報道
せざるを得ないだろう。そういうことをいま考え
ておきまして、また最終結論は得ておりません
が、何らかの行動に出るつもりであります。

○吉田正雄君 ところで、OECDのPAP、こ
れは大臣もごらんになつておるわけですね、こ

も、OECDの閣僚理事会に報告された経済政策
委員会PAP特別グループの最終報告書というも
のがあるわけですね、特にその中の「競争的環境
の促進」という部分で、直接いまこの法案につ
いてどうこうというふうな言い方ではもちろんな
いわけですね、幾つかこの法案にかかわつ
て、あるいは今日までの貿易摩擦等ともかわつ
て、これらの問題点についての日本政府の考え方
なり対応というものはやっぱりきちつとする必要
があるんじゃないか。また、もし聞くべきところ
があれば、やっぱり相手の立場に立つて考えてい
く必要もあるんじゃないかというふうに思うわけ
ですね。そこそこでは何か四点左右挙げてあ
るわけですね、これらについてはどうい
うにお考えになりますか。

特にこの二十三というところでは、「競争政策
は全体的な経済政策が国内産業の国際的な競争状
態を確保していれば、集中度のような構造的規
準にはそれ程密接に関わらなくともよい。」とい
うふうなことも言っておられます。幾つか述べてい
るわけですね、これは一例を申し上げたんです
が。そういう点で、このPAPのいまの報告に対
する通産当局の見解がどのようなものであるか、
お聞かせ願ひたい。

○国務大臣(山中貞則君) この法案を延長し、か
つ独禁法との問題等もいろいろありますので、そ
の過程の下敷きには、OECDのPAPの各条項
を踏まえて、それを下敷きにして、それにもちろ
ん背反しないよう、あるいは抵触しないよう、そ
れで誤解を受けないよう、そういう配慮をしなが
ら、その枠内で問われたら説明できるといふこと
を下敷きにしてつくり上げた法律であることだけ
申し上げておきます。

○政府委員(小長啓一君) ちよつと補足をさせて
いただきます、先ほど先生の御指摘になりました
「積極的調整政策」の考え方は、五十三年六月
のOECD閣僚理事会で採択されたPAPの一般
方針というものと、それから昨年五月に同じ閣僚
理事会で採択されましたPAP声明というものの

中に明らかにされておるわけでございます。私ど
もが理解いたしますのに、PAPの考え方の基本
と申しますのは、それぞれの国が競争力の低下し
た産業につきましては保護主義的な措置をとって
いきますと中長期的に非効率的な企業を温存する
ことになつてしまふ、その結果生産性を低め、イ
ンフレ體質を助長する、さらには他国の保護主義
的対応を惹起しかねないということが基本的な前
提認識になつておるんじゃないかと思つてござ
います。

そこで、PAPの考え方といひましては、構
造的な問題を抱えて調整を要する産業につきま
しては、過剰設備の漸進的な廃棄による縮小と同
時に新規投資と技術開発による活性化といった面
と両面から成る産業調整が必要であるといふふう
に言っておるわけでございます。そのような意味
で、そのような産業調整といふのは、積極的産業
調整政策といふふうには呼ばれておるわけござ
います。また、その前提といひましては、当然に
開放市場体制、措置は時間を切つた限時的な措置
であるべきであるといふようなことが強調されて
おるわけでございます。

私どもは、先ほど大臣の答弁にもございました
ように、この法案の立案過程におきましていわゆ
る山中六原則というのを頭に置いてその立案に取
りかかつたわけでございますが、山中六原則の中
には開放経済体制というのが第一の要件として高
らかに掲げられておるわけでございますし、業界
の自助努力が前提になるといふことも第二の要件
として掲げられておりますし、第三の要件といひ
ましては対策は限時的なものであるべきであるとい
うようなことも言っておるわけでございます。ま
して、詳細は省略をさせていただきますけれども、
そのような山中六原則をベースに法案の立案に取
りかかつたわけでございます。したがって、私
どもの法案の考え方はどこへ出て説明をしても
十分説得的にOECDのPAPの原則には合致し
たものであるといふことが説明できるのではない
かといふふうに確信をしておるわけでございます。

す。

○吉田正雄君 山中六原則、特に三つお述べになつたんですけれども、こちら側の確信と相手の受けとめ方というのは必ずしも一致をしないわけですから、そういう点で、たとえばカルテルのところではいろいろPAPの方では述べておられます、たとえば過剰設備についての問題ですね、これについてもある述べておられますし、特に「カルテルは、必然的に大規模な企業を持つてゐるすべての弊害を伴ないがちである」というふうなこともここで指摘をしておりますし、それから「事実、政府がカルテルを容認すれば、しばしば国内生産者を国際競争から保護するためにカルテルが導入されるであろう」というところで、これはもうOECD等の心配がここに非常に端的にあらわされてゐるんじゃないかと。つまり政府の介入、過保護といつたらいいんじゃないかな、そういうものによつて、かつて日本株式会社なんということが言われた時代もあつたんですけれども、こういうものについて、いやそうではないかというだけではなかなか理解が得られないんじゃないかというふうに思ふんで、これは法案審議の段階でも少し詳しく聞いてまいりますけれども、この辺について一応は基本的にはどういふ考えをお持ちなのかお聞かせ願ひたい。

○政府委員(小長啓一君) PAPの原則のところを詳細に読んでみますと、いわゆる合併とか、事業の集約化といったような前向きな対応につきましては、これは全体としてこれを容認するという考え方が出ておるわけでございます。カルテルとして特に問題にしておりますのは、いわゆる価格カルテルであるとか数量カルテルであるとかといったような後ろ向きなカルテル施策の問題についておるものがPAPの報告書の中に出ておる考え方ではないかと私も思つておるわけでございます。したがって、私どものその法案の中で事業を集約化を進めるにつきまして、独禁当局と十分意見調整をしながら進めるといふその考え方をとつてゐるわけでございますが、そういう考え方

はPAPの考え方にも合致するものではないかというふうにしておられますし、それからまた法案の審議の段階で細かく説明をさせていただきますと思ひますけれども、法案全体の考え方が業界の自主的な努力、自己責任原則というのを前提としておりまして、甘えの構造は許さないという考え方をとつておるわけでございますので、そういう点から見ましても、このPAPの原則には合致しておりますのではないかとこのように考えております。

○吉田正雄君 ところで、諸外国の対策ですけれども、こちらでは特安法あるいは新特安法等によつてそういうカルテルというものをある程度認めていこう、あるいは独禁法の適用除外というふうな考え方もここに一部入つてくると、それは事前に公正取引委員会との間に意見の調整をやつて独禁法違反になるようなことは避けるというふうな言われておりますけれども、しかし現実にはこの法案が成立をいたしますと、なかなかむづかしい問題が起きてくるのじゃないかというふうな心配をするんですけれども、外国ではこういう特安法のようなものがないんじゃないかというふうに出されてゐるところはないんじゃないかというふうに思ふんですけれども、たとえばアメリカ、西ドイツ、イギリスやEC等、これは衆議院でも資料として提出をされておるんですけれども、諸外国の事情といふものをどのよう把握されているのか。そうであるといふと、先ほど理解は得られる、確信はあるといふても、諸外国ではそういうものがない、やつてないといふところで、日本だけが独自にそういう法律をつくつていくと、まさにカルテル結成に逆に政府が手をかしてゐるんじゃないかという、そういうそしりややつぱり免れないんじゃないかと思ひますので、諸外国の例がどのようになつてゐるかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小長啓一君) 先生御指摘のように、現在世界的な景気低迷あるいは二度にわたる石油危機等により競争力関係の変化等、あるいは中進国の追い上げ等の理由もございまして、各国

で構造的な問題に直面した産業につきまして産業調整の問題がいま起こつておるということは御承知のとおりでございます。こういう不況産業対策につきましましては、各国の実情であるとか、あるいは社会的政治的伝統などによりましてそれぞれお国ぶりの違いはあるわけでございますけれども、何らかの形で政策的支援が行われておることは事実でございます。

たとえばアメリカについて申しますと、輸入増加に見舞われておる産業につきましては通商法によりまして輸入制限等の通商政策がとられておることは御承知のとおりでございますし、それから産業調整援助等困難に陥つてゐる産業につきましまして、その支援措置がとられておるわけでございます。

それからまたヨーロッパの例でございますが、たとえば西ドイツで見ますと、不況に悩んでおります鉄鋼産業につきまして、八二年から八五年にかけてまして、グループ化等の構造改善を行う企業に対して、二十ないし三十億マルクの助成を行つておるといふこともこれまで事実でございます。

またイギリスの例でございますが、鉄鋼産業等の基幹産業につきましましては、国有化の措置がとられておるわけでございます。

また、フランスにおきましても、石油化学につきましましては国有化が行われておりますし、また政府による助成金といったような形の厚い保護政策もとられておるわけでございます。また同時に設備の共同処理やあるいは合併とか事業提携につきましまして、産業政策と独禁政策との調整が円滑に行われておるといふこともこれまで事実でございます。

このように、各国ともそれぞれ実情に応じまして、雇用や、地域経済の安定のために困難に陥つた産業についての産業調整政策が実施をされておるわけでございますし、またあるいは有効な施策を模索しておるといふのが現状なわけでございます。

われわれのその新特安法でございますけれども、これはもう重ねて申し上げることになるわけでございますが、開放経済体制というのを前提といたしまして、民間活力をベースに縮小と活性化を図つていくということであるわけでございます。これも一つの産業調整政策のパターンではないかと思ひますけれども、先ほど御説明いたしました諸外国の例に比較をいたしまして、わが国の場合にはソフトな政策手段を導入してゐるということが言えるんじゃないかというふうな考えをわけでございます。ソフトな政策手段と申しますのは、また機会がございましたら細かく説明をさせていただきますけれども、税制、財投、一般会計の關係の多少の政策手段を有しておるわけでございますが、先ほど述べましたような国有化であるとか、輸入制限措置であるとかあるいは手厚い産業助成であるとかいふような措置に比べますと、内容は必要最小限のものであつてソフトなものではないかというふうな考えておるわけでございます。

○吉田正雄君 ちよつと質問が悪かつたのかどううかなんですけれども、私がいまお尋ねをしたのは、不況対策といふことで新たに法案を設けて独禁禁止法を緩和をすること適用除外にするとか、そういうふうなことが行われてゐるのかどうかと、適用除外を設けた国があるのかということをお聞きしてゐるんでありますね、私は産業政策上の補助金制度であるとか輸入制限といふ問題と、それから国内の各企業の合併だとかいふような法案の中身のような問題とは若干違ふと思ふんです。補助金とか輸入制限あるいは国有化の問題、これといふ言つた問題といふのはどうもちよつと本質的に違つてゐるんじゃないかというふうな感じがするんですけれどもね。輸入制限といふものが独禁法の緩和とかそういうものとはどういふふうな結びつきですかね、これ。

○政府委員(小長啓一君) 先ほど私が御説明をいたしましたその国有化政策とかいふものかといふのも、これは構造産業政策の一態様なわけでございます

ます。つまり、民間の形のままにほっておきます。とても競争力を有する産業には立ち直れない。したがって、国が積極的に資本投入をし、また人的にもバックアップするという形、つまり国有化という形を通じてバックアップをしていく。ということでございますから、これも一つの産業調整政策あるいは産業政策と言われる分野なわけでございます。決して全く異質ということではないわけでございます。それぞれのお国により、よって対応が違つておるといふ一つの例としてお聞き取りいただいたら幸いではないかと思つ次第でございます。

それから、輸入制限の問題でございますが、輸入制限をいたしますと、これは外との競争を遮断をするということになるわけでございますから、そういう意味では大競争制限的な効果を持つことになるわけでございます。私どもの場合には、開放経済体制を前提として輸入制限措置はとらないというところでございます。常に関外との厳しい競争にさらされながら構造改善を進めていくというところでございます。その面から見ましても、輸入制限措置をとつておる国に比べますと対策の内容がきつめてソフトである、また厳しいものであるということが言えるのではないかと申すわけでございます。

○吉田正雄君 どうもちよつとそこところが合わないですけれどもね。輸入制限というのは、確かに一國の産業政策として国家相互間の問題になつてくるわけですね。しかし、いまここで出されておる法案のような特定産業種においてのカルテルの結成、そして独禁法の除外というふうな形で行われている国というのはあるのかどうなのかというところをお尋ねしているんで、どうも輸入制限の問題といふ法案で考えられている内容といふものが何かごつちやで、私の質問が悪かつたのかしれませんけれどもね。そういう点で、そういう例が諸外国にあるのかどうなのかということと、輸入制限ではこれと同じようなものかといふふうにはどうも理解できないのでしてね、そこ

のところもう少し諸外国の例があつたらお聞かせ願ひたいということをお聞きしているんです。○政府委員小長啓一君 日本と全く同じような法律体系をとつておる国は、私どもの調査している限りでは見当たりません。ただ、たとえばECの例で申し上げますと、合衆業界の行いま設備廃棄の共同行為につきましては、独禁法上全く問題がないといふふうなされておるわけでございます。その限りにおいて独禁法との調整を新たにする何が必要がないといふような事例はあるわけでございます。

それからまた、これもヨーロッパの例でございますけれども、事業の集約化について見ましても、たとえば石油化学業界におきまして、BP社とICI社の事業交換といふのを行つたわけでございます。また、塩ビとポリエチレンで事業交換を行つたわけでございます。そういう事例に徴しますと、イギリス国内市場だけのシェアで見ますと三分の二以上の市場占拠率になるというふうなことになるわけでございます。にもかかわらず産業政策的観点にも配慮いたしまして、イギリスの独禁法、ECの独禁法から見ても問題がないといふような処理もされている例もあるわけでございます。したがって、こういう場合には具体的な運用で全部解決をされておるといふことでございます。新たに独禁法との調整を必要とするような法律措置なり立法措置は必要でなかつたといふのが実情でございます。

○吉田正雄君 いまの説明を聞いてもちよつとまだびたつといかない点があるんですね。時間が足りませんからまたこれは次回に譲りまして、これと同じようなものはないかといふことはおつちやっているわけですね。部分的に、しかし同じ部分といつてもどうもちよつと違ふような感じがいたしますので、これは改めて次回に譲りたいと思ひます。

それからもう一つ、これは立法過程の問題ですけれども、きょうはここには公取からは出席を願つておりませんが、報道等では盛んに立法

過程でいろいろ問題があつたのではないかと。たとえばこれは経済雑誌ですけれども、公取と直接というよりも、業界の要望がこの法案には九割方盛り込まれているんだといふふうなことが言われておりまして、通産とそれから公取との交渉でも、まあ何といたらないでしようかね、独禁法に抵触する部分といふのが、違反すると思われような部分については骨抜きをされたんじゃないのかなあとといふようなことがあつたり、いろいろいふことが言われておるわけですね。特に問題なのは、通産が一応業界にかつて公取と調整をする、法案の内容ですと、大体そういうふうなものが盛り込まれておるといふことで、なおさらそういうことにもなつてきたんじゃないかと思つたのですね。

それから、さらにこれは覚書等もございませうね。これは詳細お聞きしますけれども、これはやつぱり大臣、この法案の作成過程で、公取の反対意見といふものが実力大臣によつて抑え込まれたのではないかといふふうなことになるんじゃないか、これはそういうことでは困るわけですね。そういう報道がいろいろなされておるといふことについては、どのようにお考えになつておりますのか。それから、なぜ覚書といふものが必要であつたのか、その辺の経過についてお尋ねをしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 現行独禁法というものは、世界で最も整備された、法文化された独占禁止法であると思つております。それをつくるのに私自身が三年間苦労した法律でありまして、この法律に関する限り、私は自民党の中の同調者はほとんどないといふたつとばかりはつちみない立場に置かれながら、やつぱり企業の公正な競争によつて生ずる恩恵といふものが豊富、低廉、良質の国民の生活といふものを維持していくんだといふようなことを信念としてやつてきたわけです。よくもこれが国会を通過したものだ、自民党の中もよくも通過したものだといふ、私はいまでも恨まれている視線を感じる立場の者であり

ます。その私が通産大臣になつたわけでありまして、当初から独占禁止法というものは尊重する立場、そして、しかし産業政策は生きている産業を料理する立場であつて、ナイフの刃一つ切りこぼしをやる、動脈を切つちやう、大動脈を切つてしまふ、そういうことはあつてはならない、それが、しかもその刃物が独禁法であつてはならぬといふことのいわゆる産業実体法と、まあ監視法といひましようか、そういう——高橋委員長いづれお呼びになるんでしようが、うまいことを言いましたですから使わしてまいりますと、私どもは産業政策の交通整理の立場にあるという表現使いましたんで、そういうことも現実的にはたといひいいんでしようが、その交通整理といふものは、やつぱり産業政策の基本として踏まえていかないとはいけません。やつぱりその交通整理を、しかし話し合ひで事前に独禁法の法律に触れることなく、法律を尊重しながら産業の実態について、公取も一緒になつて相談をしてもらつて、そして、それを実行していくという手段は法律上書けないものか、これはやつぱり相当考へました。基本的には産業政策で国家が必要と認めれば独禁法の適用除外とするといふ、いままでの延長法のもととすうなつておるわけでありまして、その手法をとつて力任せにやつた場合には、それはいまあなたがおつちやつたような毒をもつて毒を制した山中の手法といふことになるかもしませんが、そうじゃなくて、独禁法といふものはなければいけません。あつて、二、三反省点は立案者としてあります。しかし、まあまあ世界的に評価されているわけですから、それとの整合性を図つて、なおかつ産業政策が展開できる法律をつくれたならばこれはすばらしいだらうと思つて、私の意を体して役所の諸君もよく話し合ひをしてくれまして、途中でそういう衝突などはございませぬ。口論、口角泡を飛ばすといふような空気もなかつたです。それは公取委員長をお呼びになつて一緒に私のここに並べてどうせ御審議をくださる日があるでしょうから、そのときにおわかりになると思

います。衆議院の方でもずっとそういう態度でございまして、こういう法律は全くユニークな、いままで例を見なかった法律であるという評価を私自身もいたしておりますし、公取もそれを否定しておりません。願わくば、やはり今後日本の産業政策と公取、あるいは通産省と公取との関係が相対立するものではなく、協力し合えるものであるという第一歩としてこの法律をつくり上げた、そう思いましたんで、まあしかし、それでも公取というものは、行政上の細かな問題等についてのおおよその感を公取で確認することによって法律上にそれをわざわざ書かなければという点はございまして、それは後ほど必要ならば局長の方から答弁いたさせますが、私の申しました基本的な姿勢をたがえるものではないというところでございます。

○政府委員(小長啓一君) また別の機会に公取の詳細は御説明させていただきたいと思っておりますけれども、特にその関係各省庁でやっております公取のパターンと並み外れた特殊なものをやっておりますものではございません。きわめて一般的な両方の認識の統一、それから今後の運用に当たっての配慮のポイントというのを主として決めて公取で書いておるわけでございます。

○吉田正雄君 独禁法との関係で全然心配がない、あるいは通産の役割りというものと公取委の役割りというものがどこにも疑義が出てこないという法案の内容であるならば、これはどなたも心配はなさらないだろうと思えますし、また公取まで取り交わすこともないんじゃないかと思うんです。やはり公取が取り交わされるということは、そこに何か一抹の不安といえますか、そういうおそれというものが出てくるんじゃないかという、これは法を実施してみなければわからないということもございまして、そういうやはり危惧の念が感ぜられるということ、公取なりのいろんな意見もあったり、私は先ほど申し上げたように立場を変えて考えてみますとこれはよくわかると思うんです。そういう点でいまの山中大臣の

お考えでは、もう独禁法、もちろん侵害するとかそういうことでなくて、円滑な、新しい、画期的な、ユニークなひとつ法案として産業政策との融和を図ったということ、その点は私は否定はしていないんですけれども、やはりあくまでもPAPの批判にたいえ、あるいは独禁法との関係で独禁法に風穴があくとか、なし崩しにされていくという点では、これはまた大問題というのか、それこそ大変な話になるわけですので、そういう点でお聞きをしたいんですが、大臣にはそういうあれはもう全然ないというふうにおっしゃっておりますが、そういう点で、私はそうであれば公取は必要ないんじゃないかと思つたんですけれども、その辺はどうなんですか。そういうやっぱり心配があるということなんですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは心配があるというよりも両方がどんなにうまくスキームをつくるかという問題について一応の合意線を持つていまして、ということとは、一義的に通産大臣が、この共同行為あるいは独禁法に抵触するのは合併の場合とかシェアの問題とか、高度寡占になりはしないかとか、いろんな点がありますから、そこらは、幸か不幸か私が大臣ですから、しかもこれを政令で、あと手を挙げるものはないと思つて、念のために挙げる期間も一年半しかないわけですから、その間に妙なことが起こらなければそれでそのまま法律は五年間が終わるわけですからね。ですから、私がおる限り、たとえば特定の業種――業種までは言わぬけれども、石化業界、ですから、特定の企業名は言いませんが、こういうことで私たちはやりたいと思うという相談を、もちろん当局も一緒に聞いてきました。しかし私の判断はこれは問題があるというので、これから公取にも参りますという話がありましたから、行きなさんなど、行つてもむだですよ、行つてもらつてはかえつてこっちが迷惑ですよということを通じてはかえつてから直接的に言つたわけですから、受けたら方は、ただ、いままでの法律の慣行をみないに考えておられて、まあよく

と顔出しますわというように行かれたんですけれども、それ案の定私の予感どおりだめなんですね。結局は私の手元で――独禁法については私は断じて素人ではありませんで、あえて私は独禁法の権威者と思つておりますから、私の手元でつくられる計画を、私が了承したものが協議の対象となるわけでありまして、まず持つていくものが独禁法に触れる内容ではない。ただし、それがあつても途中経過の中でそれが高度寡占の方向に動き始めたとか、

(理事野呂田芳成君退席、委員長着席)

あるいはその状態を多として価格の上方硬直性を示し始めたとか、要するに独禁法上あつてはならない現象等が起こつてきた場合には、これは途中であつても公取は物を言う権利がありますから、そういうようなことは当然私たちは指導し監督する役所であるとしても、動き始めるとなかなか私たちの最初に見た姿と違つた形で動くおそれが産業の実態としてありますから、したがつて私の手元できちんとしたものがあつて協議をしますから、ほとんど協議調うだろうと思つて、それは私がそういう独禁法立案の苦労を三年もした経験者であるから自信を持つて言えるのであつて、その自信のある私がその期間中全部おけるのかどうかはわかりませんが、ほとんどの期間は大臣の位置におるわけですから、これは安心して任せていただいていいと私は自信を持つて申し上げておきます。

○井上計君 現在素材産業は大変な苦境に陥つていられるわけですが、今度の新法によつていま苦境に陥つていられる素材産業が果たしてその苦境から脱し得ることができるとか、これは大きな問題だと思つて見通しについてはどうお考えか、まずそれから伺ひたいです。

○国務大臣(山中貞則君) まず、この法律の作成に当たつて最初に厳しく申し渡しましたのは、産業界の甘えの構図はいけな、産業界の甘えの構造を私は受けな、いわゆる民間の自主的な、自発的な、自分たちがこれだけの期間をくだ

さればいつに立ち直つていきますという意思、そしてその意思のあらわれと見られる計画、そういうものを私の方で厳重に審査するということが、まず最初にこの法律の作成に当たつた場合の私の指示であります。したがつて、事務当局も、まず民間産業の、自主的な、自発的な、そして自助努力によるという点を前提として指導をしてまいっておりますし、この法律もその考えを貫いておりますから、これだけの国がいろいろ問題を抱えていたのもOECDあたりで問題になりはせぬかというお話もありましたが、それをあえて大丈夫である、出席する私も国際会議で堂々と反論できるといふだけの自信を持つてつくつたものでありますから、五年後において、それだけの自主、自立、自活、そういう活性というものを待つて取り組んでなおかつだめだということであるならば、それはその産業は消えていかなければならぬ、そしてその間に私どもの方に相談を受けながら、他業種への転換とか、あるいはもう一つ上流の方向に、下流の方へといまはもう一つ上流の方向に、他業種でなくとも新しい生きる道を別途求めて、何らかの手段で、やはり、従事する労働者もいることでありますから、労使ともに合意を得られる方向を模索するというようなことがなければならぬと思つて、しかし最終的に、これらの掲名いたしました業種について、私どもは五年後にはいつに立ち直つてくれるものであるということを期待いたしております。その期待はありますが、さてどうなるかというの、私どもでは規制を行政的にやらないわけですから、もっぱら産業界の自助努力、その結果生き延びてみせるというその決意を私たちはとうとびたい、尊重したい、その意味では五年後には、これだけのインセンティブを国が与えるんですから、いつになつていくことができるかという期待を込めていっていることしか言えないと思つて、

○井上計君 大臣おっしゃる通りに、われわれもそういうふうな期待をせびいたしたいと思つておりますし、またそれぞれの産業界も自主的な大変

な努力、特にやはり、いわば最終的な努力というふうなことで行っていくであろうと思ひますけれども、ただし、やはり今後新しくまた客観的な変化、あるいはそのようなまた厳しい新しい要件というのが起き得る可能性もあるわけですね。まあアルミ等にしまして、五年前や同じような考え方できたんだらうと思ひますけれども、五年間に新しい要因によって、いわば「先ほど吉田委員の質問に対して大臣もおっしゃっておられました、いわば壊滅的な打撃をこうむる寸前まできておる。だがしかしその場合、これが業界の自主的な努力だけでどうにもならぬという場合に、さてそれがいま言われるような形で、その業界が完全に壊滅した場合に、じゃ他の川下といひますか、組み立て型加工産業への影響、大きく言ひますと、総合的な経済安全保障という分野から、私は、自主努力に任せておくれども、しかしその業界の自主的な努力が欠如した場合、そこでだめになった場合には、やむを得ぬということとはなかなか言ひ切れないのではなからうか、国際的に、というふうな懸念があるわけですね。これは先のことですから、いま、その場合どうとかという仮定の問題についてどうのこうのまたお尋ねするわけじゃありませんけれども、そういうようなことを懸念を、過去の五年間の経過から見て、若干の懸念がある、こういうことを感じております。これはこれで申し上げておきます。

そこで、いま大臣のお答えの中に出ておりますけれども、新分野への転換、これは後でお聞きしますけれども、城下町法についてもあるわけですね、けれども、新分野への転換あるいはそういうふうな面について、全く従来から何もないような分野への転換ということになれば、これはまだいいんですけれども、これは恐らくそう簡単にはできないと思ひますが、たとえて言ううと、素材型産業でありますだけに、生き延びていくために、加工分野へ進出していくというふうなのが相当あるわけですね。すでにあるわけですね。例として申し上げますと、紙パルプなんか、洋紙製造業なんかは、

一貫作業という形で紙器、印刷分野まで進出しているわけですね。ということは、結局、進出をしてその分野でのまた競争を起しておる。こういうふうなことがますます多くなつていく懸念があると思ひます。これはいま例としては洋紙を申し上げましたが、化繊にしてもあるいはアルミにしてもそういうようなことが起き得るのではなからうか、こう思ひますが、これらについて、どのような規制といひますか、歯どめといひますか、分野の競争を防ぐ、そういうことが必要であると思ひますが、これについてはどうお考えでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) 当然ながら、これらの掲名された業界は、この法律というものを、自分たちが最後の命綱を与えられたということ、水面上に浮上して自力呼吸をして泳ぎ出さなければならぬ、その義務も私は負うと思ひます。したがって、ひたすら国家の与えるわずかなインセンティブであつても、それに対して自分たちが義務を負うということと考えたならば、先ほど私、他業種なんというのを早々と言い過ぎたわけですね、余り先の話を最初に持ち出されたものから、私としては、それらの関係業界はこの五年間の時限立法の中でみごとに再生されるであらう、またその決意を酌み取らない限りは私もそのころをパスしないということをやっておりますので、その先の話はきょうはちよつと手控えることにいたしました。この業界はこの事業によつて立ち直つていくであろうという期待、そして業界の方は責任をとってください、義務を負つていくんですよ、国家に対して、そして国民に対して、日本の産業界全般に対してですね。そういう気持ちでやっていただきたいと思ひます。

○井上計君 これはもう局長にむしるお聞きした方がいひと思ひますが、いま申し上げたように、その企業そのものが体質を強化するために、あるいは改善をするために、素材産業にありましか、自社製品の素材を使うことによって加工分

野へ進出することによって付加価値を高める、こういうふうな、当然やはり、転換といひますか、企業の転換拡大をこれは考えられるわけですね。その場合に、私はまた新しい問題がある。素材産業でありますから、このいわば新特安法によつての助成、いろいろある意味では保護を受けている。その保護を受けておる、助成を受けておることを有利な条件として、いわばそういうふうな分野に進出することによつての新しい摩擦、競争といひますものが実は事実あるんですね、もうすでにいま例に申し上げましたけれども、洋紙製造業等については、いわば自社の製品をそのまま加工して市場に出しておる。だからユーザーと競争しておるというふうな、そういうふうな経営がすでに今後拡大されることは、いろいろな意味ではやはり好ましくない、これについては、特にその面についての行政指導が私は必要であらうと思ひますが、どうお考えでしょうか。

○政府委員(小長啓一君) 先生御指摘の点はおっしゃるとおりでございます。私も、今度の新法の構造改善基本計画の中で第二項の五号のところに設備の処理とかあるいは事業の提携とあわせて行ふべき事業の転換その他の措置に関する事項というのが入つておりました、当該その特定産業が事業の転換をするという場合どういふことを具体的に考えておるかという点につきましまして、この基本計画の中でのいろいろ議論をし固めるといふことになつておりますので、そういう議論の過程の中で私もいま先生の御指摘のような点をよく踏まえながら調整を図つてまいりたいと思ひます。それから、先ほど大臣の答弁にもございましたように、この法律自体が設備処理という、縮小だけではない、技術開発であるとか、あるいは事業提携とか、あるいは設備投資を通じてその活性化をしていくという新しい側面も持つておるわけでございますので、当該業種内において新たな雇用の可能性というのも現行法よりはあるの

ではないかという期待も持つておるわけでございます。

○井上計君 私はこの点を申し上げたのは、これらの素材産業がよくなつていくためには、やはりユーザー業界の協力がかなり必要だと思ひます。これは片方でユーザー業界が協力した。その業者がよくなつた。あるいはよくなるために逆にユーザー業界が被害を受けるようなことであつては、やはり今後わが国の産業政策上よろしくない、こういう点であつて申し上げたわけですから、これらについては計画作成の段階で十二分の行政指導をお願いしたい。これは要望しておきます。

そこで、今後これを進めていく中で、いろいろな事業の縮小あるいは転換等が行われるわけでありましかれども、この基礎素材産業に従事しておる労働者数、百九十一万人といふ、全体の一七・五%ですか、非常に大きなやはり労働人口でありますので、したがって、これらの労働組合と十分今後事業計画作成の段階でいわば連絡を必要があると思ひますが、労働組合の意向あるいは意見を十分参酌をしていかなくちやいかぬと思ひますが、これらについてはどのようなお考えでありますか、どうか。

○政府委員(小長啓一君) 先生御指摘のように、雇用の安定というものは、基礎素材産業の構造改善を進める際に、最重点配慮事項といふことで私も考えておるわけでございます。この法律にもそういう位置づけになつておるわけでございます。このため、この法案の立案過程におきましても、いろいろな場を通じて関係労働組合の方々との御意見も十分聴取させていただいたと思ひます。いろいろな意見交換を通じて、いろいろな雇用安定や労働組合の意見反映の規定も設けることができたのじゃないかというふうな思ひはおるわけでございます。具体的にちよつと触れさせていただきますと、まず構造改善基本計画の策定に当たりましては、関係審議会を通じて労働組合の意見を聞くこと

いうことがはつきり法律上も書いてあるわけでございます。そして関係審議会には必ず労働組合の代表にも参加をしていただくというところは運用上考えていきたいというふうな思っておるわけでございます。その構造改善基本計画の内容も十分雇用の安定に配慮したものでなければならぬということでございます。

次に、事業者が構造改善基本計画に従いまして設備処理やあるいは事業提携といったような構造改善を行う場合には、労働組合と協議をいたしまして雇用の安定のための措置を講ずるよう努めなければならぬというのが第十條第一項に規定をされておるわけでございます。

また、国が設備処理の共同行為の指示を出す場合やあるいはその事業者の作成をいたしました事業提携計画の承認を行う場合には、従業員の地位を不当に害するおそれがないことを十分確認をするということにもなっております。このようにして、特に今回新たに設けられました事業提携計画の承認に当たりましては、事業者と労働組合との間で話し合いが十分行われているかどうかを確認することとおるわけでございます。これは第六條、第八條の二の關係の規定ということでございます。

以上のように、本法におきましては、労働組合の意見を十分反映をしまいたいと思っておりますし、また、雇用の安定につきまして所要の規定の整備をしておることになっておるわけでございます。

今後ともさまざまな場で労働組合の意見を十分に聞きまして、新法の適切な運用を図ってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。○井上計君 次に独禁法との問題でありますけれども、設備廃棄、設備処理の場合に、アウトサイダーの規制が、これは全くないわけですね、全くと言っていいほどないと思うんですが、もう三十年前からこれは特に中小企業関係の法律がありますが、例の調整組合、あの当時からあるいは構造改善等につきましてもアウトサイダー規制がない

ために、結局設備の廃棄あるいは設備の統合というふうなものが、事実上はやっぱ効果が上がらなかつた。そのために逆に、一時的に設備廃棄等をしましたも、反動で実は設備過剰になった、こういう業種が、あるいはこういうケースがずいぶんあるんですね。したがって、私はこの新特安法が、先ほど大臣から必ずこれ自主的な努力によって不況から脱し安定するであろうという期待をしたいと、また私もそう願っておりますけれども、やはりそこに設備処理についてある程度のアウトサイダー規制を考えていかなければ、事実上やはり骨抜きになるんではなかるかという懸念が依然としてするんですが、これはどうお考えでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) この点は事務当局とまた別に、私自身が最後までどうしようかについて考え込んだ点であります。

本来、そういうような構造改善には全関係企業が参加をして、そしてみんなで話し合つて再建への道をたどるのがあたりまえであつて、その中でアウトサイダー、一匹オオカミというものがあつて、今回の立案過程においても、そんな法律をつくつたて自分はおれのところはやつていけるということを豪語した会社があることも聞いております。

そこで、アウトサイダーについては、他のたとえ九〇％が合意したものについては反対はしてはならない、参加すべきであるというような規定を入れようかと思つたんですが、やはり今度の法律は延長法でもありますしね、あくまでも民間活力というところは民間協調、ここにまた独禁法の問題が出てくるわけですが、それを私たちが官僚的な、高圧的な態度でもつてやつていくと、逆に民間活力そのものを、あるいは自主的な、自発的な意欲というものを、ある意味ではアウトサイダーを大臣がやると、加入命令を出すとか、勧告するとかということがあつた方がやりやすいことは間違いないんですが、そこに安易さがまた生まれてくるのではないかと。したがって、指定されたら、

手を挙げたらあれが一人反対しているけれども反対できるもんかというように安易な計画が出るおそれがある。そこでずいぶんどちらにすべきかに迷いました。

しかし、あくまでも民間の自主努力によつて、国はこれだけの御支援をいたしますからがんばつて立ち直つて下さい、まあ私たちとしてはある意味で民間にお願いをし、その願いをまた私も受けてとめるという気持ちでありますので、最終的に大臣の権力の介入といひますかね、そういうふうな結果なるでありますようアウトサイダー規制は、私自身がそのようなことでやれない。いわゆるアウトサイダーがあられてわれわれの構造改善が、体質がでけないところ、それは仕方ないじゃないかということ、どちらがいいかということについてよりも、この法律の性格がそれによつてがらつと変わつてきますので、行政権力の、国家権力の介入を避けるという方を私は採用して、アウトサイダー規制をあえて盛り込まなかつたという経緯がございます。このことは果たしてよかつたのか、あるいはアウトサイダー規制を持つていた方が私の方から見るとやりやすいんですけれども、それを法律に入れた方がよかつたか悪かつたかはいづれあらわれてくることであります。あくまでも私は、民間の自助努力、活力、そして共同してやろうという決意、それを尊重していくと、アウトサイダーは出ないだろうと、そういう願望を持つて、国家権力の介入ということとは避けたということでございます。これは私の最終的な判断でございますから、そのことが果たして今後法の運用で経済界にどのような現象としてあらわれてくるのか、これはわからないわけでございます。私は、願わくはみんなが一匹オオカミ的な存在で、いわゆる協調を破るというようなことが出てこないように、むしろ業界を信頼するということを前提に決断したのでございませう。まあ、ちよつと自信があるようなないようなことですけれども、どつちをとるかということ、考えたということでありまして、御指摘の点は、

これは間違いない、そういうものが存在を現実に主張したならば、この業種の構造改善は挫折するおそれもある、そういう点は、私も指摘されたとおりであります。

○井上計君 いや、大臣の言われることはよくわかるんです。また理想としてぜひ願ひたい、多くの人がそう思つておられることもまた間違いないと思うんですが、ただ残念なことには、過去のいろいろな業界の状況からいつてどうにもならぬ人、むしろ協調を破ることに自分の企業の発展を考えておる。それをもう、何といつてもそれはどうにもならぬという人が実はあるんですね、どの業界でも。それが私は、このせつかつの、いえば業界の自主的な努力を最大限に発揮する、助長するためのこの法律を破つて、魂をなくする、こういう結果になるのではなかるかという危惧があるわけなんです。しかし大臣がおっしゃるように、業界全体が協調し、いけばアウトサイダーがなくなる、それが一番理想的なわけですが、さういふところ、あるいは、ある意味では過去にそういう人がいたからその業界が発展したという経緯もあるわけですが、まあしかし、これからどうであらうかという実は危惧がありますので、この点については、今後の経過の中でお考えいただいて、大臣のおっしゃるように、なかなかやつぱり理想どおりにはいかぬわいということであれば、またその時点でそのことについては、またお考え直しをいただきたい、またいただく必要があるのではなかるかと考えますが、これは大臣に、いまからわからぬことですから、先のことでありますから、要望だけひとつ申し上げておきます。

それからこれももう一つやはり独禁法との問題であります。事業提携については適用除外だという、先ほど吉田委員とのお話の中でもこれは理解できました。理解しております。ただ、公取との間に意見を、公取の意見を聞くというふうな形

になつていくと、何かキャッチボールになつてダイミングを失するのではなからうか、こういう心配がありはしないであらうか、こう思うんですが、これらについては、先ほど大臣の、いえ独禁法の権威者でおられる大臣でありますから、そういう心配はよもやなかるうと思ひますけれども、やはり一抹のまだ懸念があるんですが、どうなんでしょうか。

○國務大臣(山中貞則君) 第一の御要望の点について、ちよつと御参考までに申し上げておきますと、業種をいろいろと考えているうちに、農林水産省関係の業界で精製糖工業会というのがあります。これは北海道のビートとか沖繩のキビとか、そういうものに最終的には非常に大きな影響を与えるものであつて、しかも国際的な糖価の変動によつて、しかも業界は設備が四割過剰、溶糖能力は八割過剰といわれているのが、一向に合意ができない。陳情書一つつくるのにも、アウトサイダーどころか、相当な大手が日本精製糖工業会という印刷をさせることを拒否して、自分ばかり主張するというような別途の文書を流すような業界なものですからね。この法律の中に手を挙げてくるなら受けてもいいがと思つて、内々打診させてみたんですが、全然農林水産省の反応、ゼロですね。ということ、あの業界はもう自分たちであきらめていゝんでしよう。つぶれるところはつぶれて仕方がないじゃないかという業界とは思ひませんが、まあ、業界を批判して大変悪いと思ひますが、裏話をいたしますと、そういうふうによつてきました。手を挙げなかつたということは、今度手を挙げてくるのは、いまのアウトサイダーの議論も含めて、自分たちの業界はやつていけるという自信のあるところしか手を挙げないなと私はそのときに感じました。やはり、だから、あとは運営に当たつて実際にどういう形が出てくるか、もちろんわかりませんが、自信のないところは手を挙げてこない、計画をつくれないうところが出てこないだろうと私は思ふんです。ですから、手を挙げてきましたら、

そこは確信があるところであらう。

それから、先ほどとも石化業界を取り上げましたので、もうどうせ同じですから申し上げますと、最初には三社構想が出てきたわけです。しかし、最初にまとまつたところがそのまゝし決まるとするとどういふ現象が起こりかけたかといひますと、その圧倒的なシェアというものの、第二、第三のグループが、系列が全然違ふのに、これはもう自分たちが生きていくためには、アウトサイダーとは別な意味で対抗の力を持たないかぬといふので、二と三のグループが一緒になつて、そして業界が二社といふことになる計画が進んでいくことを聞きましたので、これはいけないといふことで、やつぱり法律に書いてございす同調値上げの三社七〇%、あるいは高度寡占の三社七五%、こゝらのところを念頭に置かないで計画を立てることはいかぬといふことで、結果は四社といふことと、まあ、公取と話はするわけですが、私の意思がそのように反映して、決まつたものを二つに割つたと。みづからですよ。それは無理ですよといふことで、公取の方の、独禁法の例を引きまして、七〇ないし七五といふ定めがありますから、それを二社で一〇〇%といふことはいけませんといふことで、まず通産省をパスしない限り、公取にはいかぬわけですから。ですから、石化業界の方は、最初の構想が思ひもよらぬ分割といひますか、結合が、別な形で、本當かいなといふところがそれぞれ合意して四社体制になりましたので、これならば、ぎりぎり三社七〇といふ線は公取としても、若干のグループごとのシェアとか、とり方もいろいろありますが、そういうものがあつたにしても、これなら了解を得られるであらうといふ確信を持つておりますが、これは一つの例ですけれども、今後はそういうふうによつてまいりますので、あえて独禁法破り、独禁法に風穴をあけるといふような不逞な気持ちも持つておりませんし、むしろ先ほど申しました、われわれの産業行政上の法律、それと一般的にそれを監視する立場の法律といふものがそこで実効上か

み合つていくことの方がより望ましいといふこと。で今回の法律を出したので、決してひやかして言われるのではなくて、私はいまだに非常に非常なユニークな法律である、そういうふうにより自負しておりますし、これからは独禁法の運用と産業政策とは、そのような望ましい姿でいくべきである。同じ国の、同じ経済に対する行動と監視ですからね。これが事前に調整ができて産業政策が円滑に進んでいくことが望ましい、そういう確信を持つて出してあります。

○井上計君 われわれも今回の改正法については非常に高く評価をしておりますし、また、それだけに期待をしておりますので、やはりそういう期待の中で、アウトサイダー問題について何か障害になるんではなからうか、こういう懸念があるものですから、再三伺ひをしたといふこととあります。

それから、いま大臣のお話の中にちよつと出てまいりましたけれども、第二次の指定ですね。当然、現在の状況から考えて、幾つか指定をせざるを得ないといふような業種が出てくる、あるいはすでにあるんではなからうか、こう思ふんですが、ただいまお話をありましたが、業界自体がアウトサイダー問題を事前にやはり調整をして、自信がなければ出てこない、これはもうおつしやとおりだと思ふんです。ただ、それらの問題は、やはりいま大臣おつしやつていただきまして私も安心したわけですが、業界がそういうふうないわば障害になるような問題を事前に処理して、自信のある業界が名のりを上げる、また自信のある業界でなければ指定しない、こういうふうなこと大要結構だと思ひますので、いま大臣のおつしやつた方針を今後ともひとつ堅持をしていただくように、これは要望をしておきます。

次に、城下町法でちよつとお伺ひしたいのであります。まあ新法の改正の目玉といひますか、目玉をどこに置いておられるか、ひとつ長官お伺ひいたします。

○政府委員(神谷和男君) 御承知のように、従来

の城下町法は、いわゆるインパクトを受けた際の緊急経営安定対策と、企業誘致対策という二本の柱で構成されておつたわけでございすが、御承知のように経済の状況、特に俗に城主様と言われております構造不況業種に属する大企業が容易に立ち直るといふような情勢でもございせんし、さらに高度成長時代のように企業誘致で工場がどんどん立地するという時代でもございせんので、これらのいわゆる構造改善あるいは企業誘致の努力は引き続き継続はいたしますけれども、むしろやはり今後は地元の中小企業そのものを守り立ててその地域の振興を図ることが必要であらう、こういうことから新たに振興対策を第三番目の柱として加えて、改正、拡充の上で延長をお願いしたい、これが改正法の眼目でございす。

○井上計君 それで長官ね、別にあります産地中小企業対策臨時措置法ですね、これとの実はまた関連がかなりあると思ふんです。特に親企業が構造不況、そのいわば城下町、その中小企業の新しい振興対策になつてきますと、先ほど申し上げたことと関連をいたしますけれども、結局また新しい分野、新事業の開拓といふのが当然大きな振興対策の中心になつていくと、こう思ふんです。そうすると、例の従来ありますところの産地中小企業対策臨時措置法とこれまた競合をする。新しい分野といふのは、中小企業が入り込む新しい分野といふのは、その企業は新しい分野でしようけれども、既存の分野へ入り込むといふようなことで、そのまた分野でのまた競争が激化して、過剰生産になつて、またその業種が不況になる、こんなふうなことの懸念が実はあるわけなんです。これは、それらの面についての調整を十分ひつと考へをいただかなければいけない、こう思つてゐる。時間がありませんから特にお答え結構でありますけれども、すでに従来でもあるんです。たとえば申し上げますと、繊維産業等考へてみますと、ある地域が新しい分野、新しい分野といつても実は従来の着尺地、着物地が洋服地の分野へ進出する、これは新しい分野である。と

ころが、それはそれでこちらの方でまた新しい競合を起こしてある、こういうふうなのが至るところに出ておられる、その間の調整を私は特に中小企業の業種に対しては、これは大臣先ほどからおっしゃっておられますように、強い役所の権限といひますか、監督とか指導とかというふうなことが余り行き過ぎてはいけませんけれども、ある程度までのやはり指導というものが無いと、ますます複雑になつて競合して、さらにまた落ち込んでいくというおそれが多分にありますので、いけばその交通整理的な指導も十分ひとつお考えをいただきたいと思います。

若干、御見解があればお聞かせいただければ結構であります。

○政府委員(神谷和男君) 基本的に新分野と申し上げても、全く従来なかつたような新しい商品を開発するというようなことは中小企業にとつても容易ではございませんで、従来の経営資源といひますか、あるいは経験の蓄積をさらに拡充して新しくみずからの経営資源を豊富にして、いろいろな分野に出ていく、こういうことにならうかと思ひます。

ただ、その際には御指摘のように、従来あつたいわゆる一般的なところに出ていく、こちらが左がだめだから右にいくというような形ではなくして、やはりその地域地域で獨創性を生かして、中小企業の場合にはよくき間経済と言われておりますけれども、多様化社会のすき間をねらつて自分の獨自性を誇示して大いにマーケットを広げていく、こういうような方向に出ていつてもよろうことが望ましいわけでございます。

ただ、具体的にどのような形で地元の計画が進んでいくかどうかということに関しては、振興計画を承認いたします前提として都道府県知事に振興指針というものをつくつていただく予定にいたしております。この振興指針はもちろん頭からこういうことをやれというふうなことを盛り込むつもりはございませんで、大きなガイドライン、流れというものを盛り込むつもりでございます。

すが、その中でその指針に沿つた計画をつくつていく段階で、地方公共団体との会話を通じながら、やはりネガティブチェックといひますか、こういうようなところについても非常に従来のものと競合するからもう少し広くしたらどうだというような形の指導をしていただくことを期待しております。私どもは関連地方公共団体に指導指針を作成するに当たつてそのようなものを織り込み、あるいはそのような心構えで指導をしていただくよう所要の通達その他をお願いをするつもりでございます。

○井上計君 長官ね、いまおっしゃつたようなそういうふうな面での配慮よくわかりますし、また、必要であるわけですが、ただ、地方自治体が振興計画を指導し、つくるわけですが、県内の競合するものについてはわかるんですが、ところが、私、地元愛知県ですが、愛知県と岐阜県と実は同じようなものが御承知のようにあるわけですね。その場合に愛知県ではいけばそういうふうな振興計画、県内としては競合するものがない、支障がないとなりまして、岐阜県と完全に競合するものがあるわけですね。そういう例がいふん各地にはやっぱり存在すると思うんですね。したがつて、これは通産局単位といひますか、広域的なそのような調整指導というものが必要であらう、こう思ひますので、特にこれは要望しておきます。

それから私、すっかりかぜを引いて、戦場疲れで声が出ないので実はまだ大分時間があるんですが、もうこれでやめます、しゃべることが大変つらいもんですから。私の地元の愛知県では幸いにこの城下町法案による指定はいまのところないわけなんです。しかし、これから起きる可能性はあるわけですね。したがつて、今後の地域指定については、地方自治体の意見を十分ひとつ尊重していただいて反映していただく。やはりこれもタイミングの問題があると思うんですね。やはりタイミングを失すると、せっかくの法律が役に立たぬ、あるいはその効果が薄い、こういうふうな例

をしれば聞いておりますので、今後こういうふうな新しい地域指定をされる場合に、十分ひとつタイミングをお考えいただいて、必要なものについてはやはり速やかに指定をしていただく、このことをひとつお願いしたいと思ひますが、何かお聞かせいただければ御見解をお聞きしておきます。

○政府委員(神谷和男君) まず先ほどの答弁に関連いたしましては、私どもいたしましては、新しい新規事業に関して補助事業を考えております。したがつて、通産局あるいは私どもそれらの執行に当たりまして、いわゆる産業官庁としての経験を地方公共団体によく供給をさせていただくつもりでございます。

それから地域指定に関しましては、御承知のように業種指定、地域指定という段階を経て行われるわけでございますが、業種指定を行います際にも本当に困つてゐる地域があるかどうかという点に着目して必要である場合には速やかに業種指定も行ひ、さらに必要な地域指定を行う、こういうことでございまして、政令にお任せいただいておりますので、迅速かつできるだけ効率的な形でこれを行うようにいたしたいと思ひます。

○委員長(亀井久興君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(亀井久興君) ただいま議題となつております両案の審査のため、来る二十一日に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(亀井久興君) 御異議ないと認めます。なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(亀井久興君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十分散会